

## 品目別廃棄物処理・リサイクルガイドライン進捗状況及び改定（案）

|                        |         |      |
|------------------------|---------|------|
| 1 紙                    | … … … … | p 1  |
| 2 ガラスびん                | … …     | p 3  |
| 3 スチール缶                | … …     | p 5  |
| 4 アルミ缶等                | … …     | p 7  |
| 5 プラスチック               | … …     | p 8  |
| 6 自動車                  | … …     | p 12 |
| 7 オートバイ                | … …     | p 15 |
| 8 タイヤ                  | … …     | p 17 |
| 9 自転車                  | … …     | p 18 |
| 10 家電製品                | … …     | p 19 |
| 11 スプリングマットレス          | … …     | p 21 |
| 12 オフィス家具              | … …     | p 22 |
| 13 カーペット               | … …     | p 23 |
| 14 布団                  | … …     | p 24 |
| 15 乾電池                 | … …     | p 25 |
| 16 小形二次電池等             | … …     | p 26 |
| 17 自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池  | … …     | p 28 |
| 18 カセットポンベ             | … …     | p 29 |
| 19 エアゾール缶              | … …     | p 30 |
| 20 小型ガスボンベ             | … …     | p 31 |
| 21 消火器                 | … …     | p 32 |
| 22 ぱちんこ遊技機等            | … …     | p 33 |
| 23 パーソナルコンピュータ及びその周辺機器 | … …     | p 34 |
| 24 複写機                 | … …     | p 36 |
| 25 ガス・石油機器             | … …     | p 37 |
| 26 繊維製品                | … …     | p 38 |
| 27 潤滑油                 | … …     | p 40 |
| 28 電線                  | … …     | p 41 |
| 29 建設資材                | … …     | p 42 |
| 30 浴槽及び浴室ユニット          | … …     | p 46 |
| 31 システムキッチン            | … …     | p 47 |
| 32 携帯電話・P H S          | … …     | p 48 |
| 33 蛍光管等                | … …     | p 49 |
| 34 自動販売機               | … …     | p 50 |
| 35 レンズ付フィルム            | … …     | p 51 |

平成 15 年 9 月 8 日

産業構造審議会 廃棄物・リサイクル小委員会

| 品目名 | 平成13年7月12日改定ガイドライン  | 進捗状況(今まで講じてきた主要措置)  | ガイドラインの改定(案)<br><small>注)下線部は今回改定案</small>   |
|-----|---|---|--|
| 1.紙 | <p>1. 古紙利用の促進</p> <p>(1) 目標：「リサイクル60目標」<br/>「古紙リサイクル促進のための行動計画」(平成12年12月策定)に基づき、資源有効利用促進法における特定再利用業種として、古紙利用の一層の拡大を計画的に推進することとし、平成17年度に紙・パルプ製造業における古紙利用率60%の達成を図る。<br/>(平成12年度57.3%)</p> <p>(2) 古紙利用の拡大<br/>各種紙製品分野において古紙利用率の拡大に努める。特に、従来、古紙の利用が少なかった印刷・情報用紙(紙生産に占める比率37%、古紙利用率22%)の分野において古紙利用の拡大に努める。このため、各企業において古紙再生設備の導入を進める。</p> <p>(3) 再生紙等の利用の拡大<br/>(財)古紙再生促進センターによる普及啓発活動の推進などにより、古紙利用製品(トイレットペーパーなどの衛生紙、ノート、再生コピー用紙等)の購入への国民の意識の普及・啓発を推進する。また、各企業が実施している再生紙の表示、古紙利用率の表示をさらに進めるとともに、グリーンマーク制度について、古紙再生促進センターにおいて関係者での議論を踏まえつつ、更なる苗木配布事業終了後の普及のあり方を含め、平成13年度中に詳細な検討を行う。</p> <p>グリーン購入法及び省エネルギー・省資源対策推進会議の申合せ等に基づき、中央省庁における再生紙の使用拡大を図る。<br/>また、「古紙リサイクル促進のための行動計画」に基づき、紙利</p> | <p>(1)目標<br/>・資源有効利用促進法の特定再利用業種に製紙業が継続指定され、同法に基づき、現在「リサイクル60目標」を実施中。<br/>(古紙利用率(実績)平成14年度 59.8%)</p> <p>(2)古紙の利用の拡大<br/>・日本製紙連合会古紙部会に対して、平成13年度以降の新たな古紙利用率の自主的目標値の設定のための検討を要請、同連合会では、技術的な検討と古紙リサイクル推進検討会での検討状況を踏まえ、2005年度までに古紙利用率を60%に向上する自主目標を12月に決定。<br/>・各企業に対して、再生紙製造設備(DIP設備等)の設置・増強計画等についてアンケート調査を実施。<br/>・印刷情報用紙への古紙利用率は平成12年度の22%から平成13年度で25%まで向上。</p> <p>(3)再生紙等の利用の拡大<br/>・政府公報等による普及・啓発<br/>- ippōn NOW(古紙リサイクルに協力を)(10月7日号首都圏版)<br/>- フジテレビ「キク!見る!(~循環型社会の構築~)(平成14年10月11日)<br/>- 主要新聞突出し~みんなで古紙リサイクル!! - 古紙リサイクル週間(10/6~12)~<br/>・(財)古紙再生促進センターの事業<br/>- グリーンマーク表示の実施。<br/>- グリーンマーク表示商品 16,711銘柄(平成13年度末)<br/>- 児童生徒への啓発は、ペーパーリサイクル講習会を実施して補完。<br/>平成14年度10カ所のうちの5カ所)<br/>- 古紙利用新規用途開拓委員会の開催。<br/>- 再生紙利用促進のためのパンフレット等の配布。<br/>- リサイクルペーパーフェアの開催(平成14年度2カ所)<br/>- 紙リサイクルセミナー、古紙利用新技術セミナーの開催。<br/>- リサイクル対応型紙製商品開発調査の実施<br/>・日本製紙連合会の事業<br/>古紙の利用拡大を図るために広報活動等の実施。<br/>- インターネット(ホームページ)によるリサイクル関連広報<br/>- 環境・リサイクル関係パンフレットの作成、配布<br/>- 環境講演会の実施(年4回)<br/>- 小学校教職者を対象とした環境・リサイクル問題の理解促進のための工場見学会の実施(年4回)<br/>- リサイクル関連の雑誌広告の掲載(年3回)<br/>・機械すき和紙連合会の事業<br/>- 古紙リサイクル週間に、ショッピングセンター等でパネルや古紙利用製品サンプル展示、紙すき体験等の実施<br/>- 小・中学生、学校教員等向けに再生紙原料使用の工場見学の実施。<br/>- 古紙製品のPR用パンフレットの作成、配布、およびインターネットによるPRの実施<br/>- 静岡県家庭紙工業組合の統一ブランド「トイレットペーパー・ふじのかみ」(100%再生紙使用)の製造・販売。<br/>- 東京23区ブランド等、各都市との連携による古紙原料トイレットペーパー(100%再生紙使用)の普及拡大、災害放出用に備蓄するトイレットペーパー(100%再生紙使用)の利用拡大。<br/>・グリーン購入法による再生紙の利用促進を図る。<br/>・紙製造業界、紙利用業界と協力し「古紙リサイクル促進のための行動計画」を策定。団体を通じて行動計画の周知と協力を呼びかけた。</p> | <p>1. 古紙利用の促進</p> <p>(1) 目標：「リサイクル60目標」<br/>資源有効利用促進法における特定再利用業種として、古紙利用の一層の拡大を計画的に推進することとし、平成17年度に紙・パルプ製造業における古紙利用率60%の達成を図る。<br/>(平成14年度59.8%)</p> <p>(2) 古紙利用の拡大<br/>各種紙製品分野において古紙利用率の拡大に努める。特に、従来、古紙の利用が少なかった印刷・情報用紙(紙生産に占める比率37%、古紙利用率25%)の分野において古紙利用の拡大に努める。このため、各企業において古紙再生設備の導入を進める。</p> <p>(3) 再生紙等の利用の拡大<br/>(財)古紙再生促進センターによる普及啓発活動の推進などにより、古紙利用製品(トイレットペーパーなどの衛生紙、ノート、再生コピー用紙等)の購入への国民の意識の普及・啓発を推進する。また、各企業が実施している再生紙の表示、古紙利用率の表示をさらに進めるとともに、グリーンマーク制度について、更なる普及着を図る。</p> <p>グリーン購入法に基づき、中央省庁における再生紙の使用拡大を図る。</p> |

用事業者等における再生紙の利用拡大等を推進する。

(4) 古紙他用途利用の拡大

「古紙リサイクル推進検討会」報告書（平成12年12月）を踏まえ、低級古紙のリサイクルを促進する観点から古紙の他用途利用のための技術開発及び施設整備等を進める。

2. 古紙回収の促進

(1) オフィス古紙の回収の促進

増加しているオフィスから排出される古紙について、回収の促進を図る。

オフィス古紙回収マニュアルの民間企業への普及・啓発（講習会等）を進め、オフィス古紙の回収を促進する。

オフィス古紙の複数企業による効率的な共同回収・リサイクルを民間のリサイクルシステムを活用して構築するなど、オフィス古紙の効率的な回収システムの構築を促進する。

(2) 集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大

家庭から排出される古紙についても回収の拡大を図る。

集団回収等について、（財）古紙再生促進センターによる回収方法等の普及・啓発（講習会等）の一層の推進を図る。

3. 紙製容器包装リサイクルの促進

(1) 飲料用紙製容器（紙パック）

「飲料用紙製容器のリサイクル促進のための勉強会」のとりまとめ（平成12年5月）を踏まえ、紙パックに関し、回収促進のための啓発を行い、再生容易な製品の製造及び再生利用のための技術開発を進めるとともに、全国牛乳容器環境協議会において平成13年度中にその回収・リサイクル率向上のためのアクションプログラムを策定し、更なる回収・リサイクル率の向上を目指す。

（平成10年度25.1%）

紙パックのリサイクル促進を図るため、モデルとなる取組事例の収集・整理、モデルリサイクル事業の実施を行い、この結果を基に自治体向けの分別収集手引書を作成・配布する。

(2) その他紙製容器包装

容器包装リサイクル法により、平成12年度から市町村で分別収集された飲料用紙容器・段ボール以外の紙製容器包装が再商品化されつつあるが、製紙原料以外の用途拡大を図るため、新規用途について技術開発を行い、施設の整備を図るとともに、新規用途品の市場開拓を図る。

紙製容器包装の回収に取り組んでいる市町村及び再商品化事業者に対する実態調査を実施し、その結果や収集・選別のモデル事業の成果等を基に、市町村による分別収集及び再商品化事業者によるリサイクル施設の整備等の促進に向けた情報提供を行う。

「紙製容器包装リサイクル推進協議会」を活用し、紙箱等のリサイクルを推進する。

(3) 表示

その他紙製容器包装が資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、その他紙製容器包装への識別マークの表示を徹底する。

紙パック、段ボール製容器包装についても、自主的取組としての識別表示を推進するとともに、今後の実施状況等を踏まえた上で、必要に応じ、法制化を検討する。

(4) 古紙他用途利用の拡大

・（財）古紙再生促進センターによる古紙利用新規用途セミナーの開催。新規用途の普及促進。  
・古紙他用途利用における古紙利用量は、18.1万トン（平成14年度（財）古紙再生促進センター調べ）。

(1) オフィス古紙の回収の促進

・（財）古紙再生促進センターの事業  
-雑誌等古紙分別収集有効利用システムモデル事業の実施  
（平成14年度インターネット活用モデル1件を実施。13年度はインターネット活用モデル事業を含む。全国4カ所で実施）  
-平成14年度よりオフィス古紙回収システム普及のための研修会を新規に実施。全国8カ所で開催。

(2) 集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大

・（財）古紙再生促進センターの事業  
-家庭系古紙の適切な分別回収を促進するための「-パーサイクル講習会」の開催（平成14年度10カ所（13年度22カ所））  
・全国製紙原料商工組合連合会の事業  
-古紙回収促進パンフレットの配布、ホームページによるPR。  
-全国自治体の古紙回収事業への協力。

(1) 飲料用紙製容器

・平成13年度における飲料用紙製容器のリサイクル率は30.2%（前年度28.8%）に向上した。  
・平成12年5月に導入した識別表示の導入率は、平成14年度、銘柄数で88.9%（前年度31.4%）、生産数で64.5%（前年度48.5%）と向上。  
・紙パックリサイクルの情報提供を図るため、ホームページを開設した（平成13年度）

(2) その他紙製容器包装

前年に引き続き、古紙再生ボード、覆土代替材、固化化燃料について、技術開発を実施。

紙製容器包装リサイクル実態調査の実施（（財）古紙再生促進センター、平成12～14年度）

紙製容器包装分別収集物実態調査の実施及び自治体へのヒアリングと提言の実施（紙製容器包装リサイクル推進協議会）

(3) 表示

その他紙製容器包装を資源有効利用促進法指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、その他紙製容器包装への識別マークの表示を徹底する。

紙パックの表示実施率：64.5%（前年58.7%）

（平成14年9月末現在 飲料用容器リサイクル協議会調査）

段ボール製容器包装の表示実施率：52.6%

（平成13年9月末現在 日本段ボール工業会調査）

(4) 古紙他用途利用の拡大

低級古紙のリサイクルを促進する観点から古紙の他用途利用のための技術開発及び施設整備等を進め、RPFの供給能力を整備する。

2. 古紙回収の促進

(1) オフィス古紙の回収の促進

増加しているオフィスから排出される古紙について、回収の促進を図る。

オフィス古紙回収マニュアルの民間企業への普及・啓発（研修会等）を進め、オフィス古紙の回収を促進する。

オフィス古紙の複数企業による効率的な共同回収・リサイクルを民間のリサイクルシステムを活用して構築するなど、オフィス古紙の効率的な回収システムの構築を促進する。

インターネットを活用したより効率的なオフィス古紙回収システムの普及を促進する。

(2) 集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大

家庭から排出される古紙についても回収の拡大を図る。

集団回収等について、（財）古紙再生促進センターによる回収方法等の普及・啓発（講習会等）の一層の推進を図る。

3. 紙製容器包装リサイクルの促進

(1) 飲料用紙製容器（紙パック）

「飲料用紙製容器のリサイクル促進のための勉強会」のとりまとめ（平成12年5月）を踏まえ、紙パックに関し、回収促進のための啓発を行い、再生容易な製品の製造及び再生利用のための技術開発を進めるとともに、全国牛乳容器環境協議会において平成13年度中にその回収・リサイクル率向上のためのアクションプログラムを必要な施策を策定し、更なる向上を目指す。

（平成14年度30.2%）

紙パックのリサイクル促進を図るため、モデルとなる取組事例の収集・整理、モデルリサイクル事業の実施を行い、この結果を基に自治体向けの分別収集手引書を作成・配布する。

(2) その他紙製容器包装

容器包装リサイクル法により、平成12年度から市町村で分別収集された飲料用紙容器・段ボール以外の紙製容器包装が再商品化されつつあるが、製紙原料以外の用途拡大を図るため、新規用途について技術開発を行い、施設の整備を図るとともに、新規用途品の市場開拓を図る。

紙製容器包装の回収に取り組んでいる市町村及び再商品化事業者に対する実態調査を実施し、その結果や収集・選別のモデル事業の成果等を基に、市町村による分別収集及び再商品化事業者によるリサイクル施設の整備等の促進に向けた情報提供を行う。

「紙製容器包装リサイクル推進協議会」を活用し、紙箱等のリサイクルを推進する。

(3) 表示

その他紙製容器包装が資源有効利用促進法指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、その他紙製容器包装への識別マークの表示を徹底する。

紙パック、段ボール製容器包装についても、自主的取組としての識別表示を推進するとともに、今後の実施状況等を踏まえた上で、必要に応じ、表示率をフォローしつつ法制化を検討する。

| 品目名      | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）  | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案  |
|----------|--|---|--|
| 2. ガラスびん | <p>1. リサイクルの推進<br/>           (1) ガラスびんにおけるカレット利用率の向上目標<br/>           資源有効利用促進法における特定再利用業種として、ガラスびんにおけるカレット利用率の向上を計画的に推進し、カレット利用率について平成13年度に65%との目標を達成するとともに、平成17年度に80%との目標達成を目指す。<br/>           (平成12年度77.8%)<br/>           異物除去装置等の導入・普及を図る。<br/>           リサイクルの推進に資するガラスびんの技術開発を推進する。<br/>           カレットをほぼ100%用いるエコロジーボトルの利用を推進する。</p> <p>(2) カレットの新規用途の開発、拡大<br/>           タイル、人工軽量骨材、道路舗装用骨材等カレットのガラスびん以外での新規用途を開発し、新規用途品の市場開拓及び供給能力の拡大を図る。<br/>           公共部門での需要拡大のための検討を行う。</p> <p>(3) カレットの品質向上<br/>           自治体に対し、ガラスびん（カレット）の分別の品質の向上を図るよう要請する。</p> <p>消費者に対し、ガラスびん（カレット）の分別の品質の向上のための協力を呼びかける。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・カレット利用率（実績）               <ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度 83.3%</li> <li>(平成13年度 82.0%)</li> <li>(平成12年度 77.8%)</li> <li>(平成11年度 78.6%)</li> <li>(平成10年度 73.9%)</li> </ul> </li> <li>・日本ガラスびん協会技術委員会、ガラスびんリサイクル促進協議会で検討を行い、平成17年度までにカレット利用率80%達成とする新たな目標を設定。本目標設定にしたがって、資源有効利用促進法の省令（判断基準）を改正（平成14年3月29日告示）。</li> <li>・税制優遇措置、政策投資銀行等低利融資制度等を活用しつつ、関連設備の導入を図っている。</li> <li>・結晶化ガラスの自動選別システムの技術開発を実施（平成8年度及び9年度実施）。</li> <li>・再資源化に適した着色ガラスびんの製造技術の研究開発を実施。</li> <li>・カレット利用率の向上を図るため、日本ガラスびん協会では、業界統一カレット受入品質規格を改訂（平成14年10月移行）。平成13年度は暫定規格を適用し、品質データの集積を行った。</li> <li>・市中カレット（主に緑、青色のカレット）を100%使用した「エコロジーボトル」を開発（平成3年度）、各社でPRを実施し需要拡大を図っている（平成13年出荷実績 約8500万本（前年比+8.5%））。</li> <li>・新規用途開発として道路用骨材への適用性に関する評価。<br/>           (平成7年度～)</li> <li>・新規用途開発として超軽量多孔質土木材に関する技術開発の成果普及（平成8年度及び9年度実施）</li> <li>・民活法の支援対象に、ガラスびんリサイクル施設を追加。</li> <li>・自治体の道路工事等へのカレット粒状化製品利用を可能にするための移動式カレット粒状化設備の技術開発の成果普及。<br/>           (平成8年度及び9年度実施)</li> <li>・ガラスカレットの需要拡大に資する技術開発を実施。<br/>           (新規技術開発予算・平成10年度～12年度)</li> <li>・ガラス入りアスファルト舗装の再生合材による試験舗装<br/>           (平成12年度)</li> <li>・建設省「公共事業における試験施工のための他産業再生資材試験評価マニュアル案（平成11年）」の普及。</li> <li>・ガラスびんリサイクル促進協議会において、国の委託事業（ガラスカレット地域別需給動向把握システムの開発）として、カレットの需要動向把握システムの開発を行った。（平成13～14年度）</li> <li>・地方自治体を対象に回収システム、回収方法についてのアドバイスや普及・啓発活動を継続するとともに（昭和59年度～）、終了した事業の成果を全国の地方自治体等にパンフレット等で周知することにより、ガラスびんの分別収集に対する意識の向上を図る。（平成8年度～）</li> <li>・地方自治体が分別収集したガラスびんの品質について異物混入状況等に応じたランク付けを行うことにより、ガラスびんの品質向上に向けての努力を促した。その際、具体的な品質基準を示したパンフレットを配布し意識を高める。（平成9年度～）</li> <li>・厚生省「ガラスびん分別収集の手引き（平成12年3月）」の各自治体への配布により分別収集における品質向上を図る。</li> <li>・分別収集された空きびんに異物混入が多い市町村に対し、関係団体において品質調査を行い、品質要請を実施。その結果市町村の努力により品質が改善された事例も見られている。</li> <li>・ガラスびんリサイクル促進協議会において、国の委託事業（モデルリサイクルシステム事業）として回収の実施、普及広報等のモデル事業を実施。分別収集における効果的な住民へのPR方法、収集方法等の成果の普及を図った。               <ul style="list-style-type: none"> <li>平成8年度 東海、関西地区</li> <li>平成7年度 関東地方</li> <li>平成6年度 埼玉県内及び千葉県内</li> </ul> </li> </ul> | <p>1. リサイクルの推進<br/>           (1) ガラスびんにおけるカレット利用率の向上目標<br/>           資源有効利用促進法における特定再利用業種として、ガラスびんにおけるカレット利用率の向上を計画的に推進し、カレット利用率について平成13年度に65%との目標を達成するとともに、平成17年度に85%との目標達成を目指す。<br/>           (平成13年度82.0%、平成14年度83.3%)<br/>           異物除去装置等の導入・普及を図る。<br/>           リサイクルの推進に資するガラスびんの技術開発を推進する。<br/>           カレットをほぼ100%用いるエコロジーボトルの利用を推進する。</p> <p>(2) カレットの新規用途の開発、拡大<br/>           タイル、人工軽量骨材、道路舗装用骨材等カレットのガラスびん以外での新規用途を開発し、新規用途品の市場開拓及び供給能力の拡大を図る。<br/>           公共部門での需要拡大のための検討を行う。</p> <p>(3) カレットの品質向上<br/>           自治体に対し、ガラスびん（カレット）の分別の品質の向上を図るよう要請する。</p> <p>消費者に対し、ガラスびん（カレット）の分別の品質の向上のための協力を呼びかける。</p> |

2. リデュース、リユースの推進  
軽量びんの開発、普及を図る。

リターナブルびんの利用促進のため、統一規格びんの普及方策を検討するとともに、リユース（リターナブル）を考慮したリサイクル目標を検討する。

- ・飲料メーカー主導により、各びんメーカーで軽量びんの開発、普及を実施。ビールびん、牛乳びん等において、従来に比べ21～25%の軽量化を実現。
- ・税制優遇措置、政策投資銀行等低利融資制度等を活用しつつ、洗びん・検びん、洗函装置の導入を図っている。
- ・飲料メーカー及びびんメーカーの協力により再利用促進の表示として「R」マークを導入するとともに統一規格びんの採用を実施。（平成4年度開始）（平成13年出荷実績 約1100万本（前年比+3.1%））
- ・リターナブルびんの利用促進を図るために必要な、問題点の把握、検討、解決策の提案を実施。（平成7年度開始）  
業界団体においてリターナブルびんの現状分析、減少要因の分析（ライフスタイルの変化による影響、流通の変革による影響、商品別の要因）を実施。

2. リデュース、リユースの推進  
軽量びんの開発、普及を図る。

リターナブルびんの利用促進のため、統一規格びんの普及方策を検討するとともに、リユース（リターナブル）を考慮したリサイクル目標を検討する。

| 品目名     | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況(今まで講じてきた主要措置)   | ガイドラインの改定(案)<br><small>注)下線部は今回改定案</small>   |
|---------|--|--|--|
| 3.スチール缶 | <p>1. リサイクル・リデュースの推進</p> <p>1.目標値<br/>目標:スチール缶リサイクル率85%以上<br/>(平成12年84.2%)</p> <p>なお、適正なリサイクル率を設定するため、諸統計類の整備を含めた国によるリサイクル率算出方法について標準化を行うことを視野にいれつつ検討を進める。</p> <p>2. リデュース・リサイクル対策の推進<br/>資源を合理的・効率的に利用するという観点から、総合的なリサイクルを推進するとともに、一層の薄肉化・軽量化を促進する。</p> <p>3. 製鋼原料としての用途拡大<br/>全国80箇所以上に点在する高炉メーカー・電炉メーカー・鑄物メーカーにおいてあらゆる鉄鋼製品の原料として活用できるという特徴を活かし、今まで以上に広範囲な用途への適用を行うべく検討を進める。</p> <p>4. 容器包装リサイクル法と連携したリサイクル対策の推進<br/>容器包装リサイクル法に関して、分別基準及び保管施設の設置の基準を満たす鋼製の容器包装について、その円滑な取引及びリサイクルを確保していくために、スチール缶リサイクル協会にて次のような対応を行う。</p> <p>(1) 「一般的自律的に有価で取引される状況にある」ことの裏付けとなる事実関係を継続的に把握する。</p> <p>(2) 本システムが更に有効に機能するために、市町村による分別収集の拡大に向けたコンサルティング及び啓発活動の支援事業をボランティアに継続する。<br/>啓発活動の内容<br/>・リサイクルフェア開催時の協賛、ポスター、パネル、パンフレット類の提供<br/>・リサイクルセンター展示品の提供<br/>・ビデオ、CD-ROMの提供</p> <p>(3) いわゆる逆有償の状況についての可能性を有する状況に係る報告があった場合には、業界として次の各段階において適切な措置を講ずる。<br/>・第1段階：逆有償の状況の可能性を有する上記に係る原因の究明、当該状況改善のための市町村に対する助言<br/>・第2段階：自治体に対し有償又は無償で引き取る事業者又は受入れ鉄鋼メーカーに関する情報提供<br/>・第3段階：最終的に上記各段階における措置が功を奏さない場合であって、自治体側が逆有償の状況解消の意思を表しているときは、容器素材メーカー又は同メーカーにより処理を委託された者による無償による引き取りを用意<br/>なお、上記対応については、一般缶等他の鋼製の容器包装関係団体とも連携を密に保っていく。</p> <p>.今後の事業活動について<br/>容器包装リサイクル法と連携して、スチール缶リサイクル協会の推進してきた「消費者による分別排出 自治体による分別収集 鉄鋼メーカーによる再利用」という三位一体となった社会システム構築のため、再資源化対策、美化・散乱対策、普及啓発対策を3本柱に更に活動を強化推進していく。</p> <p>1.再資源化対策<br/>(1)自治体の分別収集促進のためのコンサルティング及び啓発活動の実施継続</p> | <p>・リサイクル率(実績)<br/>平成14年 86.1% &lt;新定義&gt;<br/>平成13年 85.2%<br/>82.9% &lt;新定義&gt;<br/>平成12年 84.2%<br/>平成11年 82.9%<br/>平成10年 82.5%<br/>平成9年 79.6%<br/>平成8年 77.3%</p> <p>(注) 平成13年の新定義によるリサイクル率は、ペットフード缶の輸出入量等を勘案した新しいリサイクル率により算定した値</p> <p>・リサイクルルートに関する調査を実施</p> <p>・省資源化の観点から、素材の薄肉化及び軽量化を図り、過去10年間で素材の厚みを約20%削減</p> <p>・高炉メーカーでの20万t以上引き取りを目指し体制の整備を行ってきた結果、平成11年は20.8万t、平成12年は25.5万tと目標の引取量を達成したため、受入体制の整備は完了<br/>(平成13年度は、19.4万tと減少したものの、発生量の減少に伴うもの)</p> <p>・平成8年より毎年1~2月にスチール缶の分別収集、資源化処理、売却等に関するアンケート調査を実施し、結果を年次レポートに掲載し、データベースとして構築</p> <p>・市町村の分別収集促進のためのリサイクル施設設置支援事業を実施<br/>(平成11年度12箇所、平成10年度15箇所、平成9年度11箇所、平成8年度23箇所、平成7年度20箇所)</p> <p>・逆有償について、平成13年度の実績はない。</p> <p>.今後の事業活動について<br/>スチール缶リサイクル率は既に目標値を達成し、再資源化体制は整備されたため、今後は体制維持に重点をおくとともに、スチール缶リサイクルの普及啓発に努めていくことにする。</p> <p>1.再資源化対策<br/>(1)リサイクルシンポジウムへの支援<br/>(2)スチール缶リサイクル相談室でのコンサルティングの継続</p> | <p>1. リサイクルの推進</p> <p>1.目標値<br/>目標:スチール缶リサイクル率85%以上<br/>(飲料容器に加え、ペットフード缶の輸出入量を勘案した率により算定した値)</p> <p>平成13年ガイドラインにおいて、リサイクル率85%以上を目標としてきたところ、平成13年に目標を達成したことにより、昨年から新たな定義によるリサイクル率を掲げ、実質的に前倒しで目標値の見直しを実施。スチール缶リサイクルは、ほぼ再資源化体制は整備されたことから、今後は、体制の維持及び普及啓発に重点を置く。</p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>(2) 事業系リサイクル対策の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体との共同作業の研究会による事業系の資源化システム作りの研究の実施</li> </ul> <p>(3) リサイクルシンポジウムへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回実施</li> </ul> <p>(4) リサイクルマニュアルの改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集の拡大に向け、その方法と対策について整理</li> </ul> <p>(5) スチール缶リサイクル相談室でのコンサルティングの継続</p> <p>2. 美化・散乱対策</p> <p>「市街地におけるあき缶散乱防止対策調査」の結果等を踏まえ、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境教育シンポジウム等の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・美化リーダーの養成等を目的に実施</li> </ul> </li> <li>(2) 美化ボランティア団体への支援活動</li> <li>(3) 合同美化キャンペーン等啓蒙活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の観光地におけるポイ捨て防止キャンペーン等を実施</li> </ul> </li> </ul> <p>3. 普及啓発対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費者、事業者、行政関係者への普及啓発の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化見学会の実施</li> <li>・リサイクルフェア等への協力、パンフレット等資材の提供</li> </ul> </li> <li>(2) マスコミ関係者への理解活動の継続（記者発表会等）</li> <li>(3) アニュアルレポートの作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会活動内容、スチール缶リサイクルの現状等の情報提供</li> </ul> </li> </ul> | <p>(平成3年度開設、継続実施中)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体との共同作業による事業系資源化システム作りの実施（平成10年度京都市、平成9年度藤沢市・熊本市、平成8年度大宮市・岐阜市、平成7年度船橋市・川口市、平成6年度北九州市・千葉市）。平成10年度までに9都市で調査を行い、平成11年度はそれをもとにレビューを実施した結果、事業系資源化システム作りは着実に進捗していることを確認した。</li> </ul> <p>・シンポジウム及び研究会等自治体清掃担当者との会合を実施</p> <p>・分別収集の拡大に向け、分別収集と資源化設備について、技術的な解説と設置計画の手順をまとめたマニュアルを作成し、全国自治体へ配付</p> <p>・市街地の美化に関する美化研究会を設置（平成9年）し、地域住民を主体とした美化活動の組織を行政の協力を得ながら構築する美化システムを検討。また、美化システム作りに関するマニュアルを作成し、全国自治体、ボランティア団体等へ配布</p> <p>・市街地の美化に関する先進事例を紹介する全国まち美化シンポジウムを開催（年1回美化活動に熱心な都市で開催）。</p> <p>・美化ボランティア団体の連携、情報交換の場として全国まち美化連絡会議を設置</p> <p>・観光地におけるごみの散乱防止に関する合同美化キャンペーン等を実施</p> <p>・新聞広告、インターネット等を通じた啓発活動、ビデオ／パンフレット類の配布、リサイクルフェアへの協力、資源化施設見学会等を実施し、一般消費者、教師、生徒にスチール缶リサイクルの啓発活動を行う。</p> <p>・マスコミ関係者との懇談及びリサイクル率等発表の実施。</p> <p>・スチール缶リサイクルの現状、協会の活動等の情報提供を目的とした年次レポートを毎年7月頃に発行し、全国自治体へ配付</p> | <p>2. 美化・散乱対策</p> <p>「市街地におけるあき缶散乱防止対策調査」の結果等を踏まえ、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境教育シンポジウム等の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・美化リーダーの養成等を目的に実施</li> </ul> </li> <li>(2) 美化ボランティア団体への支援活動</li> <li>(3) 合同美化キャンペーン等啓蒙活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の観光地におけるポイ捨て防止キャンペーン等を実施</li> </ul> </li> </ul> <p>3. 普及啓発対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費者、事業者、行政関係者への普及啓発の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化見学会の実施</li> <li>・リサイクルフェア等への協力、パンフレット等資材の提供</li> </ul> </li> <li>(2) マスコミ関係者への理解活動の継続（記者発表会等）</li> <li>(3) アニュアルレポートの作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会活動内容、スチール缶リサイクルの現状等の情報提供</li> </ul> </li> </ul> |
|---|--|--|

| 品目名      | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況(今まで講じてきた主要措置)   | ガイドラインの改定(案)<br><small>注)下線部は今回改定案</small>   |
|----------|--|--|--|
| 4. アルミ缶等 | <p>1. 再生利用の推進<br/>       (1) 目標<br/>       アルミ缶における再生資源の利用率を平成14年度に80%に引き上げる。(平成12年度80.6%)<br/>       なお、適正なリサイクル率を設定するため、諸統計類の整備を含めた国によるリサイクル率算出方法について標準化をも視野にいたれた検討を行う。また、この検討の進捗をも踏まえつつ、平成14年度以降の新たな数値目標を平成13年度中までに設定する。</p> <p>(2) リデュース・再利用対策<br/>       効率的な再資源化のためには他の廃棄物の混入なしに多量に収集・回収することが必要なため回収ルートの整備等を引き続き推進する。<br/>       回収ルートの整備・充実<br/>       ① 自治体の分別収集推進への協力<br/>       ② 自治体の分別収集を補完するため、集団回収や学校回収に対する支援を推進するほか、回収拠点の拡大を図る</p> <p>ハ) 事業系回収への協力<br/>       ニ) モデル事業の実施・検証<br/>       ホ) リサイクルシステム構築に係るコンサルティング<br/>       ハ) アルミ缶の回収・リサイクルシステムについて昨年度までの調査結果の広報に努める。</p> <p>薄肉化・軽量化の促進<br/>       資源を合理的に使用するとの観点から薄肉化・軽量化を促進する。<br/>       広報・啓発活動の促進(散乱対策を含む)<br/>       ① 講習会等の開催<br/>       ② ポスター・パンフレットの作成等<br/>       ハ) 環境教育ビデオ「生まれかわる資源ゴミ」の貸出し等<br/>       ニ) 優秀な団体、個人及び学校を表彰</p> <p>2. 缶から缶(CAN TO CAN)再生利用の推進<br/>       回収量の増加によるリサイクルの停滞等行き先のない事態を回避するため、缶から缶(CAN TO CAN)再生利用を推進する。<br/>       目標：缶材への使用割合を平成14年度に80%へ引き上げる。(平成12年度74.5%)</p> <p>3. アルミ製容器包装の引き取り<br/>       容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)に関して、分別基準及び保管施設の設置の基準を満たすアルミ製の容器包装について、その確実かつ円滑な引き取り体制の整備を図る観点等から、アルミ缶リサイクル協会は、関係業界と連携し、有償又は無償で引き取る。また、更なる回収の改善を図るために、回収率の低い事業系の分野を中心に回収率の向上のための検討を行う。</p> <p>4. アルミ缶以外のアルミ製容器包装のリサイクル<br/>       アルミ缶以外の容器包装リサイクル法の対象となるアルミキャップやアルミチューブ等についてもリサイクルを促進する。</p> | <p>1. 再資源化の推進<br/>       (1) 目標<br/>       • 再資源化率の実績<br/>       平成14年度 83.1%<br/>       (平成13年度 82.8%)<br/>       (平成12年度 80.6%)<br/>       (平成11年度 78.5%)<br/>       • 平成11、12、13年度に続き、再資源化率導出にあたって第3者評価を実施。</p> <p>(2) リデュース・リサイクル対策<br/>       回収ルートの整備・充実<br/>       ① 自治体向けパンフレットを製作して全国自治体へ配布。また、ビデオの貸出などの実施。<br/>       ② 集団回収(学校回収を含む)に対して、回収業者との仲介などの支援<br/>       回収拠点の拡充(回収業者は増加、スーパー等が減)<br/>       平成15年3月末 2,000拠点<br/>       (平成14年3月末 1,996拠点)<br/>       (平成13年3月末 2,018拠点)<br/>       (平成12年3月末 2,057拠点)<br/>       ハ) 事業者による回収拠点に回収袋の提供などの協力を実施。<br/>       ニ) 事業系回収の調査とシステムの調査を実施。<br/>       ホ) 市民団体や事業者等からの問い合わせに随時対応。<br/>       ハ) 自治体におけるアルミ缶リサイクル費用の調査を行った。</p> <p>薄肉化・軽量化の推進<br/>       省資源の観点から、素材の薄肉化及び軽量化を図り、過去10年間で素材重量を約7%削減。<br/>       広報・啓発活動の推進(錯乱対策を含む)<br/>       ① 3R推進月間(毎年10月)に地方自治体等が開催する各種リサイクルイベント等に参加して啓発活動を実施。リサイクル啓発アルミ缶を作成して広く配布。また、リサイクル施設見学・研究会等を実施。<br/>       ② (社)日本アルミニウム協会及びアルミ缶リサイクル協会はパンフレットの作成・配布等普及啓発事業を実施<br/>       ハ) 環境教育ビデオ「生まれ変わる資源ゴミ」の貸出し等を実施。<br/>       ニ) 表彰<br/>       アルミ缶回収協力者表彰(昭和53年開始、平成14年度78件)、アルミ缶回収優秀校小・中学校表彰(平成5年度開始、平成14年度73校)</p> <p>2. 缶から缶(CAN TO CAN)再生利用の推進<br/>       • アルミニウムのリサイクルにおいてProduct to Productを目指した「非鉄金属系素材リサイクル促進技術開発」を実施。(平成5~平成14年度)<br/>       • CAN TO CAN率(実績)<br/>       平成14年度 70.3%<br/>       (平成13年度 67.8%)<br/>       (平成13年度低下理由：缶以外の自動車向け需要などが増加)<br/>       (平成12年度 74.5%)<br/>       (平成11年度 75.8%)</p> <p>3. アルミ製容器包装の引き取り<br/>       回収の改善を図るため、事業系回収の実態調査の実施</p> <p>4. アルミ缶以外のアルミ製容器包装のリサイクル<br/>       アルミキャップやアルミチューブなどの複合度の高いアルミ製品に適合した分別回収技術の開発を開始。</p> | <p>1. 再資源化の促進<br/>       (1) 目標<br/>       アルミ缶における回収・再資源化率を平成18年度に85%に引き上げる。(平成14年度83.1%)</p> <p>(2) 回収ルート等の整備<br/>       効率的な再資源化のためには、異物等の混入のない清浄な状態で回収する必要があり、そのための回収ルートの整備、啓発活動等を引き続き推進する。<br/>       ① 自治体の分別収集推進への協力<br/>       ② 自治体の分別収集を補完するため、学校、ボランティア団体等による集団回収、スーパー・マーケット等による拠点回収に対するノウハウの提供、支援及び回収アルミ缶引取ルートの拡充を図る。<br/>       ハ) 事業系回収への協力<br/>       事業系回収の経済性評価等の調査研究を実施する。</p> <p>(3) リデュースの推進<br/>       薄肉化、軽量化の促進</p> <p>(4) 広報・啓発活動の推進(散乱防止対策を含む)<br/>       ① 講習会等の開催<br/>       ② ポスター・パンフレットの作成等<br/>       ハ) 環境教育ビデオ「生まれかわる資源ゴミ」の貸出し等<br/>       ニ) 優秀な団体、個人及び学校を表彰</p> <p>2. 持続性のある再生資源利用の促進<br/>       安定的に再生資源化を維持するためには、再生資源の安定的な需要の確保が重要であり、CAN TO CAN再生資源化の維持・拡大及びその他再生資源の利用の促進を図ることにより、アルミ缶用材料の製造段階での再生資源の利用率の向上を図る。<br/>       目標：アルミ缶用材料における再生資源利用率を平成18年度に55%以上にする。</p> <p>3. アルミ製容器包装の引き取り<br/>       容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)に関して、分別基準及び保管施設の設置の基準を満たすアルミ製の容器包装について、その確実かつ円滑な引き取り体制の整備を図る観点等から、アルミ缶リサイクル協会は、関係業界と連携し、有償又は無償で引き取る。また、更なる回収の改善を図るために、回収率の低い事業系の分野を中心に回収率の向上のための検討を行う。</p> <p>4. アルミ缶以外のアルミ製容器包装のリサイクル<br/>       アルミ缶以外の容器包装リサイクル法の対象となるアルミキャップやアルミチューブ等についてもリサイクルを促進する。</p> |

| 品目名       | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）  | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案   |
|-----------|--|---|---|
| 5. プラスチック | <p>1. リサイクルの促進<br/>原材料としての利用が可能なプラスチック廃棄物については再商品化技術の開発、広報活動等、以下のような対策を講じ、再資源化の推進を図る。</p> <p>(1) 飲料用（酒類を含む）・しょうゆ用ペットボトル<br/>目標：自治体の分別収集が計画的に進むことを前提に、平成16年度までにリサイクル率50%（平成11年度22.8%）<br/>再商品化施設の整備を推進する。</p> <p>再生ペットの新規用途開発を推進する。</p> <p>自治体の分別回収を支援するため、技術情報を提供するなど市町村の分別による回収率の向上を図る。</p> <p>ペットボトルについて、リサイクル容易なボトルの製造（ボトル本体の単一素材化、着色ボトルの廃止等）を促進する。</p> <p>ボトル to ボトルのリサイクルに向けたモノマー化リサイクルの実用化を促進する。<br/>産業廃棄物として排出されるペットボトルも含めて、リサイクル関連統計に必要な数値データの収集が可能となる体制整備を検討する。</p> <p>(2) 発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材<br/>目標：平成17年までにリサイクル率40%（平成12年度34.9%）<br/>主要市場への溶融固化設備の導入を促進する（魚箱）。リサイクル拠点（エブシープラザ）を拡充・強化する。回収システムの拡充を図る。<br/>再生品の用途拡大を図る。</p> <p>(3) 発泡スチロール製流通用トレイ<br/>高性能減容機を普及促進する。<br/>再生品の用途拡大を図るため、普及・啓発を図る。<br/>トレイtoトレイ等マテリアルリサイクル推進のため、マテリアルリサイクルに適した「白色発泡スチロールトレイ」の円滑な供給の確保を目的として、スーパー・量販店等を通じた自主的な回収活動に対する支援策等を検討するとともに、消費者等に対して需要喚起のための啓発に努める。<br/>消費者や自治体に対する広報、啓発活動を行い、マテリアルリサイクルに適している「白色の発泡スチロール製食品用トレイ」の分別排出・収集の促進に努める。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年度の回収率は44.0%（市町村回収量161,651トン（40.1%）、事業系回収量15,535トン（3.9%）（参照））となった。</li> <li>指定法人の市町村からの平成15年度引取契約量185千トンに対し、平成15年度のペットボトル再商品化リサイクル施設の能力（再商品化見込み量）は292千トンと十分整備されている。</li> <li>平成14年度末におけるPET樹脂リサイクル推奨マークの認定商品数は、383だった。（平成13年度385）</li> <li>平成13年度末PETボトル分別収集自治体数2,617となった。（平成12年度は2,340）</li> <li>PETボトルリサイクル推進協議会（以下PET推進協といふ。）が平成14年度版の「PETボトルリサイクル年次報告書」、「PETボトル分別収集のボスター」、「再利用品カタログ」、広報誌「RING」等の配布、「NEW環境展」、「エコライフフェア」、「エコボウル展」への出展及び柏市、下関市等約20箇所のリサイクルプラザへの再生品等のサンプル提供と啓発活動に努めた。ホームページを充実した。</li> <li>「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」で着色ボトルを使用しないこととし、平成14年度で国産品はほぼなくなった。さらに大手の輸入品について、中味メーカーに再度要請を行い、一部改善した。なお、残るアウトサイダー・中小輸入製品の着色ボトルに今後どう対応していくかが課題である。</li> <li>ボトルtoボトルを具体的なスケジュールに載せたモノマー化商業プラント1社が6月完工、他の1社は建設中である。</li> <li>平成13年度では確認できた事業系回収量だけでも約15,535トンあり、平成14年のデータに関しては引き続き、調査を行っている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年のマテリアルリサイクル率は39.1%（サーマルリサイクルを含め64.7%）</li> <li>2005年（平成17年）目標リサイクル率の40%達成に近づく。</li> <li>市場助成累計件数 平成13年末88件 平成14年末90件</li> <li>エブシープラザ数 平成13年末148ヶ所 平成14年末150ヶ所</li> <li>従来の加熱減容システムに加え、圧縮減容技術の改良を図る。</li> <li>再生品の用途拡大を図るため、農業・土木分野への展開。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生省「プラスチック製容器包装分別収集の手引き（平成12年3月）」において、先進の自治体における高性能減容機の使用状況を紹介する等、その普及に努めた。</li> <li>再生品の用途拡大のため、グリーン購入法の特定調達品目に発泡スチロール製トレイ再生品を含めるべく作業部会において検討中。</li> <li>容器包装リサイクル法の対象として平成12年度に分別回収された、白色の発泡スチロール製トレイの再商品化（入札）について、マテリアルリサイクルを最優先として取り扱うこととした。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年度からの、プラスチック製容器包装についての容器包装リサイクル法への追加に伴い、市町村が率先的に白色の発泡スチロール製トレイを一般的のプラスチック製容器包装と分別して収集することが可能となった。（(財)日本容器包装リサイクル協会の白色発泡スチロール製トレイの引取実績は、平成13年度987トン（平成14年1,045トン））。</li> </ul> | <p>1. リサイクルの促進<br/>原材料としての利用が可能なプラスチック廃棄物については再商品化技術の開発、広報活動等、以下のような対策を講じ、再資源化の推進を図る。</p> <p>(1) 飲料用（酒類を含む）・しょうゆ用ペットボトル<br/>目標：PETボトルリサイクル推進協議会（以下PET推進協といふ。）の中に委員会を設置し、中長期の観点より、回収促進と回収予測に活用できる基盤整備を備えつつ、17年以降の回収率予測の検討を1年かけて行う。</p> <p>分別回収の問題点を把握するべく、関係省庁、自治体、調査機関と協力して情報収集を進め、特に回収率の低い大都市の実態調査を行い、回収率の向上に努める。</p> <p>推進協の自主設計ガイドラインに基づいた方針（ボトル本体の単一素材化、着色ボトルの廃止等リサイクル容易なボトルの製造）を推進する。</p> <p>a. 着色ボトルの廃止はもちろん徹底する。</p> <p>b. また排出量削減のため、設計ベースからリデュースを着実に進める。</p> <p>モノマー化リサイクルを活用したボトルの製品の定着化を進める。</p> <p>事業系廃棄物を分類し回収実態の把握度を高め、得られた成果を回収率に組み込む。</p> <p>(2) 発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材<br/>目標：平成17年までにリサイクル率40%<br/>主要市場への溶融固化設備の導入を促進する（魚箱）。リサイクル拠点（エブシープラザ）を拡充・強化する。回収システムの拡充を図る。再生品の用途拡大を図る。</p> <p>(3) 発泡スチロール製流通用トレイ<br/>高性能減容機を普及促進する。<br/>再生品の用途拡大を図るため、用途開発を促進する。<br/>トレイtoトレイ等、マテリアルリサイクル推進のため、マテリアルリサイクルに適した「白色発泡スチロールトレイ」の円滑な供給の確保を目的として、スーパー・量販店等を通じた自主的な回収活動に対する支援策等を引き続き検討するとともに、消費者等に対して需要喚起のための啓発に努める。<br/>消費者や自治体に対する広報、啓発活動を行い、マテリアルリサイクルに適している「白色の発泡スチロール製食品用トレイ」の分別排出・収集の促進に努める。</p> |

#### (4) 塩化ビニール

農業用塩化ビニルフィルムについては、再生樹脂の用途拡大を図るとともに、拠点整備のためのシステムを構築していく。これらの取組により、平成13年以降においても、引き続き60%のリサイクル率目標の達成を目指す。(平成11年51%)

塩ビ製の管・継手については、経済性を見極めつつ、平成17年度までにマテリアルリサイクル率の目標値80%を達成するため、中間受入場を全国各県に設置するとともに、塩化ビニル管・継手協会会員メーカーによる再生管の販売などを実施する。

塩ビ工業・環境協会によるリサイクルに関する普及・啓発を図る。

#### 2. ケミカルリサイクル等の推進

原料としてのリサイクルの可能性を拡大し、再商品化手法の多様化を図るため、プラスチック原料化、油化、ガス化、高炉還元、コークス炉原料化を引き続き推進する。

・用途開発は、電線シーズ用コンパウンドは開発終了し、実用化に向け活動中。引き続き歩車道分離用車止め、中央分離帯ブロックの開発は継続中。農道林道法面の防草工法によるリサイクルシートは、実用化された。従来からの農ビのリサイクル製品である弹性パネル、シートはグリーン購入法の認定商品になるべく、申請中である(現在ロングリストの段階)

・拠点整備は全国的にみて整備されつつあり、近年の環境問題の高まりにより、リサイクル意識が高まりつつある。

・リサイクル協力会社を15社18拠点から16社21拠点に増強した。また、中間受入場も全国に32拠点設置し、その結果沖縄県を除く全都道府県に最低1カ所の受入拠点が出来た。

・受入対象製品及び量拡大のため、リサイクル協力会社に対する粉碎機の設備支援を累計13社に実施した。

・協会規格再生塩ビ管3品種の普及を図るため、グリーン購入物品認定や標準仕様書記載を働きかけてきた。その結果、国のグリーン購入法特定調達品目、愛知県のあいくる材、東京都等都道府県や都市基盤整備公団の標準仕様書などに認定・記載された。

・各種リサイクルに関するパンフレットの作成や地方自治体各種団体、ユーザー等関係先に説明会を開催、また、セミナーシンポジューム等の開催や各種展示会への展示、ジュニアコーナー等ホームページおよび、メルマガの配信など広報活動の充実を図ってきた。その他、家電リサイクル法にもとづく再商品化の試みとして回収冷蔵庫のドアパッキンのリサイクルシステムについて家電製品協会のリサイクル部門と連携して構築中である。

・廃プラスチック熱分解油(ボイラ用)の標準情報(TR)を作成した。

・新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の委託を受け、化学会社、環境設備会社、(社)プラスチック処理促進協会が共同で廃プラスチックのガス化化学原料化技術の開発を終了。(平成10~12年度)

・新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の助成を受け、製鉄会社、塩ビ工業・環境協会、(社)プラスチック処理促進協会が共同で廃塩化ビニルの高炉原料化実証事業を終了。(平成10~12年度)引き続き研究開発を継続し、基本的な技術検討を終了した。(平成13年度)

・事業化に向けた課題の抽出を実施した。(平成14年度)

・化学会社、塩ビ工業・環境協会、(社)プラスチック処理促進協会が共同で塩化ビニルを多量に含有する廃プラスチックをセメント原燃料として利用する技術開発を終了。(平成10~12年度)

・(社)プラスチック処理促進協会において、循環型社会構築に向け、家電リサイクル法等の再商品化技術拡大を目指し、臭素系難燃剤含有使用済みプラスチックのケミカルリサイクル技術に関する調査を開始した。平成13年度はスタートの年としてラボスケールでのガス化基礎実験を行った。(平成13年度)基礎実験成果を参考に臭素含有プラスチックとして廃電気・電子機器及び自動車シユレッダーストを対象としたゼロエミッションケミカルリサイクル技術の開発を中国経済産業局の委託事業として実施し、目標通りの成果を得た。(平成14年度)

・(社)プラスチック処理促進協会において、展示会の開催、各種広報資料作成等により、ケミカルを含むプラスチックリサイクル技術全般に関する広報活動を継続している。特に広報媒体としてのインターネットの利用を重視し、協会ホームページの充実を図った。また、容り法の円滑運用支援の為、仕組み・再商品化技術及び自治体、住民の活動について新作ビデオを作成した。(平成13年度)

・(社)プラスチック処理促進協会において、サーマルリサイクル技術に関するデータベースを作成する為、焼却発電・RDF等サーマルリサイクル分野を中心に訪問調査(約10ヶ所)を実施し、データベースを作成した。(平成13年度)新たに7ヶ所の訪問調査を行い、前年度分と併せて17ヶ所としデータの充実を図った。(平成14年度)

・一廃系廃プラスチックの燃焼試験を流動床式ガス化溶融炉で実施し、塩素系樹脂濃度が通常の2倍まで増加しても、有害物質の排出基準をクリア出来る事を確認した。

・(社)プラスチック処理促進協会において、プラスチックの生産・廃棄・再資源化・処理処分状況等、廃プラ対策に必要な各種調査を実施し、工

#### (4) 塩化ビニール

農業用塩化ビニルフィルムについては、再生用途拡大を図りつつ、引き続き拠点整備のためのシステム構築に対し支援を行っていく。さらに今後は、排出者である農家への啓発活動を一層強化していく。こうした実状を踏まえ、平成15年度は60%のリサイクル率を目標とする。(平成13年48%)

塩ビ製の管・継手については、経済性を見極めつつ、平成17年度までにマテリアルリサイクル率の目標値80%を達成するため、リサイクルPR活動を通じて全国の排出者に使用済み材の受入れ拠点持込を呼びかけると共に、塩化ビニル管・継手協会会員メーカーによる再生管製造・販売を推し進める。

塩ビ工業・環境協会によるリサイクルに関する普及・啓発を図る。

#### 2. ケミカルリサイクル等の推進

原料としてのリサイクルの可能性を拡大し、再商品化手法の多様化を図るため、プラスチック原料化、油化、ガス化、高炉還元、コークス炉原料化を引き続き推進する。今後はハロゲン含有プラスチックへの適用にも力を入れる。

#### 3. エネルギー回収利用の促進

原材料としてリサイクルすることが困難な場合等について、エネルギーとしての回収利用を図る。

(1) 廃プラスチックを原料とする燃料(廃プラ固体燃料等)を用いたエネルギー回収利用の普及を図るため、公的支援を受けつつ廃プラスチック燃料等を利用する施設や設備の導入に努めるとともに、情報提供等を通じた多面的な協力を図る。

(2) 廃プラスチック燃料化等、エネルギー回収利用の手法が他のリサイクル手法と比べて、LCAに経済性を加味したエコ効率的評価の中での位置付けになるかを継続調査する。

- (2) 廃プラスチック燃料化等、エネルギー回収利用に係る国内外の現状調査を行い、LCA的評価を行う。

#### 4. プラスチック廃棄物の減量化

- (1) 新たな包装材料の開発、加工技術の開発等により包装材料削減を推進する。
- (2) 容器包装リサイクル法と連携して適切に対応するようにプラスチック容器包装リサイクル推進協議会が広報・普及等の推進を図る。
- (3) 「その他プラスチック製容器包装」(ペットボトル以外のプラスチック製容器包装)が資源有効利用促進法指定表示製品に指定されたことを踏まえ、その他プラスチック製容器包装への識別マークの表示を徹底するとともに、材質表示を促す。
- (4) 化粧品・洗剤等の詰め替え製品の推進など、製造事業者による容器包装の使用量の削減を引き続き推進する。

#### 5. 組立加工製品製造業との連携

プラスチックのマテリアルリサイクル等を広範に実施するため組立加工製品製造業、プラスチック成型加工業、プラスチック素材製造業の連携を促進するための枠組みを構築し、それぞれの加工組立製品ごとのグレード数の削減について検討を促進する。

また、グリーン購入法に位置づけられた品目における再生プラスチック利用の拡大や材質表示の徹底、同種の部材へのマテリアルリサイクルを促進するため、組立加工製品製造業の取組に対する必要な協力を図る。

#### 6. その他

##### (1) 生分解性プラスチックの開発・利用

環境中(土壤中等)の微生物等によって分解され、自然環境に対する負荷を低減する「生分解性プラスチック」の開発、普及促進とそのための環境整備を図る。特に、農業分野や食品分野における利用促進を図るために、モデル事業を実施するとともに、有機系廃棄物のリサイクルの要請に対応する。

エネルギー回収も含めた全体像(フロー図)を公表してきた。

- 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)において、廃プラスチックをスラリー化し、燃料等を製造する技術の開発を行った。(平成7年度～平成11年度)
- 容り法のその他プラスチックのストックポイント以降の輸送再商品化コストについて最小化を算出するシミュレーション法を開発した。(平成12年度)
- 信頼性のあるLCIデータを提供する為、プラスチック業界として検討を行い、平成11年7月に汎用7樹脂について業界代表値を公表した(平成7年～11年)
- 汎用樹脂の代表的な樹脂加工品のLCIデータを収集し、公表した(平成12年)。
- 廃プラスチックの処理・処分のLCIデータを収集し公表した(平成13年)。
- 廃プラスチック処理・処分システムのエコ効率手法を収集し、公表した。(平成14年)
- (社)プラスチック処理促進協会編パンフレット「プラスチックリサイクルの基礎知識」の全面改訂を行った。マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルについて最新情報を追加し、更にサーマルリサイクル(エネルギー回収)についても体系的(LCA的考察)に解説した。(平成14年度)

・産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 第3回容器包装リサイクルワーキンググループの参考資料のアンケート結果によると、プラスチック製容器包装に関わる取組のうち、「実施した」「あるいは」「検討中」と回答した割合が最も高かったのは、「容器包装の軽量化、薄肉化等」であり、ついで、「容器包装材に再生素材を利用」、「包装の簡素化」、「1商品当たりの容器包装アイテム数の削減」であった。

- ・指定法人による基準作成の支援。
- ・特定事業者、市町村、消費者、学校(教育機関)に対して啓発活動。
- ・ホームページによる情報発信
- ・各省庁への提言
- ・健全な再商品化事業者に対するサポート活動
- ・各業界による表示に関するガイドラインの作成や異業種による情報交換
- ・識別表示マーク原版等の配布
- ・資源有効利用促進法に基づく識別表示に関する説明会を開催して周知徹底を図った。
- ・市町村・消費者に対しての啓発活動
- ・特定事業者からの相談対応

・3Rの観点から経済産業省では使用削減に向けた各種取組が企業内でどのように評価されているかを把握することを目的として『容器包装の使用削減に向けた取組に関する調査』を実施したが、このアンケートにプラスチック容器包装リサイクル推進協議会として協力した。

- ・自動車業界の組立加工製品製造業と連携し、材料回収、リサイクル技術、用途拡大等の研究を行い、再生実証等を実施。
- ・パソコン業界に設置された「素材検討WG」において、意見交換・検討を開始。

バイオインダストリー協会において、安全性評価手法の調査検討を実施するとともに、食品包装材料としての安全性の検討を実施。安全性評価手法については、識別表示制度の中に反映され、食品包装材としての安全性検討の結果を含めてポリオレフィン等衛生協議会でポジティブリスト登録審議が行われている。

生分解性プラスチック研究会において、生分解性プラスチックの普及のためのシンポジウムを開催。

生分解性プラスチック研究会内に、識別表示委員会を設け、識別表示制度の運営を開始。既に400点を越える製品がグリーンプラ製品として

#### 4. プラスチック廃棄物の減量化

- 新たな包装材料の開発、加工技術の開発等により包装材料削減を推進する。
- 容器包装リサイクル法と連携して適切に対応するようにプラスチック容器包装リサイクル推進協議会が広報・普及等の推進を図る。
- 「その他プラスチック製容器包装」(ペットボトル以外のプラスチック製容器包装)が資源有効利用促進法指定表示製品に指定されたことを踏まえ、その他プラスチック製容器包装への識別マークの表示を徹底するとともに、材質表示を促す。
- 化粧品・洗剤等の詰め替え製品の推進など、製造事業者による容器包装の使用量の削減を引き続き推進する。

#### 5. 組立加工製品製造業との連携

プラスチックのマテリアルリサイクル等を広範に実施するため組立加工製品製造業、プラスチック成型加工業、プラスチック素材製造業の連携を促進するための枠組みを構築し、それぞれの加工組立製品ごとのグレード数の削減について検討を促進する。

また、グリーン購入法に位置づけられた品目における再生プラスチック利用の拡大や材質表示の徹底、同種の部材へのマテリアルリサイクルを促進するため、組立加工製品製造業の取組に対する必要な協力を図る。

#### 6. その他

##### (1) 生分解性プラスチックの開発・利用

環境中(土壤中等)の微生物等によって分解され、自然環境に対する負荷を低減する「生分解性プラスチック」の開発、普及促進とそのための環境整備を図る。特に、農業分野や食品分野における利用促進を図るために、モデル事業を実施するとともに、有機系廃棄物のリサイクルの要請に対応する。

##### (2) FRPのリサイクル技術の開発

FRP製品をセメント原・燃料として利用する技術の開発を行うとともに、事業化への検証を行う。

(2) F R P のリサイクル技術の開発

F R P 製品をセメント原・燃料として利用する技術の開発を行うとともに、事業化への検証を行う。

認証されている。  
研究開発及び製造設備の導入を行う企業に対し税制上の支援措置を実施。  
生分解性プラスチック製品の再資源化処理としてコンポスト化、メタン発酵化、自然環境中での資化（使い切り）、或いは土中埋設を取り上げ、熱リサイクルを対比として L C A 分析を行う実証事業を開始。既に農業資材の自然環境中での資化処理が少ない環境インパクトを示すことを証明。  
グリーン購入法の平成 15 年度の特定調達品目として「植物原料由来プラスチック製透明窓付き封筒」が、また、配慮事項として「生分解性プラスチックを使用した生ゴミ処理袋、及び水切りネット」が採用された。  
平成 14 年度は平成 13 年度に実施した事業化実現に向けた検証をもとに事業化を実現した。

| 品目名    | 平成13年7月12日改定ガイドライン  | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）   | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案 |                      |          |        |       |       |  |
|--------|---|--|-----------------------------|----------------------|----------|--------|-------|-------|--|
| 6.自動車  | <p>1.自動車リサイクルの制度化に向けた協力<br/>自動車製造事業者、部品製造事業者、車体製造事業者、販売事業者、整備事業者、解体事業者、シュレッダー事業者等自動車のリサイクルに関わる事業者は、自動車リサイクルシステムの制度化に向け、必要な協力をしていく。</p> <p>2.リサイクル率の向上及びそれに資する有害物質の使用量削減<br/>自動車製造事業者、部品製造事業者、車体製造事業者、解体事業者、シュレッダー事業者及び素材事業者等はそれぞれ役割を分担もしくは協力し（「使用済み自動車のリサイクル目標等」平成8年10月廃自動車処理・再資源化小委員会を参照）、下記を目標にリサイクル率の向上を図るために具体的方策を策定する。<br/>また、下記の目標を達成するため、他の業界と連携し、必要な技術開発を推進する。</p> <p>(1) 平成14年以降の新型車のリサイクル可能率90%以上を目標とすること。<br/>新型車の鉛使用量（バッテリーを除く）を、平成17年末に平成8年の概ね3分の1を目標とすること。</p> <p>(2) 平成14年以降のすべての使用済自動車のリサイクル率85%以上を目標とすること。<br/>平成27年以降のすべての使用済自動車のリサイクル率95%以上を目標とすること。<br/>(注)自動車の解体を行う事業者は、バッテリー、銅ラジエーター、バッテリーケーブル端子、鉛製ホイールバランサ、ターンめつき鋼板製燃料タンクの除去などに努める。</p> <p>(3) カドミウム、六価クロム、水銀の使用量の削減に向けた枠組の具体的なあり方及び削減目標の設定について検討する。</p> <p>3.リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮<br/>資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を促進する。</p> <p>(1) 部品の共通化の観点も含め、設計段階からリサイクルへの配慮、リユース容易な設計、省資源設計等リデュース設計を行うとともに他のリデュースの可能性について検討を行う。</p> <p>(2) リユース可能な部品使用及び補修部品としてのリユース部品の使用、並びにこれらを促進するための措置を講ずることとする。また、長寿命化設計された部品の利用に努める。</p> <p>(3) リデュース・リユース・リサイクルに資する情報を競争上の地位を害するおそれがある場合を除き提供する。</p> <p>(4) 設計段階での取組状況及び効果を公表する方策について検討を行</p> | <p>1.「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の策定時及び施行に向けての検討に自動車製造業者等をはじめとする関係事業者が主体的に参画し、他の関連業界との連携を図りつつ、実効的かつ効率的なリサイクルシステムの体制を整備中。</p> <p>2.「使用済み自動車リサイクル・イニシアティブ」に基づく、自動車業界としての「リサイクル・イニシアティブ 自主行動計画」を実行中。<br/>・環境負荷物質／鉛使用削減の実施<br/>　　アジャナトリウム使用撤廃<br/>・使用済み自動車専用マニフェスト制度の構築・運用<br/>・フロン（CFC/HFC）の回収・破壊システム構築・運用（フロン回収破壊法施行までの自主的取組み）<br/>・エアバッグ・インフレータ回収・処理システム構築・運用</p> <p>(1) 新型車リサイクル可能率90%は、定量的絶対評価が難しい等の理由により、各製造事業者が独自のリサイクル指標として表示。<br/>鉛使用目標達成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標年</th> <th>平成14年度市場投入<br/>新型モデル数</th> <th>目標達成モデル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年末</td> <td>30モデル</td> <td>28モデル</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成12年末目標（平成8年比1/2減）は全モデル達成済</p> <p>(2)産業構造審議会自動車リサイクルWGと中央環境審議会自動車リサイクル専門委員会の合同会議（平成15年5月開催）において現状の使用済自動車のリサイクル率は84～86%程度と推計されており、リサイクル率目標85%が概ね達成されている状況。</p> <p>(3)(社)日本自動車工業会は、平成14年11月に、新型車における環境負荷物質削減目標を以下のとおりとする自主取組みを公表。<br/>・鉛使用量（バッテリーを除く）を、平成18年1月以降平成8年比で概ね10分の1以下に削減すること。（大型商用車は4分の1以下。架装物部分についての削減目標は実態を踏まえて検討。）<br/>・水銀使用を自動車リサイクル法施行時点以降禁止（交通安全の観点で使用する、ナビゲーション等の液晶ディスプレイ、コンピューター、ディスチャージヘッドランプ、室内蛍光灯を除く）<br/>・六価クロム使用を平成20年1月以降禁止<br/>・カドミウム使用を平成19年1月以降禁止</p> <p>3.自動車製造業者は、資源有効利用促進法に基づく指定省資源化製品（リデュース）、指定再利用促進製品（リユース・リサイクル）の判断基準ガイドラインを策定。</p> <p>(1)モジュール化やプラットフォームの共通化等により、部品点数削減、原材料の有効活用を推進</p> <p>(2)耐久性の高い部品の信頼性向上に努めている。</p> <p>(3)分別作業を容易にするため、材料表示に努めている。</p> <p>(4)各社環境報告書やホームページ等の媒体にて3R配慮設計につ</p> | 目標年                         | 平成14年度市場投入<br>新型モデル数 | 目標達成モデル数 | 平成17年末 | 30モデル | 28モデル | <p>1. 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の円滑な施行<br/>自動車製造事業者、部品製造事業者、車体製造事業者、販売事業者、整備事業者、解体事業者、シュレッダー事業者等自動車のリサイクルに関わる事業者は、自動車リサイクル法の本格施行に向けて十分な準備を行い、適切な役割分担の下、同法の円滑な施行を実現する。</p> <p>2. リサイクル率の向上及びそれに資する環境負荷物質の使用量削減<br/>自動車製造事業者、部品製造事業者、車体製造事業者、解体事業者、シュレッダー事業者及び素材事業者等は、自動車リサイクル法に基づく再資源化基準（自動車製造業者等のシュレッダースト・エアバッグ類の再資源化基準及び解体業者・破碎業者の再資源化基準等）の遵守に加え、それぞれ役割を分担もしくは協力して（「使用済み自動車のリサイクル目標等」平成8年10月廃自動車処理・再資源化小委員会を参照）、下記を目標にリサイクル率の向上を図る。<br/>また、下記の目標を達成するため、他の業界と連携し、必要な技術開発を推進する。</p> <p>(1) 新型車のリサイクル可能率90%以上を目標とすること。また、新型車における環境負荷物質削減目標を以下のとおりとすること。<br/>・鉛使用量（バッテリーを除く）を、平成18年1月以降平成8年比で概ね10分の1以下に削減すること。（大型商用車は4分の1以下。架装物部分についての削減目標は実態を踏まえて検討。）<br/>（平成14年市場投入新型モデル32モデルの全てが平成12年末の目標である鉛使用量平成8年比2分の1を達成しており、平均では4分の1に達しつつある。）<br/>・水銀使用を自動車リサイクル法施行時点以降禁止<br/>（交通安全の観点で使用する、ナビゲーション等の液晶ディスプレイ、コンピューター、ディスチャージヘッドランプ、室内蛍光灯を除く）<br/>・六価クロム使用を平成20年1月以降禁止<br/>・カドミウム使用を平成19年1月以降禁止</p> <p>(2) すべての使用済自動車のリサイクル率85%以上を目標とすること。<br/>平成27年以降のすべての使用済自動車のリサイクル率95%以上を目標とすること。<br/>(注)自動車の解体を行う事業者は、自動車リサイクル法に基づく再資源化基準の遵守に加えて、銅ラジエーター、バッテリーケーブル端子、鉛製ホイールバランサ、ターンめつき鋼板製燃料タンク、の除去などに努める。</p> <p>3. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮<br/>資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、自動車製造事業者は以下の取組を行う。</p> <p>(1) 部品の共通化の観点も含め、設計段階からリサイクルへの配慮、リユース容易な設計、省資源設計等リデュース設計を行う。<br/>特に、自動車リサイクル法上シュレッダーストとエアバッグ類について自動車製造業者等が引き取って再資源化を行う義務を有したこととなつたことに伴い、シュレッダーストの発生量が抑制され又は減少する設計・製造やエアバッグ類の取外し容易性・車上作動処理容易性向上する設計・製造をさらに推進することにより、自動車所有者が負担するリサイクル料金の低減を図る。</p> <p>(2) リユース可能な部品使用及び補修部品としてのリユース部品の使</p> |
| 目標年    | 平成14年度市場投入<br>新型モデル数  | 目標達成モデル数   |                             |                      |          |        |       |       |  |
| 平成17年末 | 30モデル   | 28モデル  |                             |                      |          |        |       |       |  |

い、平成13年度以降定期的に公表する。

#### 4. バンパー等プラスチックのリサイクル推進に向けた素材産業、部品製造事業者、自動車製造事業者の連携した取り組み促進

- (1) 修理時に発生する自社製バンパーの回収・再資源化に取り組む。
- (2) 複数の事業者製バンパーの回収・再資源化研究を促進。
- (3) バンパーのリユースに引き続き取り組むとともに、その他の製品について検討する。
- (4) 化学業界との連携による検討結果を踏まえ、引き続き同種の部材へのマテリアルリサイクルを含めたプラスチックリサイクルを促進する。

#### 5. 廃油、廃液、廃バッテリー等は、自動車製造事業者、販売事業者、整備事業者、解体事業者等関係者が、各々の役割に応じて適正処理に向けた取組を進めるとともに可能な場合についてはリユース・リサイクルを行う。

また、フロン類については「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の施行に向けて必要なインフラ整備、関係事業者への周知啓発を行う。

- (1) リサイクル促進センター登録回収事業者の更なる拡大
- (2) 回収フロン類の破壊までの物流ルートの整備・充実

さらに、使用済プラスチック等リサイクルが困難で可燃性の廃棄物については、マテリアルリサイクルの促進を図った上で、熱処理による廃棄物の減量化及びエネルギーの回収を促進する。

#### 6. リユース部品の利用促進

- (1) 自動車製造事業者、部品製造事業者は可能な限り、製品情報の提供を行うこと等、リユース部品の利用の促進のために必要な対応を実施する。
- (2) 自動車保険の対象となる補修におけるリユース部品の使用を促進する。

#### 7. 回収段階における対策

- (1) 放置自動車対策の推進

いて公表。

#### 4. 自動車製造業者は、関連業界等と連携した材料回収、リサイクル技術と用途拡大の研究を実施。

- ・プラスチック部品に対する素材別統一マーキング化  
(平成4年から実施)
- (1)修理時に発生する自社バンパーの回収リサイクルを実施  
(平成14年度 = 約145万本回収)
- (2)他社バンパーとの混載回収の取組を実施。
- (3)マテリアルリサイクル容易な熱可塑性樹脂の採用拡大・種類削減
- (4)部品リユースが容易なユニットの脱着性を容易にする為の工夫(バンパー・内装品・リヤコンビランプ等)  
リサイクル容易なPP樹脂社内規格の見直しによる種類の削減を図った。

|      |      | 平成7年 平成14年 |      |
|------|------|------------|------|
| バンパー | PP   | 30種類       | 17種類 |
|      | PP以外 | 7種類        | 2種類  |

廃バンパーからの再生樹脂(スプラッシュガード・エンジンカバー・デッキボード・エアクリーナーケース・バッテリーケース等)として再利用。  
補修交換部品の回収はディーラから自動車製造業者のルートで実施。

#### 5. 自動車製造業者や各事業者において、使用済自動車の分解技術研究や適切な回収方法・再生技術の研究を推進中。

- (2)フロン回収破壊法に基づき、効率的かつ円滑なフロン類の回収、破壊を実施するために「フロン引取・破壊システム」を構築。平成14年10月から運営を開始。また、フロン回収破壊法の運用に係る全国説明会・新聞広報を実施。

(3)(社)日本自動車工業会、(社)日本自動車部品工業会は、自主的な「CFC/HFC回収・破壊システム」を構築、運用。

- ・運用期間 = 平成10年1月～14年11月終了
- ・登録事業者数 = 3,836(平成14年終了時点)
- ・全回収・破壊処理実績 CFC: 438トン HFC: 32トン

#### (4)エアバッグインフレータ回収・処理システムの構築

- (平成11年10月より実証事業を開始)
- ・登録事業者数: 1,651社(平成15年4月末現在)
- ・回収/処理(再資源化)実績: 58,659個/49,574個  
(平成11年12月～15年4月末現在累計)
- ・エアーバッグ車上一括作動ツール試作器開発

#### 6. 経済産業省のリユース部品活用促進の調査活動に係る事業者が参画し、リユース部品の品質基準・品質表示等のガイドラインづくりやユーザーへの普及促進方法の在り方等について検討。

#### 7. 路上放棄車処理協力会の設置(平成3年7月設置・継続)

- (1)地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を

用、並びにこれらを促進するための措置を講ずる。また、長寿命化設計された部品の利用に努める。

- (3)リデュース・リユース・リサイクルに資する情報を競争上の地位を害するおそれがある場合を除き提供する(商用車架装物については車体製造事業者が提供)。

- (4)設計段階での取組状況及び効果について、環境報告書やホームページ等により定期的に公表を行う。

#### 4. リサイクルの推進

- (1)シユレッダーダスト・エアバッグ類について自動車リサイクル法に基づき、効率的かつ円滑な引取り・引渡し、再資源化を実施するとともに、自動車製造事業者、解体事業者、シユレッダー事業者等は分別・再資源化技術等について関連業界とも連携して引き続き研究・開発を進める。

- (2)フロン類について「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」及び制度移行後の自動車リサイクル法に基づき、効率的かつ円滑なフロン類の回収、破壊を実施するとともに、自動車製造業者及びエアコン製造業者は一層の省冷媒化及び脱フロン冷媒の開発・普及を進める。

- (3)廃油、廃液、廃バッテリー等は、自動車製造事業者、販売事業者、整備事業者、解体事業者等関係者が、自動車リサイクル法の再資源化基準の遵守はもとより各々の役割に応じて、適正処理に向けた取組を進めるとともに可能な場合についてはリユース・リサイクルを行う。

- (4)バンパー等プラスチックのリサイクルを推進するため、素材産業、部品製造事業者、自動車製造事業者は以下の取組みを連携して行う。

- ・修理時に発生する自社製バンパーの回収・再資源化に取り組む。
- ・複数の事業者製バンパーの回収・再資源化研究を行う。
- ・バンパーのリユースに引き続き取り組むとともに、その他の製品について検討する。
- ・化学業界との連携による検討結果を踏まえ、引き続き同種の部材へのマテリアルリサイクルを含めたプラスチックリサイクルを促進する。
- さらに、使用済プラスチック等リサイクルが困難で可燃性の廃棄物については、マテリアルリサイクルの促進を図った上で、熱処理による廃棄物の減量化及びエネルギーの回収を促進する。

#### 5. リユース部品の利用促進

- (1)自動車製造事業者、部品製造事業者は可能な限り、製品情報の提供を行うこと等、リユース部品の利用の促進のために必要な対応を実施する。

- (2)自動車保険の対象となる補修におけるリユース部品の使用を促進する。

#### 6. 回収段階における対策

- 自動車リサイクル法施行後において自動車リサイクル法に基づく自動車

地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を  
を行うための体制の継続推進。

- (2) 販売ルート等を活用した回収協力の推進、適正な処理の推進・リサイクルの実施、販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進するとともに、マニフェストによる適正な処理・リサイクルの確保に努める。
- (3) シュレッダーダスト対策  
シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を推進するとともに、分別や再資源化に必要な技術の開発を促進する。

#### 8. 自動車の放置の未然防止のための広報・啓発活動の促進

- (1) 処理に関する相談窓口を設置する（販売店）。
- (2) ポスター・パンフレット等の作成・配布を行う。

行うための体制の継続推進。

・協力実績：（平成3年9月～15年3月 160,112台  
年平均 約13,827台）

- (2) 販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進。
- (3) 関連業界との協力によるシュレッダーダストの有効利用及び減容化・安定化技術調査
  - ・産業廃棄物処理処分場の債務保証を行う産業廃棄物処理事業振興財団の基金への協力（平成3年から）
- 8. ホームページ・小冊子等活用し自動車の放置の未然防止のための広報
  - ・啓発活動を実施
    - (1) 処理に関する相談窓口を設置（販売店）。
    - (2) ポスター・パンフレット等の作成・配布。
    - (3) 使用済自動車の専用マニフェスト制度の運用。

所有者・引取業者間での引取りの円滑化を図り、また自動車リサイクル法施行前においても引き続き円滑な回収を図るため、以下の取組みを行う。

- (1) 放置自動車対策の推進  
地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を  
を行うための体制の継続推進。
- (2) 販売ルート等を活用した回収協力の推進、適正な処理の推進・リサイクルの実施、販売店における廃車希望車の引取りを確実にすること等に加え、マニフェスト（自動車リサイクル法施行後は同法に基づく電子マニフェスト制度）により適正な処理・リサイクルを確保する。

#### 7. 自動車の放置の未然防止のための広報・啓発活動の促進

- (1) 処理に関する相談窓口を設置する（販売店）。
- (2) ポスター・パンフレット等の作成・配布を行う。

| 品目名     | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）   | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案   |
|---------|--|--|---|
| 7.オートバイ | <p>1. オートバイのリサイクルに係る自主行動プログラムの策定<br/>自動車について制度化に向けた検討が行われている状況を踏まえ、オートバイの特性に配慮した費用徴収方法、車両管理体制、回収・処分体制、不法投棄対策、有害物質の削減等について検討を行い、業界による自主行動プログラムを策定する。</p> <p>2. リサイクル率の向上及びそれに資する有害物質の使用量削減<br/>自動車製造事業者、部品製造事業者、解体事業者、シュレッダー事業者及び素材事業者等はそれぞれ役割を分担もしくは協力し、「使用済み自動車のリサイクル目標等」平成8年10月廃自動車処理・再資源化小委員会を参照）、下記を目標にリサイクル率の向上を図るため具体的な方策を策定する。<br/>また、下記の目標を達成するため、他の業界と連携し、必要な技術開発を推進する。<br/>           (1) 平成14年以降の新型車のリサイクル可能率90%以上を目標とすること<br/>新型車の鉛使用量（バッテリーを除く）を、平成8年時点の使用量（車両重量210kg級で80g程度）を増加させない。<br/>           (2) 平成14年以降のすべての使用済オートバイのリサイクル率85%以上を目標とすること。<br/>平成27年以降のすべての使用済オートバイのリサイクル率95%以上を目標とすること。<br/>           (注)販売事業者、整備事業者、解体事業者は、バッテリー、鉛製ホイールバランサの除去などに努める。</p> <p>3. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮<br/>資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、次の取組を促進する。<br/>           (1) 部品の共通化の観点も含め、設計段階からリサイクルへの配慮、リユース容易な設計、省資源設計等リデュース設計を行うとともに他のリデュースの取組の可能性について検討を行う。<br/>           (2) リユース可能な部品使用及び補修部品としてのリユース部品の使用、並びにこれらを促進するための措置を講ずることとする。また、長寿命化設計された部品の利用に努める。<br/>           (3) リデュース・リユース・リサイクルに資する情報を競争上の地位を害するおそれがある場合を除き提供する。<br/>           (4) 設計段階での取組状況及び効果を公表する方策について検討を行い、平成13年度以降定期的に公表する。</p> <p>4. プラスチック部品のリサイクル推進に向けた素材産業、部品製造事業者、自動車製造事業者の連携した取り組み促進<br/>           (1) プラスチック部分のリサイクル対策の推進<br/>           (2) 素材メーカー等との連携によるリサイクル率の向上<br/>           (3) 化学業界との連携による検討結果を踏まえ、引き続き同種の部材へ</p> | <p>1. 産業構造審議会への報告等を踏まえ、二輪車リサイクルに関する自主取組みの骨子を策定。<br/>製造事業者が、引取所、再資源化施設の設置を行ない、使用済二輪車を引取り、リサイクルシステム稼働後に販売された車が廃棄される時には、費用を徴収せずに引取ることを計画。</p> <p>2. 「リサイクル・イニシアティブ自主行動計画」を実施中<br/>           -環境負荷物質／鉛使用削減の実施<br/>           -専用マニフェスト制度の構築に協力<br/>           -使用済二輪車の分解技術調査の推進</p> <p>(1)リサイクル可能率は定量的絶対評価が難しい等の理由により、各製造事業者が独自のリサイクル指標として表示。<br/>           -鉛使用目標達成状況<br/>           2002年市場投入新型モデルの全15モデルで達成。</p> <p>(2)新型車のリサイクル性向上に向けた活動に取り組むと共に、使用済二輪車のリサイクル率向上に必要な基盤づくりと整備に対する協力をを行い、リサイクル率目標達成に向け努力している。</p> <p>(3) (社)日本自動車工業会は、平成14年11月に、新型車における環境負荷物質削減目標を以下のとおりとする自主取組みを公表。<br/>           -鉛使用量（バッテリーを除く）を、平成18年1月以降60g以下（210kg車重量）とする。<br/>           -水銀使用を2004年（自主行動プログラム実施時点）以降禁止（交通安全の観点で使用する、ナビゲーション等の液晶ディスプレイ、コンピューションメーター、ディスチャージヘッドランプを除く）<br/>           -六価クロム使用を平成20年1月以降禁止<br/>           -カドミウム使用を平成19年1月以降禁止</p> <p>3. 二輪車製造業者は、資源有効利用促進法に基づく指定省資源化製品（リデュース）、指定再利用促進製品（リユース・リサイクル）の判断基準ガイドラインを策定した。<br/>           (1)モジュール化の共通化等により、部品点数削減、原材料の有効活用を促進。<br/>           (2)耐久性の高い部品の信頼性向上に努めている。<br/>           (3)分別作業を容易にするため、材料表示に努めている。<br/>           (4)各社環境報告書やホームページ等の媒体にて3R配慮設計について公表。</p> <p>4. 関連業界等と連携した材料回収、リサイクル技術と用途拡大の研究を行い、再生実証等を実施。<br/>           -プラスチック部品に対する素材別統一マーキング化（平成4年から実施）<br/>           (1)(2)リサイクル容易な熱可塑性樹脂の採用拡大・種類削減</p> | <p>1. オートバイのリサイクルシステムの構築<br/>(社)日本自動車工業会が策定した以下を主な内容とする二輪車リサイクルに関する自主取組みに基づき、自動車製造業者が関係事業者の協力を得てリサイクルネットワークを自ら構築し、円滑に実施する（実施時期は、自動車リサイクル法の本格施行よりも前を目指す）。<br/>           -自動車製造業者が、自ら又は委託により指定引取場所（全国100ヶ所以上）、再資源化施設（全国10ヶ所以上）の設置を行う。<br/>           -自動車製造業者は、新たに販売する車両にリサイクルマークを付して販売する。<br/>           -自動車製造業者は、リサイクルネットワーク稼働後に販売された車両（リサイクルマーク付き）が廃棄される時には、費用徴収せずに引き取る。リサイクルネットワーク稼働前に販売した車両（リサイクルマークなし）については稼働後7年を目指すに、同じく費用徴収せずに引き取る（7年まではユーザー負担）。</p> <p>2. リサイクル率の向上及びそれに資する環境負荷物質の使用量削減<br/>自動車製造事業者、部品製造事業者、解体事業者、シュレッダー事業者及び素材事業者等はそれぞれ役割を分担もしくは協力し、「使用済み自動車のリサイクル目標等」平成8年10月廃自動車処理・再資源化小委員会を参照）、下記を目標にリサイクル率の向上を図るため具体的な方策を策定する。<br/>また、下記の目標を達成するため、他の業界と連携し、必要な技術開発を推進する。<br/>           (1) 新型車のリサイクル可能率90%以上を目標とすること。<br/>           また、新型車における環境負荷物質削減目標を以下のとおりとすること。<br/>           -鉛使用量（バッテリーを除く）を、平成18年1月以降60g以下（210kg車重量）とする。<br/>           -水銀使用を2004年（自主行動プログラム実施時点）以降禁止（交通安全の観点で使用する、ナビゲーション等の液晶ディスプレイ、コンピューションメーター、ディスチャージヘッドランプを除く）<br/>           -六価クロム使用を平成20年1月以降禁止<br/>           -カドミウム使用を平成19年1月以降禁止</p> <p>(2) すべての使用済オートバイのリサイクル率85%以上を目標とすること。<br/>平成27年以降のすべての使用済オートバイのリサイクル率95%以上を目標とすること。<br/>           (注)販売事業者、整備事業者、解体事業者は、バッテリー、鉛製ホイールバランサの除去などに努める。</p> <p>3. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮<br/>資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、自動車製造事業者は次の取組を行う。<br/>           (1) 部品の共通化の観点も含め、設計段階からリサイクルへの配慮、リユース容易な設計、省資源設計等リデュース設計を行うとともに他のリデュースの取組の可能性について検討を行う。<br/>           (2) リユース可能な部品使用及び補修部品としてのリユース部品の使用、並びにこれらを促進するための措置を講ずることとする。また、長寿命化設計された部品の利用に努める。<br/>           (3) リデュース・リユース・リサイクルに資する情報を競争上の地位を害するおそれがある場合を除き提供する。<br/>           (4) 設計段階での取組状況及び効果について、環境報告書やホームページ等により定期的に公表を行う。</p> <p>4. プラスチック部品のリサイクル推進に向けた素材産業、部品製造事業者、自動車製造事業者の連携した取り組み促進<br/>           (1) プラスチック部分のリサイクル対策の推進<br/>           (2) 素材メーカー等との連携によるリサイクル率の向上<br/>           (3) 化学業界との連携による検討結果を踏まえ、引き続き同種の部材へ</p> |

のマテリアルリサイクルを含めたプラスチックリサイクルを促進する。

##### 5. 回収段階における対策

###### (1) 放置オートバイ対策の推進

地方公共団体における放置オートバイの回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。

###### (2) 販売ルート等を活用した回収協力の推進、適正な処理の推進・リサイクルの実施、販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進するとともに、マニフェストによる適正な処理・リサイクルの確保に努める。

###### (3) シュレッダーダスト対策

シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を推進するとともに、分別や再資源化に必要な技術の開発を促進する。

##### 6. オートバイの放置の未然防止のための広報・啓発活動の促進

###### (1) 処理に関する相談窓口を設置する（オートバイ販売店）。

###### (2) ポスター・パンフレット等の作成・配布を行う。

##### (3) 化学業界との連携を推進し、可能性を検討。

・リサイクル容易なPP樹脂社内規格の見直しによる種類の削減を図った。

|      |    | 平成7年 平成14年 |
|------|----|------------|
| カバー類 | PP | 35種類 17種類  |

（社）日本自動車工業会での活動を通じ、各製造業者において設計審査や製品開発アセスメント等を通じてリサイクル容易な素材の選択を推進。

##### 5. 路上放棄車処理協力会の設置（平成3年7月設置・継続）

###### (1) 地方公共団体における放置車の回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。

・協力実績：42,812台

（平成3年9月～15年3月 46,297台  
年平均 約3,998台）

###### (2) 販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進。

###### (3) 関連業界との協力によるシュレッダーダストの有効利用及び減容化・安定化技術調査

##### 6. ホームページ・小冊子等により、二輪車の放置の未然防止のための広報・啓発活動を実施

###### (1) 専用マニフェスト制度の構築に協力

###### (2) ポスター・パンフレット等の作成・配布。

のマテリアルリサイクルを含めたプラスチックリサイクルを促進する。

##### 5. 回収段階における対策

###### (1) 放置オートバイ対策の推進

地方公共団体における放置オートバイの回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。

###### (2) 販売ルート等を活用した回収協力の推進、適正な処理の推進・リサイクルの実施、販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進するとともに、マニフェストによる適正な処理・リサイクルの確保に努める。

###### (3) シュレッダーダスト対策

シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を推進するとともに、分別や再資源化に必要な技術の開発を促進する。

##### 6. オートバイの放置の未然防止のための広報・啓発活動の促進

###### (1) 処理に関する相談窓口を設置する（オートバイ販売店）。

###### (2) ポスター・パンフレット等の作成・配布を行う。

| 品目名    | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況(今まで講じてきた主要措置)   | ガイドラインの改定(案)<br><small>注)下線部は今回改定案</small>   |
|--------|--|--|--|
| 8. タイヤ | <p>現在、法制化の検討が進められている自動車リサイクルについては、リサイクルの高度化を目指していることに鑑み、タイヤにおいてもこれまでの取組に加えて、より一層のリサイクルを促進するため、以下の対策を講ずる。</p> <p>1. 廃タイヤの回収・処理ルートの整備等<br/>市町村等の廃タイヤの適正処理を補完するために必要な体制を維持し、それを推進する。<br/>散見される野積みタイヤについては環境省による廃棄物の不法投棄認定の新基準の運用に協力し、適正処理の促進を図っていく。<br/>廃タイヤの処理不明分を減少させるため、全ての廃タイヤに導入したマニフェスト制度の着実な実施を図り、回収ルートの完全捕捉を目指す。</p> <p>2. リサイクル・リユースへの取組の促進<br/>(1) タイヤリサイクル率の向上<br/>廃タイヤの再生利用の更なる促進のため、セメント焼成用・鉄鋼業用等への利用(原・燃料利用)の維持・拡大を図るとともに、サーマル利用の新規利用先への供給努力等により、現状のリサイクル率88%(2000年実績)を2005年までに少なくとも90%まで向上させることを目標とし、達成するべく努力する。<br/>(2) 更生タイヤ需要拡大等<br/>更生タイヤの需要拡大等再利用の推進のため、技術面、安全面、経済面から関係団体も含め総合的な検討を行う。<br/>(3) マテリアルリサイクルの拡大等<br/>廃タイヤの再生利用の更なる促進のため、下記の技術開発を引き続き推進し、マテリアルリサイクルの数値目標の設定に向けて努力する。<br/>ゴム粉の利用<br/>再生ゴムの利用<br/>化学分解生成物の利用<br/>等の用途拡大(将来的にはタイヤとタイヤ、道路の舗装材等への利用)を図るための技術開発を推進する。</p> | <p>1. 廃タイヤの回収・処理ルートの整備等<br/>(1) 廃タイヤの適正処理を補完するために必要な体制を維持・推進するため、「<u>タイヤリサイクルハンドブック</u>(総論、状況、技術編(平成8年6月作成、平成12年8月改訂)及び法律編(平成8年6月作成、平成13年9月改訂))」を颁布している。<br/>(2) 環境省から各地方行政機関に「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」(平成12年7月通知)が発出された背景を踏まえ、次の不法投棄の未然防止対策等を推進している。<br/>指定制度の強化及び名簿のメンテナンス<br/>改正廃棄物処理法に沿った対策の推進<br/>大口利用先の維持と開発<br/>野積みのタイヤ適正処理状況の定期的な把握と自治体との連携<br/>(3) 業界の自主的判断で全ての廃タイヤを対象に平成11年7月から導入しているマニフェスト制度の着実な実施を図るため、<br/>特定事業者名簿(平成11年7月作成、平成12年10月電子化、平成14年3月中間処理業者までの情報追加)に関して、変更事項の随時更新等を行っている。<br/>タイヤ販売会社を通じて、特定事業者の委託契約状況の把握と適正処理業者への委託指導を強化(平成12年10月開始)している。<br/>タイヤ販売会社を通じて、特定事業者のマニフェストD票及びE票の確認に重点をおいた管理指導を行っている。<br/>「早わかり廃タイヤマニフェスト(平成10年4月作成、平成13年6月改訂)」を使用してタイヤ販売店を対象とした説明会を開催している。</p> <p>2. リサイクル・リユースへの取組の促進<br/>(1) タイヤリサイクル率の向上<br/>廃タイヤの再生利用の更なる促進のため、9つの利用プロジェクトの早期実用化に向けて働きかけを行っており、平成15年中に1プロジェクト、平成16年に6プロジェクト、平成17年に2プロジェクトが実用化の見込みである。なお、平成14年はリサイクル率は、製紙業における利用は増加したものの、景気低迷を背景にセメント、鉄鋼業の利用が大きく落ち込んだことから、87%に止まっている。<br/>(2) 更生タイヤの使用促進等<br/>JATMA内に「更生タイヤWG」を設置し、更生タイヤの使用促進のための技術面(騒音、燃費、性能等)、経済面から現状の問題点、課題、今後の取組方法を関係団体と協議、検討をしている。<br/>「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の特定調達品目における「役務」として「自動車専用タイヤ更生」が平成14年度から新規指定されている。<br/>(3) マテリアルリサイクルの拡大等<br/>マテリアルリサイクルの推進のため、道路舗装用として、廃タイヤゴムチップを利用した多孔質弹性舗装及びアスファルトラバーの研究開発を行っている。<br/>ゴム粉、再生ゴム、化学分解等、廃タイヤリサイクル技術の情報収集を行っている(日本特許、海外論文、国際会議等)。<br/>廃タイヤリサイクル設備の検証、意見交換を行っている。</p> | <p>「自動車リサイクル法」の施行に伴い、主務省令で定める「解体業者の再資源化基準」において、解体業者はタイヤを分別回収し再資源化を実施する又は実施できる者に適切に引き渡す旨を規定することにより、既存のリサイクルルートを活用し、適切な処理が行えるよう、以下の対策を講ずる。</p> <p>1. 廃タイヤの回収・処理ルートの構築等<br/>(1) 日本タイヤリサイクル協会内に、地区委員会及び都道府県委員会を設置し、収集・運搬業者、中間処理業者とのネットワークを構築しているが、「解体業者」がタイヤの収集・運搬業者、中間処理業者に円滑に廃タイヤを引き渡せるよう、ネットワークへの参加を促すとともに、最終処分先の紹介等の情報提供を積極的に行う。</p> <p>(2) 散見される野積みタイヤについては、改正廃棄物処理法により、規制、対策の強化の下、環境省による廃棄物の不法投棄認定基準の運用に協力し、適正処理の促進を図るとともに、全ての廃タイヤに導入した「マニフェスト制度」により、新たな不法投棄は減少しており、これを更に着実に進めていく、回収・処理ルートの完全捕捉を目指す。</p> <p>(3) 回収及びリサイクル実績の公表については、(社)日本自動車タイヤ協会のホームページ等により行う。</p> <p>2. リサイクル、リユースへの取組の促進<br/>(1) タイヤリサイクル率の目標<br/>廃タイヤの再生利用の更なる促進のため、セメント焼成用・鉄鋼業用等への利用(原・燃料利用)の維持・拡大を図るための安定供給努力等を行うことにより、現状のリサイクル率87%(平成14年実績)を平成17年度までに90%以上に向上させることを目標とする。</p> <p>(2) 更生タイヤの使用促進等<br/>更生タイヤの使用等の促進のため、技術面、安全面、経済面から関係団体も含め、総合的な検討を行う。</p> <p>(3) マテリアルリサイクルの拡大等<br/>道路舗装用として、廃タイヤゴムチップを利用した多孔質弹性舗装及びアスファルトラバーの実用化に向けて、平成17年の一部施工を目標に研究開発を行う。また、将来的には、ゴム粉の利用、再生ゴムの利用、化学分解生成物の利用等の用途拡大を図るための技術開発を推進する。</p> |

| 品目名   | 平成13年7月12日改定ガイドライン  | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）  | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案  |
|-------|---|---|--|
| 9.自転車 | <p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮<br/>自転車アセスメントマニュアルの改定及び資源有効利用促進法の指定も視野に入れつつ、リデュース・リユース・リサイクル配慮設計の推進を図るとともに、長寿命化設計された部品の利用に努める。</p> <p>電動アシスト自転車について、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、二次電池の取り外しが容易である構造の採用及び製品が二次電池を使用していること等の表示を行うとともに、設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。また、製品全体のリデュース・リユース・リサイクル配慮設計についても検討する。</p> <p>2. リサイクル目標の設定<br/>リサイクルの推進を図るため、平成13年度中にリサイクル率の目標を設定する。また、リユース率の設定についても引き続き検討を行う。</p> <p>3. 自転車販売店・地方公共団体等と連携した使用済自転車回収の推進及び放置自転車処理への協力<br/>自転車販売店における廃棄希望自転車の引取りを継続推進するとともに、自転車環境整備促進協議会によるプレスパッカー車、自転車カッターを自転車販売店等に支援して共同回収処理事業の実施地域の拡大を図る。また、放置自転車の処理費用の軽減化を図るためにプレスパッカー車を活用して地方公共団体への協力を図る。<br/>更に、回収された廃棄自転車のリユースを推進する取組について検討する。</p> <p>4. 放置自転車の未然防止のための広報、啓発活動の推進<br/>駅周辺における放置自転車の未然防止のための各種キャンペーンを推進する。</p> <p>5. 長期使用の啓発・普及<br/>学校、駅等で安全点検事業を推進する（販売店）。</p> | <p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮<br/>製品全体のリデュース・リユース・リサイクルを推進するため「自転車製品アセスメント・マニュアルガイドライン」に電動アシスト自転車を追加するなどの改定を行った。（平成13年度）<br/>平成14年度に引き続き、改定ガイドラインに基づく環境配慮型製品の技術研究開発を実施する。（平成15年度）<br/>自転車製造事業者を対象として、環境配慮への取組み状況についてアンケート調査を行い、環境規格化を検討するために必要な調査研究を行う。（平成15年度）</p> <p>2. リサイクル目標の設定<br/>製品全体の重量のうち、再資源化可能重量比をリサイクル可能率として設定<br/>平成13年度 リサイクル可能率：67%</p> <p>3. 自転車販売店・地方公共団体等と連携した使用済自転車回収の推進及び放置自転車処理への協力<br/>メーカー、卸、小売店等が地方公共団体と協力し、ユーザーの使用済み自転車を小売店で引き取る集団拠点・店頭巡回回収事業を119地域で実施。（平成4～14年度）<br/>小形二次電池の「指定再資源化製品」指定を受け、電動アシスト自転車主要メーカー（8社）は、（社）電池工業会の「小形二次電池再資源化推進センター」に加入して回収・再資源化に取り組んでいる。（平成13年度）<br/>不要自転車の回収処理及び再資源化に係る基盤づくりの基礎資料を得るために、自治体及び自転車小売店等を対象としてアンケート調査を行い、回収処理の実態並びに今後の課題、廃棄自転車の回収システムへの方向性を取りまとめる。（平成15年度）</p> <p>4. 放置自転車の未然防止のための広報、啓発活動の推進<br/>駅周辺における放置自転車の未然防止のための広報・啓蒙活動を実施（平成14年度36カ所）<br/>放置自転車対策として駐輪場を設置。（平成14年度4自治体4カ所）</p> <p>5. 長期使用の啓発・普及<br/>全国の自転車小売店が学校及び自治体の公共施設等で自転車安全整備事業を実施。<br/>(平成14年度 3,217会場、約64.5万台)</p> | <p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮<br/>自転車アセスメントマニュアルの改定及び資源有効利用促進法の指定も視野に入れつつ、リデュース・リユース・リサイクル配慮設計の推進を図るとともに、長寿命化設計された部品の利用に努める。</p> <p>電動アシスト自転車について、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、二次電池の取り外しが容易である構造の採用及び製品が二次電池を使用していること等の表示を行なうとともに、設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。また、製品全体のリデュース・リユース・リサイクル配慮設計についても検討する。</p> <p>2. リサイクル目標の設定<br/>リサイクルの推進を図るため、平成13年度中にリサイクル率の目標を設定する。また、リユース率の設定についても引き続き検討を行う。</p> <p>3. 自転車販売店・地方公共団体等と連携した使用済自転車回収の推進及び放置自転車処理への協力<br/>自転車販売店における廃棄希望自転車の引取りを継続推進するとともに、自転車環境整備促進協議会によるプレスパッカー車、自転車カッターを自転車販売店等に支援して共同回収処理事業の実施地域の拡大を図る。また、放置自転車の処理費用の軽減化を図るためにプレスパッカー車を活用して地方公共団体への協力を図る。<br/>更に、回収された廃棄自転車のリユースを推進する取組について検討する。</p> <p>4. 放置自転車の未然防止のための広報、啓発活動の推進<br/>駅周辺における放置自転車の未然防止のための各種キャンペーンを推進する。</p> <p>5. 長期使用の啓発・普及<br/>学校、駅等で安全点検事業を推進する（販売店）。</p> |

| 品目名      | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況(今まで講じてきた主要措置)   | ガイドラインの改定(案)<br><small>注)下線部は今回改定案</small>  |
|----------|--|--|---|
| 10. 家電製品 | <p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮<br/>旧法の第一種指定製品に指定されていた家電4品目に加え、構造的に複雑性を有する衣類乾燥機、電子レンジが、リサイクル容易な設計を促進するという観点から、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に、上記6品目が、同法の指定省資源化製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施<br/>各事業者は、「家電製品製品アセスメントマニュアル」(平成13年3月改訂)に基づいて、省資源化に配慮した設計、長期使用が可能な部品の採用等による製品の長期使用に資する設計、リサイクル容易な素材の選択等によるリサイクルに配慮した設計等(有害物質の使用削減を含む)についての製品アセスメントを実施する。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報<br/>設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討し、平成13年度以降毎年度公表する。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進<br/>使用済製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、各事業者は、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。特に、化学業界との連携を推進しつつ、グレード数の削減については、「家電製品製品アセスメントマニュアル」に基づいて実施する。</p> <p>2. 廃棄段階における対策<br/>(1) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく体制<br/>平成13年度から施行された家電リサイクル法において対象製品として指定されたエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機については、小売業者による引取り及び製造事業者等における再商品化が着実に実施されることを確保するとともに、中長期的には一層、原材料としての利用、部品としての利用、その他の再商品化等を促進し、現行の同法上の再商品化率(エアコン60%、テレビ55%、冷蔵庫50%、洗濯機50%)以上の再商品化を目指していく。<br/>なお、上記4品目以外については、同法施行後の製品の普及・廃棄の状況、再商品化の技術水準の向上、小売業における販売実態、法律の施行状況等を勘案しつつ隨時追加を行っていくこととする。</p> <p>(2) 特定家庭用機器からのフロン回収等<br/>家電リサイクル法により、製造業者等は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロンの回収、破壊等が義務づけられており、フロンの適正な回収、処理を進める。また、断熱材フロン対策を積極的に推進するため、技術開発及び処理施設の整備を促進する。</p> <p>(3) シュレッダーダスト対策<br/>シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を行う。</p> | <p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施<br/>各事業者は、「家電製品製品アセスメントマニュアル」(平成13年3月改訂)に基づき、省資源化に配慮した設計、長期使用が可能な部品の採用等による製品の長期使用に資する設計、リサイクル容易な素材の選択等によるリサイクルに配慮した設計等(有害物質の使用削減を含む)についての製品アセスメントを継続して取り組んでいる。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報<br/>・ 平成14年度は(財)家電製品協会のホームページ「環境配慮型製品を目指して」に、用語の解説、取組事例集、英語概要版等を掲載しその内容を充実させ公表した。<br/>・ 「家電製品製品アセスメントマニュアル」(平成13年3月改訂)の英語概要版(日本語訳付き)を作成し、(財)家電製品協会のホームページに掲載し広く活用できるようにした。<br/>また、各事業者は環境報告書等によって自社の製品アセスメントの実施状況を公表している。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進<br/>資源有効利用促進法で指定した6品目については「家電製品製品アセスメントマニュアル」に基づいて、100g以上のプラスチックに、リサイクルの際に分別し易くするための材質表示を実施している。上記6品目以外の製品についても順次実施している。<br/>また、グレード数の削減についてはプラスチック業界との情報交換を継続して行っている。</p> <p>2. 廃棄段階における対策<br/>(1) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく体制<br/>・ 平成13年度に家電リサイクル法が施行されて、2年が経過し、おおむね順調に推移した。<br/>・ (財)家電製品協会のホームページで下記内容を公表した。<br/>4品目の再商品化処理台数は合計1010万台であった。<br/>(平成14年4月1日～平成15年3月31日)<br/>製品別には、同処理台数エアコン162万台、テレビ351万台、冷蔵庫256万台、洗濯機241万台であった。<br/>また、再商品化率は、それぞれエアコン78%、テレビ75%、冷蔵庫61%、洗濯機60%であった。</p> <p>(2) 特定家庭用機器からのフロン回収等<br/>家電リサイクル法により、製造業者等は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロンの回収、破壊等が義務づけられており、フロンの適正な回収、処理を進めている。<br/>冷媒として使用されていたものを回収した総重量は、エアコン807トン、冷蔵庫234トンで合計約1041トンであった。<br/>また、断熱材フロン対策を積極的に推進するため、経済的で安全な技術開発を進めている。</p> <p>(3) シュレッダーダスト対策<br/>家電リサイクルプラントで発生するシュレッダーダスト(金属樹脂混合物)の安全化対策を含めた分離分別技術開発を進め、埋立てや焼却による最終処分比率を減少させる努力を推進している。<br/>廃家電品の処理容易化・リサイクル促進のため、製品アセスメントマニュアルを参考に素材選定・易解体性設計・リサイクル処理技術の検討など製品開発段階から環境適合設計(DFE)を推進している。</p> | <p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮<br/>旧法の第一種指定製品に指定されていた家電4品目に加え、構造的に複雑性を有する衣類乾燥機、電子レンジが、リサイクル容易な設計を促進するという観点から、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に、上記6品目が、同法の指定省資源化製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施<br/>各事業者は、「家電製品製品アセスメントマニュアル」(平成13年3月改訂)に基づいて、省資源化に配慮した設計、長期使用が可能な部品の採用等による製品の長期使用に資する設計、リサイクル容易な素材の選択等によるリサイクルに配慮した設計等(有害物質の使用削減を含む)についての製品アセスメントを実施する。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報<br/>設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討し、(財)家電製品協会のホームページを通じて公表する。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進<br/>使用済製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、各事業者は、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。特に、化学業界との連携を推進しつつ、グレード数の削減については、「家電製品製品アセスメントマニュアル」に基づいて実施する。</p> <p>2. 廃棄段階における対策<br/>(1) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく体制<br/>平成13年度から施行された家電リサイクル法において対象製品として指定されたエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機については、小売業者による引取り及び製造事業者等における再商品化が着実に実施されることを確保するとともに、中長期的には一層、原材料としての利用、部品としての利用、その他の再商品化等を促進し、現行の同法上の再商品化率(エアコン60%、テレビ55%、冷蔵庫50%、洗濯機50%)以上の再商品化を目指していく。<br/>なお、上記4品目以外については、同法施行後の製品の普及・廃棄の状況、再商品化の技術水準の向上、小売業における販売実態、法律の施行状況等を勘案しつつ随时追加を行っていくこととする。</p> <p>(2) 特定家庭用機器からのフロン回収等<br/>家電リサイクル法により、製造業者等は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロンの回収、破壊等が義務づけられており、フロンの適正な回収、処理を進める。また、断熱材フロン対策を積極的に推進するため、技術開発及び処理施設の整備を促進する。</p> <p>(3) シュレッダーダスト対策<br/>シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を行う。</p> |

3 . 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発  
廃家電製品の処理容易化・リサイクルの向上を図るため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し技術開発を行う。

4 . 長期使用の促進  
家電製品の長期使用を促進するため、  
製品を修理して継続使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討

家電修理技術者の育成による修理体制の充実

長期使用製品の安全点検の普及啓発

適正な修理価格の設定

保険の活用

等の活動を引き続き実施する。  
また、製品安全の確保等を踏まえた上で、可能なものにおけるリユース部品の活用についての研究を行う。

5 . その他  
(1) 鉛使用量の削減  
鉛フリーはんだの利用促進等により製品中の鉛使用量を削減する。  
(2) フロン使用量の削減  
断熱材におけるフロン代替物質の利用促進等により製品中のフロン使用量を削減する。

3 . 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発  
国等の補助事業によって得られた成果を家電リサイクルプラントに活用している。

4 . 長期使用の促進

製品を修理して継続使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討

- 各事業者においては、ホームページ上の相談窓口が常態化し、消費者への利便性向上のための充実化が促進された。また、主要事業者においては、修理相談窓口を設置し、修理受付の土日対応を確立し、通年体制により運営が行われている。
- 各事業者は、販売店支援情報の充実化を図るため、インターネット活用による修理サービスに必要な情報システム（製品別修理情報）、補修部品の受発注システムの充実が継続して図られた。

家電修理技術者の育成による修理体制の充実

- 修理技術力向上を図るため、平成13年4月から開始した「家電製品エンジニア試験」の受験促進を図った。
- 各事業者は、販売店への技術講習会の実施、サービスガイドや修理ノウハウなど、多岐にわたる支援情報の提供、及び長期にわたる資料提供を継続して推進している。

長期使用製品の安全点検の普及啓発

- 消費者に安全に使用していただくため、また、事故の未然防止のための警告表示や点検個別指摘などの表示機能を搭載した自己診断機能を備えた製品を開発している。さらに、「警告表示のあり方」について、ガイドラインを策定した。
- 適正な部品保有、補修部品の需要予測の精度向上及び、部品の標準化を引き続き検討している。
- 業界としてのホームページコンテンツの充実化を図り、また、パンフレットなどにより重要性について引き続き啓発を推進した。

適正な修理価格の設定

- 製品特性に応じた部品価格の適正化、及び修理しやすい製品の開発を推進している。

保険の活用

5 . その他

(1) 鉛使用量の削減  
各事業者は、鉛フリーはんだの採用等により製品中の鉛使用量の削減を進めている。  
(2) フロン使用量の削減  
経済的で安全な技術開発により、冷蔵庫の断熱材におけるフロン代替物質への転換が進んでいる。

3 . 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発  
廃家電製品の処理容易化・リサイクルの向上を図るため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し技術開発を行う。

4 . 長期使用の促進

家電製品の長期使用を促進するため、  
製品を修理して継続使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討

- 家電修理技術者の育成による修理体制の充実
- 修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討
- 家電修理技術者の育成による修理体制の充実
- 長期使用製品の安全点検の普及啓発
- 適正な修理価格の設定
- 保険の活用

等の活動を引き続き実施する。  
また、製品安全の確保等を踏まえた上で、可能なものにおけるリユース部品の活用についての研究を行う。

5 . その他

(1) 鉛使用量の削減  
鉛フリーはんだの利用促進等により製品中の鉛使用量を削減する。  
(2) フロン使用量の削減  
冷蔵庫の断熱材におけるフロン代替物質の利用促進等により製品中のフロン使用量を削減する。

| 品目名            | 平成13年7月12日改定ガイドライン  | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）   | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案  |
|----------------|---|--|--|
| 11. スプリングマットレス | <p>1. 減量化・処理の容易化のための事前対策<br/>製造メーカーにおける処理の容易化に配慮した構造設計、材料構成、組立方法等について、廃棄物処理法上の許可の発出状況（事業者の処理体制の整備状況）を前提としつつ、全日本ベッド工業会において資源有効利用促進法の指定再利用促進製品の指定についての検討を行う。</p> <p>2. 廃棄段階における対策<br/>           (1) 指定一般廃棄物の処理に係る協力体制の構築<br/>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定による指定一般廃棄物に指定されていることを受け、市町村の適正処理を補完するために必要な体制を構築する。</p> <p>(2) 処理技術の普及<br/>破碎処理技術の導入・普及を図る。</p> <p>3. 広報活動の促進<br/>           (1) 処理に関する相談窓口を全日本ベッド工業会に設置する。</p> <p>(2) 処理に関する広報を行う。</p> | <p>全日本ベッド工業会において、会員経営者に対し、減量化、処理の容易化のための製品アセスメントの推進が図られるよう要請し、啓発活動を実施中。</p> <p>平成13年4月1日付の廃棄物処理法施行規則改正に伴い、一般廃棄物の収集運搬業の許可不要の指定を受けるべく、製造事業者が申請中。</p> <p>民間事業者による中間処理にかかる設備の導入が行われたものの、破碎後の処理を行う施設の許可が滞っている為、導入は図られていない。</p> <p>全日本ベッド工業会相談窓口において、消費者、販売事業者、中間処理業者等からの廃スプリングマットレスに係る問い合わせに対し、廃棄物対策の進捗状況の説明等を実施。</p> | <p>1. 減量化・処理の容易化のための事前対策<br/>製造メーカーにおける再生可能な材料の使用、分離困難な部品の削減、部品の分離・分解の容易化を考慮した、「<u>製品アセスメントマニアル</u>」を作成する。</p> <p>2. 廃棄段階における対策<br/>           (1) 指定一般廃棄物の処理にかかる協力体制の構築<br/>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定による指定一般廃棄物に指定されていることを受け、市町村の適正処理を補完するために必要な体制を構築する。<u>なお、全国都市清掃会議と対策の話し合い</u>を行う。</p> <p>(2) 処理技術の普及<br/>破碎処理技術の導入・普及を図る。</p> <p>3. 広報活動の促進<br/>           (1) 処理に関する相談窓口を全日本ベッド工業会に設置。</p> <p>(2) 処理に関する広報を行う。<u>具体的には全国の家具店に、「廃棄物処理法」についての留意点の小冊子を作成し、配布する。</u></p> |

| 品目名        | 平成13年7月12日改定ガイドライン  | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）   | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案   |
|------------|---|--|---|
| 12. オフィス家具 | <p>1. リデュース・リユース・リサイクルの容易化のための事前評価の推進<br/>金属製家具について、資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 社団法人ニューオフィス推進協議会による「製品アセスメントマニュアル」(スチール家具等)及び産業構造審議会の「再生資源の利用の促進等に資する製品設計における事前評価マニュアル作成のためのガイドライン」に基づき、各事業者は、オフィス家具の製品アセスメントマニュアルを平成13年度中に作成する。</p> <p>(2) 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</p> <p>2. 回収ルートの整備及びリデュース、リユース、リサイクルの促進<br/>(1) 木製家具のリユースの推進について検討を行なう。</p> <p>(2) 金属製家具については、事業者ルートによる回収システムの構築及び円滑化を通じたリユースの取組について関係者による検討を行う。<br/>また、製品を修理して長期間使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する補修用部品の保有等の具体的な方策を検討・実施する。</p> <p>(3) 社団法人日本オフィス家具協会及び社団法人全国家具工業連合会に設置された相談窓口においてリサイクルに係る助言を行う。</p> <p>3. 表示に関する研究<br/>(1) 木製家具については、社団法人全国家具工業連合会において平成10年4月に作成した家庭用品品質表示等の解説書に基づき表示内容の統一を図る。</p> <p>(2) 金属製家具については、処理を容易にするための表示方法について検討を行う。</p> <p>4. 広報・啓発活動の促進<br/>販売先及び木製家具産地に対して表示内容の教育指導を推進する。</p> | <p>平成8年4月、(社)日本オフィス家具協会において、環境対策として、製品アセスメント、再資源化、表示等を含めた「オフィス家具の環境対策ガイドライン」を策定し、同協会会員に周知した。</p> <p>平成13年4月「オフィス家具の環境対策ガイドライン」全面改定。<br/>第6章「製品アセスメントガイドライン」に基づきオフィス家具のアセスメントを実施している。</p> <p>『金属製の収納家具』、『金属製の棚』、『金属製の事務用机』、『金属製の回転椅子』については資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第9項・10項の定義に則り経済産業省令平成13年度第71～74号、第87～90号を全うした製品につき、[JOIFA番号]の表示をしている。</p> <p>(社)全国家具工業連合会において、廃棄木製家具のリサイクル化の研究について検討するため、木製家具産地のリサイクルに関する取り組み状況について把握。</p> <p>(社)日本オフィス家具協会において、資源有効利用促進法指定再利用促進製品及び指定省資源化製品指定に向け、アセスメントガイドラインを作成した。<br/>日本家具オフィス協会はリユースの効果を上げるため全国地区(特に過疎地区)に「JOIFA指定修理センターの設置を検討したり、「中古家具取扱いに関する考え方」を報告書としてまとめ会員に配布する等、リユースの促進に努めている。</p> <p>(社)日本オフィス家具協会内の廃棄・再資源化対策委員会において、平成6年度に策定した同協会会員企業向け「オフィス家具の廃棄回収マニュアル」により都道府県単位で同協会会員企業を主体とした「廃棄回収窓口」を設置。</p> <p>(社)日本オフィス家具協会において、「金属製家具アセスメントマニュアル」を作成し、セミナーを開催。<br/>平成14年5月16日「オフィス家具の廃棄回収マニュアル」を改訂、「オフィス家具廃棄回収規定」として会員に徹底、国内全地区からの廃棄回収を実施している。</p> <p>(社)全国家具工業連合会に、木製家具の廃棄・再資源化に係る相談窓口を設置。</p> <p>(社)全国家具工業連合会において、木製家具の材料表示方法について検討中。</p> <p>「オフィス家具の環境対策ガイドライン」で再資源化を促進するため、オフィス家具に使用されているプラスチックの材質表示の義務付けを実施している。</p> <p>一部販売先に対して表示内容の確認を行なった。</p> | <p>1. リデュース・リユース・リサイクルの容易化のための事前評価の推進<br/>金属製家具について、資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) <u>資源有効利用促進法第18条及び第21条の規定に基づく「判断基準」及びこれを具体化したJOIFA製品アセスメント第3版に基づき、各事業者はオフィス家具のアセスメントを実施する。</u></p> <p>(2) <u>設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について「オフィス家具の環境対策ガイドライン」で再資源化を促進するため、オフィス家具に使用されているプラスチックの材質表示の義務付けを実施する。</u></p> <p>2. 回収ルートの整備及びリデュース、リユース、リサイクルの促進<br/>平成14年5月16日「オフィス家具の廃棄回収マニュアル」を改訂、「オフィス家具廃棄回収規定」として会員に徹底、国内全地区からの廃棄回収を実施する。<br/>また、製品を修理して長期間使用することを促進するため、修理の機会をより多く提供するため、各メーカー補修用部品にの規格を統一したり、他メーカーの補修部品もストックしておく様にする等の対策を講じリユースを推進する。<br/>また、社団法人日本オフィス家具協会に設置された相談窓口において廃棄・回収に係る助言を行う。</p> <p>3. 表示<br/>処理を容易にするための表示方法について資源の有効な利用の促進に関する法律に則り、日本オフィス家具協会会員の製品については、「JOIFA番号」を付与。「JOIFA番号」の表示があるものはアセスメントが施されている製品であるとの公表手段を取る。<br/>なお、「JOIFA番号」のPR(周知)方法については引き続き検討を行う。</p> <p>木製家具についてはリサイクルになじまない製品であるため、ガイドラインから削除することとする。</p> |

| 品目名       | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況(今まで講じてきた主要措置)   | ガイドラインの改定(案)<br>注)下線部は今回改定案  |
|-----------|--|--|--|
| 13. カーペット | <p>1. 处理の容易化、再資源化のための技術開発・回収システムの構築<br/>日本カーペット工業組合が中心となり、関係団体と設置したカーペット等廃棄・易リサイクル研究会等を通じて、以下の技術開発、調査、回収システムの構築を行う。</p> <p>(1) 廃棄物処理、再資源化に当たり応用可能な技術の絞り込みと実験及び再利用用途の研究。</p> <p>(2) 処理する際の複合素材の分離技術の開発。</p> <p>(3) リデュース・リユース・リサイクル等への設計・製造段階での配慮事項等について関係団体との検討会を設置し、引き続き、再資源化・処理が容易なカーペットの研究、開発を推進する。</p> <p>(4) 回収システムの構築の検討を行い、すみやかに方向性を示す。</p> <p>(5) 再生P E T樹脂の利用の促進。</p> <p>2. 広報・啓発活動の促進<br/>日本カーペット工業組合において、以下の広報・啓発活動を行う</p> <p>(1) 日本カーペット工業組合事務局(大阪)に設置された処理に関する相談窓口の充実を図る。</p> <p>(2) 消費者への啓発活動(リサイクル意識の向上等のためのポスター・パンフレットの作成等)。</p> | <p>1. 处理の容易化、再資源化のための技術開発・回収システムの構築<br/>日本カーペット工業組合が中心となり、以下の技術開発、回収システムの構築を行う。</p> <p>(1)日本カーペット工業組合リサイクル委員会において、以下の項目を実施。(平成13年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カーペット廃材の一括処理方法について、高炉原料化リサイクル及びセメントキルン化を中心とした調査・検討。</li> <li>・製鉄メーカー、セメントメーカーに対して受入条件や受入コストの調査。</li> <li>・受入条件の成分分析実験の実施。</li> <li>・委員会内に処理方法ワーキンググループ会議を開催し、セメントキルン化リサイクルの前処理実証実験の結果を受け、今後について検討し、実験を継続。</li> <li>・繊維リサイクル研究会において、ふとん及びカーペットのコンクリート型枠実証実験結果を受け、今後について検討し、研究を継続。</li> <li>・リサイクル施設の見学、勉強会の実施。</li> <li>・回収ルートの構築にあたって、既存のルートを活用出来るかを検討。</li> </ul> <p>(2)リサイクル委員会において、3 Rに取り組む体制を強化・整備し、以下の項目を実施。(平成14年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハロゲン系物質の分別・判別技術について調査。赤外線を利用した判別方法が有力であると考えられるため 数種のサンプルで判定の正確性や信頼性について実験的検討。</li> <li>・高炉原料化リサイクルかセメントキルン化に供するための前処理技術について検討。有効かつ経済的な破碎・粉碎方法を広範に調査。</li> <li>・廃材・端材の物理的作用による固形化技術に関する実験的検討。</li> <li>・回収方法に関して廃棄家電の回収ルート及び物流企業の回収方法についての調査。課題・問題点の抽出と整理を実施中。</li> </ul> <p>2. 広報・啓発活動の促進<br/>日本カーペット工業組合において、以下の広報・啓発活動を行う。</p> <p>(1)カーペットの3 R推進アクションプランの公表に伴い、日本カーペット工業組合事務局(大阪)内に設置した相談窓口業務をカーペットの3 R全般に拡充し、対応。(平成14年度)</p> <p>(2)日本カーペット工業組合ホームページに「環境対策 - カーペット3 Rアクションプラン」の項目を新設・公開。(平成15年度)</p> <p>3. 繊維製品3 R推進会議において「カーペットの3 R推進アクションプラン」を作成・公表。(平成14年度)<br/>日本カーペット工業組合及び組合員が今後5年間に取り組むべきカーペットの3 Rについての行動指針を策定した。</p> <p>(1)製造工程で発生する屑類の減量化を中心としたリデュースの推進。</p> <p>(2)洗浄技術を活用したリユースの推進。</p> <p>(3)易リサイクル製品の開発や製造工程で発生する廃棄原材料の再利用化の推進。</p> <p>(4)使用済みカーペットのリサイクル方法の調査・研究と再生原材料の利用推進。</p> <p>(5)使用済みカーペットの回収方法に関する調査・研究。</p> <p>(6)カーペットの3 Rに関する広報・PR活動の推進。</p> | <p>1. リデュースの推進<br/>(1)カーペット製造工程における発生屑類の減量化<br/>カーペット製造工程における発生屑類の減量化を推進するため、毎年2月に組合員に対し、カーペット製造工程における発生屑類減量化の進捗状況の調査や取組事例の調査を行い、達成状況の遅れている組合員に啓発・PRすることにより、平成18年度中に平成13年度排出量対比20%の減量化を行う。</p> <p>(2)カーペットの適切な使用の促進<br/>日本カーペット工業組合(JCMA)が策定した「JCMAカーペット品質マーク」を普及させることにより、リデュースを促進する。</p> <p>2. リユースの推進<br/>日本カーペット工業組合組合員等が取り組んでいる洗浄・クリーニングによるカーペットの再利用方法について工業組合のリサイクル委員会で調査し、問題点の解消を図り、洗浄・クリーニング技術の積極的な活用によりカーペットのリユースを推進する。</p> <p>3. リサイクルの推進<br/>(1)易リサイクルカーペットの開発<br/>日本化学繊維協会(カーペットに使用する化学繊維製造団体)、日本ゴム工業会(裏張り材の接着剤関係団体)とパイル繊維部分と基布や接着剤の分離が容易な製品や同一構成素材からなるカーペット製品の調査・研究を行う。</p> <p>(2)工場内や施工現場で発生するカーペット屑のリサイクル<br/>日本カーペット工業組合リサイクル委員会において、前処理等の問題の解決を進めるとともに、カーペット原材料屑の再生利用技術について業界全体で有効利用方法の共有化に取り組む。</p> <p>(3)使用済みカーペットのリサイクルの推進<br/>・ハロゲン系化合物の有無の分別・選択技術に関する調査・研究を行う<br/>・平成15年度には、現在製鉄メーカーが研究を行っているガス化溶融化技術に関して塩素を含有しているカーペット(タイルカーペット)で実験を行い、活用の可能性について調査を行う。</p> <p>(4)再生原材料利用の推進<br/>再生P E T繊維を利用した製品の拡大・拡充を促進し、カーペットのグリーン購入法による官公需要製品の開発を検討するとともに、P E T以外の再生繊維の利用を検討する。</p> <p>(5)使用済みカーペットの回収方法の研究<br/>・材質表示、マーク等の表示や分別技術の確立が可能かについて調査・研究を行う。<br/>・使用済みカーペットの回収方法について、日本カーペット工業組合リサイクル委員会と(社)日本インテリアファブリックス協会等と共同で実態調査を行うとともに、日本カーペット工業組合にワーキンググループを設置し、最も合理的な回収方法を確立する</p> <p>4. カーペットの3 Rに関する広報・PRの推進<br/>・日本カーペット工業組合に「3 R推進に関する相談窓口」を設置し、カーペットの3 Rに関する相談等に応じる。また、相談内容について組合員に情報を提供する。<br/>・消費者や工事・施行事業者、小売事業者を対象にパンフレット類を作成する。</p> <p>5. 各地・各事業者等のカーペットの3 R促進に対する取組事例調査<br/>各地、各事業者の繊維製品やカーペットの3 R推進に関する取り組み事例の調査、勉強会、見学会等を工業組合のリサイクル委員会を中心にを行い、組合員の啓発を行う。</p> |

| 品目名    | 平成13年7月12日改定ガイドライン  | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）  | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案   |
|--------|---|---|---|
| 14. 布団 | <p>1. 回収及び処理方法の開発等<br/>全日本寝具寝装品協会が中心となり、関係業界と協力しながら以下の開発・研究を行う。</p> <p>(1) 広域回収システム構築の検討を行い、すみやかに方向性を示す。</p> <p>(2) 再利用用途（収油資材、断熱材、反毛フェルト、燃料等）の開発・研究。</p> <p>2. 広報・啓発活動等の促進<br/>全日本寝具寝装品協会において、以下の調査及び広報・啓発活動を行う。</p> <p>(1) 廃棄物処理に関する調査。</p> <p>(2) 全日本寝具寝装品協会事務局（東京）に設置された処理に関する相談窓口の充実を図る。</p> <p>(3) 消費者への啓発活動（リサイクル意識の向上等のためのポスター・パンフレットの作成等）。</p> | <p>1. 回収及び処理方法の開発等<br/>(1)官公需によるリサイクル寝具装飾品の調達促進のため、グリーン購入法・特定調達品目への指定（平成13年度）</p> <p>2. 広報・啓発活動の促進<br/>全日本寝具寝装品協会において、以下の広報・啓発活動を行った。</p> <p>(1)寝具寝装品業界の3R推進事業報告書（ふとんのリサイクル事業への取り組み）の作成（平成14年度）</p> <p>(2)ふとんのリサイクル等推進アクションプランを作成。（平成14年度）</p> <p>(3)全日本寝具寝装品協会事務局（東京）に、ふとん廃棄物の処理に関する相談窓口を設置。（平成12年度）</p> <p>(4)平成15年2月5日～7日、フリーダイヤルでふとんに関する消費者相談受付を実施。（平成14年度）</p> <p>(5)「ふとんのQ&amp;A」を作成し消費者への啓発活動（業界紙等による啓発）を実施。（平成14年度）</p> <p>3. 繊維製品3R推進会議におけるアクションプランの作成・公表（平成14年度）<br/>全日本寝具寝装品協会として、今後5年間に取り組むべきふとんの3Rについての行動指針を策定した。</p> <p>(1)製造工程で発生する原材料くずの減量化、再生利用の推進によるリデュースの推進。</p> <p>(2)打ち直し、リフォームの技術を活用したリユースの推進。</p> <p>(3)リサイクルの推進について、下記の事項について実施する。<br/>リサイクル配慮設計商品の基準策定及びマーク制度の導入。<br/>使用済みふとんリサイクル用途開発の検討。<br/>回収システム構築の検討。</p> <p>(4)ふとんの3Rを推進するため、消費者への啓発活動、個別企業及びリサイクル活動の調査等についての調査検討の実施。</p> | <p>1. リデュースの推進<br/><u>ふとんの製造工程における原材料くずの減量化、再生利用を推進し、次の目標を達成する。</u></p> <p>(1)製造工程の原材料くずの発生率を現在の約4.5%から4%以下<br/>(2)詰めもの（中わた）の原材料くずの再生利用率を現在の約50%から60%以上</p> <p>2. リユースの推進<br/><u>関連業界と連携を図り、ふとんの打ち直し、リフォームを推進する。</u></p> <p>3. リサイクルの推進<br/>(1)リサイクル配慮設計商品の基準策定及びマーク制度の導入の検討<br/><u>リサイクルし易いふとんの商品開発のため、素材の単一化及び積層化設計等についての検討</u><br/><u>リサイクル配慮設計商品の基準策定の調査研究及び消費者の判断基準となる識別マークの導入の検討</u><br/><u>グリーン購入法「特定調達品目」としてふとんの対象拡大についての検討</u></p> <p>(2)使用済みふとんリサイクル用途開発の検討<br/><u>使用済みふとんのセメントキルン化及びサーマルリサイクルの検討</u><br/><u>各素材別の用途開発に関する検討</u></p> <p>(3)回収システム構築の検討<br/><u>下取りの実施状況及び回収量、処理方法等の実態調査</u><br/><u>使用済みふとんのモデル回収及び関連業界と連携を図り回収システムの検討</u><br/><u>使用済みふとんの回収に当たっての取り扱い上の法律、制度的諸問題の研究</u></p> <p>4. その他<br/>(1)消費者への普及啓発活動の推進<br/><u>「ふとんの日」（2月10日）にふとんの廃棄処理、リフォーム等に関する相談受付、及び9月の「ふとんを贈る日」（敬老の日）に啓発活動を実施</u><br/><u>全日本寝具寝装品協会ホームページを通じ、ふとんのリサイクル事業の情報提供</u><br/><u>パンフレット等の作成</u></p> <p>(2)業界への啓発活動の推進<br/><u>全日本寝具寝装品協会の機関紙「JBAニュース」を通じ、リサイクルに関する情報提供</u><br/><u>企業及び地域のリサイクルへの取り組み状況の調査及び情報提供</u></p> <p>(3)使用済みふとんの廃棄に関する調査研究<br/><u>消費者のふとん廃棄に関する実態調査</u><br/><u>地方自治体の廃棄ふとんの取扱いに関する調査</u></p> <p>5. ふとんのリサイクルに関する事例<br/><u>ふとんの製造事業者やその他各地で行われている使用済みふとんのリサイクル事業の事例を調査するとともに、事例の情報提供に努める。</u></p> |

| 品目名     | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）   | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案  |
|---------|--|--|--|
| 15. 乾電池 | 1. 水銀電池の生産を中止したものの、未廃棄分の回収促進を図るため、販売店に回収箱を設置し、無償で回収を行うとともに、水銀電池の回収・再資源化を促進する事項について、積極的に広報・啓発活動を行う。 | 12年度、13年度、14年度それぞれ10,000個のボタン電池回収箱を作製し、電池メーカーを通じて、各電器店、補聴器販売店等に配布し、回収協力の呼びかけ、PRを行った。 | 1. 水銀電池の生産を中止したものの、未廃棄分の回収促進を図るため、販売店に回収箱を設置し、無償で回収を行うとともに、水銀電池の回収・再資源化を促進する事項について、積極的に広報・啓発活動を行う。 |

| 品目名         | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）  | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案 |        |        |           |     |     |       |     |     |          |     |     |           |     |     |  |        |        |           |     |     |  |
|-------------|--|---|-----------------------------|--------|--------|-----------|-----|-----|-------|-----|-----|----------|-----|-----|-----------|-----|-----|--|--------|--------|-----------|-----|-----|--|
| 16. 小形二次電池等 | <p>目標：資源有効利用促進法の再資源化率<br/>           小形シール鉛電池 50%<br/>           ニカド電池 60%<br/>           ニッケル水素電池 55%<br/>           リチウム二次電池 30%<br/>           平成17年度までにニカド電池の回収率45%以上<br/>           (平成12年26.7%)</p> <p>1. 回収率目標の設定<br/>           退廃性を考慮した回収率の算出方法について検討を進め、平成13年度から必要なデータ収集のための調査を実施し、平成14年度中に、平成17年度までの小形二次電池の回収率目標値を設定する。</p> <p>2. 回収システムの整備及び回収率の向上<br/>           資源有効利用促進法の指定再資源化製品に指定されたことを踏まえ、自主回収及び再資源化を推進するため、以下の取組を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 回収拠点の拡充<br/>           小形二次電池の回収を促進するため、回収箱の設置数を増やすとともに、事業用の機器の保守・修理や廃棄の際に生じる小形二次電池の回収拠点を整備する。</li> <li>(2) 回収拠点からの回収を効率化するために、巡回回収ルートや逆流通ルートの利用等についても検討し、回収体制の強化を図る。</li> <li>(3) 経済的手法の導入<br/>           小形二次電池の回収率向上のため、経済的手法を導入し、その成果を踏まえ、必要に応じて回収システムの更なる強化を図る措置を検討する。</li> </ol> | <p>小形二次電池の回収・リサイクルは、「電池製造者」「電池使用機器製造者」等を会員とする社団法人電池工業会の「小形二次電池再資源化推進センター」(以下JBRC)が中心となり、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池及び民生用4品目(ヘッドホンステレオ、ハンディクリーナー、コードレス電話、ビデオカメラ)用小形シール鉛蓄電池の回収・再資源化を推進している。</p> <p>JBRC回収対象外の小形シール鉛蓄電池については、社団法人電池工業会が「電池製造者」、「電池使用機器製造者」等に対し回収協力を要請し、回収・再資源化を推進している。</p> <p>再資源化率<br/>           平成13年度、14年度の再資源化率は次の通り</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小形シール鉛蓄電池</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>ニカド電池</td> <td>71%</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>ニッケル水素電池</td> <td>69%</td> <td>79%</td> </tr> <tr> <td>リチウムイオン電池</td> <td>54%</td> <td>64%</td> </tr> </tbody> </table> <p>社団法人電気通信事業者協会と情報通信ネットワーク産業協会は、携帯電話・PHSにかかる資源の有効利用について共同して取り組んでいる。<br/>           回収については、平成13年度から、社団法人電気通信事業者協会と携帯電話・PHS事業者が、そのブランド名に関係なく、使用済携帯電話・PHSの端末本体、小形二次電池、充電器の回収・再資源化を推進している。(取組内容の詳細は携帯電話・PHSに記載)</p> <p>再資源化率<br/>           平成13年度、14年度の再資源化率は次の通り</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リチウムイオン電池</td> <td>53%</td> <td>53%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 回収率目標の設定<br/>           回収率算出のための基礎データ取得に向け、H13~H14年度に民生用・業務用小形二次電池使用機器/小形二次電池の退廃性を含めた廃棄挙動調査を実施し、定性的な解析を終了した。ニカド電池は、平成17年度45%、小形シール鉛蓄電池は、平成17年度75%の回収率目標を設定した。しかし、ニッケル水素電池とリチウムイオン電池については、歴史も浅く、中古機器/電池の輸出入、さらにはこれらの再資源化価値を有する電池の複雑な流通については公式統計もなく、定量把握は不可能な状況にある。又機器の高機能化にともなうユーザーの廃棄挙動の変化の過程にあり、退廃性を一律に求めにくく、回収率の設定は困難であった。</p> <p>2. 回収システムの整備及び回収率の向上<br/>           JBRCでは、以下の取り組みを実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 回収拠点の拡充<br/>           回収箱については、従来のリサイクル協力店(電気小売店等)に加え、自治体、郵便局及びホームセンター等に設置した。</li> <li>(2) 回収の効率化については、検討の結果、巡回回収や逆流通の利用に代え、インターネットを利用した回収依頼、回収手配のシステム化に対応した。</li> <li>(3) 経済的手法の導入<br/>           小形二次電池の回収量向上のために、懸賞を準備し、毎年一般消費者を対象にキャンペーンを実施した。</li> </ol> |                             | 平成13年度 | 平成14年度 | 小形シール鉛蓄電池 | 50% | 50% | ニカド電池 | 71% | 72% | ニッケル水素電池 | 69% | 79% | リチウムイオン電池 | 54% | 64% |  | 平成13年度 | 平成14年度 | リチウムイオン電池 | 53% | 53% | <p>目標：資源有効利用促進法の再資源化率<br/>           小形シール鉛電池 50%<br/>           ニカド電池 60%<br/>           ニッケル水素電池 55%<br/>           リチウム二次電池 30%</p> <p>1. 回収率目標の設定<br/>           ニカド電池の回収率目標 : 45(%)<br/> <u>小形シール鉛蓄電池の回収率目標 : 75(%)</u></p> <p>2. 回収システムの整備及び回収率の向上<br/>           資源有効利用促進法の指定再資源化製品に指定されたことを踏まえ、自主回収及び再資源化を推進するため、以下の取組を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>JBRC回収対象外の小形シール鉛蓄電池については、電池製造業者及び電池使用機器製造者等が、検討中の密閉形鉛蓄電池リサイクルスキームで回収システムの整備及び回収の効率化を進める。</u></li> <li>(2) <u>JBRCでは、事業系回収拠点の拡充・整備を続けるとともに、自治体回収拠点の設置について協力を要請する。また、回収の効率化のため回収箱設置店、自治体等について一括引き取り拠点の整備を行う。</u></li> <li>(3) <u>JBRCでは、回収システム強化のため、平成15年4月から全ての回収について、回収依頼者情報、運搬情報、処理委託品情報等の情報を一括して電子データとして蓄積管理を開始した。</u></li> </ol> |
|             | 平成13年度   | 平成14年度  |                             |        |        |           |     |     |       |     |     |          |     |     |           |     |     |  |        |        |           |     |     |  |
| 小形シール鉛蓄電池   | 50%  | 50%   |                             |        |        |           |     |     |       |     |     |          |     |     |           |     |     |  |        |        |           |     |     |  |
| ニカド電池       | 71%  | 72%   |                             |        |        |           |     |     |       |     |     |          |     |     |           |     |     |  |        |        |           |     |     |  |
| ニッケル水素電池    | 69%  | 79%   |                             |        |        |           |     |     |       |     |     |          |     |     |           |     |     |  |        |        |           |     |     |  |
| リチウムイオン電池   | 54%  | 64%   |                             |        |        |           |     |     |       |     |     |          |     |     |           |     |     |  |        |        |           |     |     |  |
|             | 平成13年度   | 平成14年度  |                             |        |        |           |     |     |       |     |     |          |     |     |           |     |     |  |        |        |           |     |     |  |
| リチウムイオン電池   | 53%  | 53%   |                             |        |        |           |     |     |       |     |     |          |     |     |           |     |     |  |        |        |           |     |     |  |

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p><b>3 . 表示の実施及び広報・啓発活動の促進</b></p> <p>1 . の取組を踏まえ、以下の内容を実施する。</p> <p>(1) 表示の実施<br/>資源有効利用促進法の指定表示製品に指定されたことを踏まえ、小形二次電池4種の分別を容易にするための識別色表示を徹底する。</p> <p>(2) 広報・啓発活動の促進<br/>消費者に対し、販売店等において無償で小形二次電池を引き取ることその他小形二次電池の回収・再資源化について、積極的に広報・啓発活動を行う。</p> <p><b>4 . 小形二次電池使用機器に係る対策</b><br/>小形二次電池を使用する機器が資源有効利用促進法の指定再利用促進製品及び指定再資源化製品を部品として使用する製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 電動工具、防災・防犯機器等小形二次電池を使用する機器の製造を行う事業者は、機器に組み込まれた小形二次電池の回収・リサイクルを容易にするため、機器からの取り外しの容易化、機器本体及び取扱説明書への小形二次電池使用機器であることの表示等を徹底する。</p> <p>(2) 小形二次電池を使用する機器の製造を行う事業者は、小形二次電池のリデュースを促進するため、電池負荷の少ない製品の開発等を推進する。</p> <p>(3) 小形二次電池を使用しているリース方式の機器、業務用の機器等において、機器別の流通ルートによる回収システムの構築を検討する。</p> <p>(4) 小形二次電池を使用する機器の保守、修理等を行う事業者は、業務に際して取り外した小形二次電池を確実に再資源化事業者に引き渡す。</p> <p>(5) 設計・製造での取組状況及び効果を公表する際には、(財)家電製品協会のホームページを活用する。</p> | <p><b>3 . 表示の実施及び広報・啓発活動の促進</b></p> <p>(1) 表示の実施<br/>社団法人電池工業会では、表示方法について「小形充電式電池の識別表示ガイドライン」を改訂し対応した。</p> <p>(2) 広報・啓発活動の促進<br/>JBRCでは、広報・啓発資料（リサイクルガイド、リーフレット、CD）を制作し、全国の自治体に配布して広報誌等に利用された。さらにテレビ放映、新聞、雑誌等への記事記載及びイベント参加などによる広報・啓発活動を推進した。</p> <p><b>4 . 小形二次電池使用機器に係る対策</b></p> <p>(1) リサイクル容易化への配慮<br/>小形二次電池の取外しが容易な構造の採用、小形二次電池使用機器には機器本体または取扱い説明書等への表示を推進した。</p> <p>(2) リデュース促進のための電池負荷の少ない製品開発機器の連続使用時間の延長に向けて、小形二次電池の特性を考慮した高効率型の製品を開発中。</p> <p>(3) 機器別流通ルートによる回収システムの構築<br/>事業系拠点を設置し活用している</p> <p>(4) 取り外した電池の引渡し<br/>事業者が業務に際して取り外した小形二次電池を回収し、再資源化業者に引き渡す体制を構築中。</p> <p>(5) 設計・製造段階の公表<br/>(財)家電製品協会のホームページに、製品アセスメントの取組み状況を公表することを目的とした「環境配慮型製品を目指して」の内容を充実させた。</p> | <p><b>3 . 表示の実施及び広報・啓発活動の促進</b></p> <p>1 . の取組を踏まえ、以下の内容を実施する。</p> <p>(1) 表示の実施<br/>資源有効利用促進法の指定表示製品に指定されたことを踏まえ、小形二次電池4種の分別を容易にするための識別色表示を徹底する。</p> <p>(2) JBRCでは、種々の媒体を介した広報・啓発活動を継続して行う。<br/><u>電池工業会及び鉛蓄電池製造者はユ・ザ・向けに、密閉形鉛蓄電池リサイクルシステムの説明冊子を作成し、広報・啓蒙活動を行なうとともに、電池使用機器製造者等に強く協力を求める。</u></p> <p><b>4 . 小形二次電池使用機器に係る対策</b><br/>小形二次電池を使用する機器が資源有効利用促進法の指定再利用促進製品及び指定再資源化製品を部品として使用する製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 電動工具、防災・防犯機器等小形二次電池を使用する機器の製造を行う事業者は、機器に組み込まれた小形二次電池の回収・リサイクルを容易にするため、機器からの取り外しの容易化、機器本体及び取扱説明書への小形二次電池使用機器であることの表示等を徹底する。</p> <p>(2) 小形二次電池を使用する機器の製造を行う事業者は、小形二次電池のリデュースを促進するため、電池負荷の少ない製品の開発等を推進する。</p> <p>(3) 小形二次電池を使用しているリース方式の機器、業務用の機器等において、機器別の流通ルートによる回収システムの構築を検討する。</p> <p>(4) 小形二次電池を使用する機器の保守、修理等を行う事業者は、業務に際して取り外した小形二次電池を確実に再資源化事業者に引き渡す。</p> <p>(5) 設計・製造での取組状況及び効果を公表する際には、(財)家電製品協会のホームページを活用する。</p> |
|--|--|---|

| 品目名                           | 平成13年7月12日改定ガイドライン  | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）   | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案   |
|-------------------------------|---|--|---|
| 17.自動車用<br>鉛蓄電池及び二輪車用<br>鉛蓄電池 | <p>1. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池については、製造事業者等が回収・再資源化に積極的に関与し、消費者から無償で引き取る体制の構築等、回収・再資源化ルートの拡充に努めるとともに、フリーライダー対策を進める。</p> <p>(2) 消費者に対し、販売店等が無償で引き取ること、その他自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池の回収・再資源化について、積極的に広報・啓発活動を行う。</p> <p>2. リサイクルシステムの検討</p> <p>資源有効利用促進法への指定の可能性や法制化を視野に入れた自動車リサイクルシステムの検討状況を勘案しつつ、使用済自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池の安定的な回収・リサイクルシステムの構築を検討する。</p> | <p>1. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) ルートの拡充・フリーライダー対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売店での無償取引の推進、離島等からの回収支援を実施してほぼ100%の回収率を達成。フリーライダー対策については、電池輸入関係者と打ち合わせを開始した。今後は2項のリサイクルシステムの検討で扱う。</li> </ul> <p>(2) 広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル関連イベントへの出展を毎年継続して実施した。</li> <li>業界紙等への広告等の掲載。</li> </ul> <p>2. リサイクルシステムの検討</p> <p>自動車リサイクルシステムの中でのバッテリーリサイクルの位置づけ等について関係者と意見交換実施。廃車からのバッテリーリサイクル及び電池輸入業者がリサイクルに寄与し易いシステムについて検討継続中。</p> | <p>1. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池については、製造事業者等が回収・再資源化に積極的に関与し、回収・再資源化ルートの拡充に努める。</p> <p>(2) 消費者に対し、販売店等が無償で引き取ること、その他自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池の回収・再資源化について、<u>電池工業会ホームページ</u>での公表、関連イベントへの出展及び業界紙等への広告等の掲載を行う。</p> <p>2. リサイクルシステムの検討</p> <p>資源有効利用促進法への指定の可能性や法制化された自動車リサイクル法の検討状況を勘案しつつ、<u>フリーライダー対策</u>も含めて、使用済自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池の安定的な回収・リサイクルシステムを自動車リサイクル法施行前に立ち上げて適正な運用を図る。</p> |

| 品目名         | 平成13年7月12日改定ガイドライン  | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）   | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案   |
|-------------|---|--|---|
| 18. カセットボンベ | <p>1. 廃棄方法について<br/>廃棄物の適正な処理を確保するため、カセットボンベの廃棄方法について、国、自治体、事業者の統一した排出・回収方法（「使い切ってリサイクルへ」）に向けた課題を整理するとともに、廃棄方法について従来どおり広報を行う。</p> <p>2. 技術開発について<br/>(1) 製造事業者において、内部にガスを残さず使い切り易いカセットボンベの開発を行う。<br/>(2) 製造事業者において、カセットボンベの内部のガスを残さず使い切り易いカセットこんろの開発を行う。</p> <p>3. 中身残留缶対策について<br/>中身が残ったまま廃棄せざるを得ないカセットボンベの回収・再資源化システムの構築については、それぞれの費用負担も含めて自治体、処理事業者、及び消費者等の役割分担を明確にしたシステムを検討する。</p> | <p>1 「使いきってから排出」の啓発活動を各種媒体広告や展示会出展等により行った。<br/>ラジオのCM（ニッポン放送）<br/>ホテルレストランショウへの出展<br/>世界生活用品フェアへの出展<br/>雑誌「オレンジページ／近代食堂／月刊食堂」に掲載<br/>景品付き安全啓発キャンペーン（新聞各紙／雑誌各誌／インターネットにて）の実施<br/>カセットこんろにパンフレットを同梱（消費者向け）</p> <p>2 気化し易いカセットボンベ（ガス成分としてイソブタンの含有増量）と加温装置（「ヒートパネル」、「ヒートパイプ」でバーナの熱をカセットボンベに伝え、ボンベを加温することで、気化し易くさせるための装置）付カセットこんろを比較検討したが、加温装置付カセットこんろの方が効果が大きい為、今後はこのカセットこんろの販売・普及に目的を絞っていく。</p> <p>3 中身残留缶の処理技術（装置）の検討を行う必要がある。</p> | <p>1. 廃棄方法について<br/>廃棄物の適正な処理を確保するため、カセットボンベの廃棄方法について、国、自治体、事業者の統一した排出・回収方法（「使い切ってリサイクルへ」）に向けた課題を整理するとともに、廃棄方法について従来どおり広報を行なう。</p> <p>2. <u>技術開発及び普及促進について</u><br/>(1) 製造事業者において、カセットボンベの内部のガスを残さず使い切り易いカセットこんろの開発を行なう。<br/>(2) <u>販売事業者において、カセットボンベの内部のガスを残さず使い切り易いカセットこんろの販売・普及を図る。</u></p> <p>3. <u>中身残留缶対策について</u><br/>(1) 中身が残ったまま廃棄せざるを得ないカセットボンベの回収・再資源化システムの構築については、それぞれの費用負担も含めて自治体、処理事業者、及び消費者等の役割分担を明確にしたシステムを検討する。<br/>(2) <u>中身残留缶の処理技術（装置）の検討を行なう。</u></p> |

| 品目名        | 平成13年7月12日改定ガイドライン  | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）   | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案  |
|------------|---|--|--|
| 19. エアゾール缶 | <p>1. 廃棄方法について<br/>廃棄物の適正な処理を確保するため、エアゾール缶の廃棄方法について、国、自治体、事業者の統一した排出・回収方法（「使い切ってリサイクルへ」）に向けて課題を整理し、その解決のスケジュールの検討を行う。</p> <p>2. 中身残留缶の適正処理対策<br/>塗料、化粧品、殺虫剤等の内容物によって異なるエアゾール製品について、平成11年度に実施した「エアゾール缶等排出実態調査」等を踏まえて、費用負担も含めた地方自治体、事業者、処理事業者及び消費者の役割分担の明確化、処理主体と処理設備の整備や事業者による処理の可能性についても検討を行う。</p> <p>3. 広報活動の推進<br/>使用済みのエアゾール缶の回収・リサイクルを促進するため、消費者に対し内容物毎の使い切り方法、排出方法、エアゾール缶のリサイクルの状況等の情報について、積極的に広報啓発活動を行う。</p> <p>4. 資源リサイクルへの対応<br/>容器包装のリサイクル推進のため、プラスチック部品を取り外し易くした構造、材質の統一等マテリアルリサイクルの推進を図る。また、鋼製容器とアルミ製容器の識別を容易にするための表示の検討を行う。さらに「エアゾール缶の易リサイクル設計マニュアル」を平成13年度中に作成する。</p> <p>5. 在庫品等の回収<br/>流通段階において発生する在庫品等の事業者による回収を進め、安全な処理を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通商産業省委託事業として「エアゾール缶等排出実態調査」実施。（特定2地区で自治体と協同で「使い切ってから穴を開けずに排出する」旨の広報活動を行い、排出缶の使い切り率の向上を得た。）（平成11年度）</li> <li>・各自治体でのエアゾール缶等の回収状況、処理方法、リサイクル状況を把握し、自治体と協力してリサイクルシステムを構築していくための全国3,251の自治体へのアンケート調査実施。（平成12年度）</li> <li>・各自治体アンケート回答の解析・追跡調査を実施（圧縮しない収集方法により収集時の事故発生のない知見を得た。）（平成13年度）</li> <li>・排出実態調査通商産業省委託事業のフォローアップ（平成14年度）</li> <li>・内容物毎の使い切り方法について、エアゾール製品処理対策協議会で引き続き検討。</li> <li>・東京都23区のエアゾール缶等の廃棄指導変更（使い切って排出する）に伴い、エアゾール製品処理対策協議会として、消費者からの問合せの対応、処理に関する製品の問合先表示の徹底を申し合わせ。（平成11年度～）</li> <li>・自治体処理実態調査（名古屋市）（平成14年度）</li> <li>・日本エアゾール協会のHP開設 インターネットを活用した広報開始（平成13年度）</li> <li>・自治体アンケート調査報告書を全国自治体に配布（平成13年度）</li> <li>・容器包装リサイクル推進のため、プラスチック部品を取り外し易くした構造の検討と、一部製品での実施。（平成10年度～）</li> <li>・鋼製容器とアルミ容器の識別を容易にするための表示、プラスチック部品を取り外し易くした構造等容器包装リサイクル推進のための「エアゾール製品の易リサイクル設計マニュアル作成WG」設置検討開始。（平成12年度）</li> <li>・「エアゾール製品の識別表示ガイドライン」作成（平成12年度）</li> <li>・「エアゾール缶の易リサイクル設計ガイドライン」（案）作成（平成13年度）</li> <li>・「エアゾール缶の易リサイクル設計ガイドライン」作成完了（平成14年度）</li> <li>・製品の流通経路を逆に利用して、エアゾール製品製造・販売事業者又は充填事業者において、自ら又は産業廃棄物処理事業者へ委託して適切に処理している。</li> </ul> | <p>1. 廃棄方法（「使い切ってリサイクルへ」）について<br/>廃棄物の適正な処理を確保するため、<u>エアゾール缶の廃棄方法についての課題について解決の検討を行う。</u><br/><u>課題</u><br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の工夫：各製品の設計ガイドラインを作成及び普及。</li> <li>・使い切りの啓蒙活動：使い切りの啓蒙強化。</li> <li>・廃棄表示方法：より見やすい表示案の工夫、自主表示の実施。</li> <li>・収集・処理方法：圧縮の回避等未然事故防止方法の自治体へのアピール。</li> </ul> <p>2. 中身残留缶の適正処理対策<br/>塗料、化粧品、殺虫剤等の内容物によって異なるエアゾール製品について、平成11年度及び平成14年度に実施した「エアゾール缶等排出実態調査」等を踏まえて、費用負担も含めた地方自治体、事業者、処理事業者及び消費者の役割分担の明確化、処理主体と処理設備の整備や事業者による処理の可能性についても検討を行うとともに、<u>(社)日本エアゾール協会、事業者団体及び自治体との話し合いを継続的に行う。</u></p> <p>3. 広報活動の推進<br/>使用済みエアゾール缶の回収・リサイクルを促進するため、消費者に対し内容物毎の使い切り方法、排出方法、エアゾール缶のリサイクル状況等の情報について、積極的に広報啓発活動を行う。<br/>また、<u>エアゾール製品の正しい使い方、正しい廃棄処理の仕方の広報ビデオを作成し、自治体等も対象としたエアゾール缶に関する基本知識の広報に努める。</u></p> <p>4. 資源リサイクルへの対応<br/>容器包装のリサイクル推進のため、プラスチック部品を取り外し易くした構造、材質の統一等マテリアルリサイクルの推進を図る。またリサイクルを促進するため、鋼製容器とアルミ製容器の識別を容易にするための表示の検討を行う。さらに平成14年8月27日に作成した「エアゾール容器の易リサイクル設計ガイドライン」に基づく製品開発を進めるとともに、徹底をより進めるため製品分野ごとに詳細な易リサイクル設計ガイドラインを作成する。</p> <p>5. 在庫品等の回収<br/>流通段階において発生する在庫品等の事業者による回収を進め、安全な処理を図る。</p> </p> |

| 品目名         | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）   | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案  |
|-------------|--|--|--|
| 20. 小型ガスボンベ | <p><b>広報啓発活動の促進</b></p> <p>廃棄物の適正な処理を確保するため、消費者に対し中身が残った状態で液化石油ガスボンベを廃棄することは高圧ガス保安法により禁止されており罰則が適用される旨について、積極的に広報啓発活動を行う。</p> <p>また、消費者に対して、不要となった小型ガスボンベは、それを購入したLPGガス販売店へ持ち込むよう、販売店が不明の場合は最寄りの販売店、都道府県または都道府県LPGガス協会等へ連絡をするよう、積極的に広報啓発活動を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般家庭等において使用される小型LPGガスボンベの廃棄段階における事故防止の周知のため、LPGガスの販売業者団体がLPGガス販売業者に対し、<br/>容器が不用になった場合は、一般のごみと一緒に捨てないで購入したLPGガス販売店に持ち込むこと、不明の場合には最寄りの販売店、都道府県、都道府県LPGガス協会等へ連絡することを内容とする「容器の取り扱いについて（お願い）」のシールを容器に添付し販売すること<br/>消費者から不用となった容器の廃棄を依頼されたときは、その容器が自社で販売したものか否かに関わらず、それを受け取り適正に処理すること。<br/>について協力要請を実施。</li> <li>・ 不用になった小型容器等の廃棄の取り扱いに関して、周知リーフレットの配布や新聞広告等により消費者に対し広報を実施。</li> </ul> | <p><b>広報啓発活動の促進</b></p> <p>廃棄物の適正な処理を確保するため、消費者に対し中身が残った状態で液化石油ガスボンベを廃棄することは高圧ガス保安法により禁止されており罰則が適用される旨について、積極的に広報啓発活動を行う。</p> <p>また、消費者に対して、不要となった小型ガスボンベは、それを購入したLPGガス販売店へ持ち込むよう、販売店が不明の場合は最寄りの販売店、都道府県または都道府県LPGガス協会等へ連絡をするよう、積極的に広報啓発活動を行う。</p> |

| 品目名     | 平成13年7月12日改定ガイドライン  | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）  | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案   |
|---------|---|---|---|
| 21. 消火器 | <p>1. 回収・リサイクル体制の整備<br/>         日本消火器工業会において、平成13年の消火器の回収率目標を85%（工業会推計値）と設定し、全国消防機器販売業協会等の関係団体と連携を図りつつ、目標達成に向けて、回収・リサイクル等の実施を引き続き推進する。<br/>         （平成11年83.3%（日本消火器工業会推計値））<br/>         また、平成12年度に消防庁に設置した「消火器・防災物品リサイクル推進委員会」において、消火器のリユース・リサイクルに係る技術的・制度的課題の調査・検討を行っており、平成16年度までにリユース・リサイクル制度の確立及びその実施を推進する。</p> <p>2. 不法投棄対策に係る協力<br/>         地方公共団体に対する支援措置として、業界団体による処理マニュアルの作成・配布及び地方公共団体が回収した消火器の処分依頼があった場合における製造事業者による回収・処理等の推進を引き続き行っていく。</p> | <p>1. 回収・リサイクル体制の整備<br/>         業界団体においては、回収・処理を継続して行うとともに平成13年3月に名古屋市、4月に帯広市において、製造年から20数年たった錆びの発生の著しい消火器であったことにより、破裂による死亡事故が相次いだことから、古い消火器の回収を促すパンフレットを作成し、回収の強化に努めたが引き続き回収促進を図るものとしている。<br/>         なお、回収率は、平成12年の26.8%（工業会推計：不用消火器発生見込み数に対する工業会回収率）から平成13年の41.3%（工業会推計：不用消火器発生見込み数に対する工業会回収率）に高まっている。<br/>         消防庁においては、平成12年度より学識経験者等からなる委員会を設置し、消火器リサイクル・リユースに係る技術的・制度的課題の調査・検討を行っているところであり、平成14年度までの検討により回収消火薬剤の再生利用に係る技術を確立、効果的な回収システム等のあり方について結論を得たところ。今後平成16年度までにリユース・リサイクルシステムの具体化を図る。</p> <p>2. 不法投棄対策に係る協力<br/>         業界団体による処理マニュアルの作成・配布を行うとともに、地方公共団体が回収した消火器については、処分の依頼があった場合に、製造者が回収、処理することとしている。</p> | <p>1. 回収・リサイクル体制の整備<br/>         日本消火器工業会において、平成15年の消火器の回収率目標を53%（工業会推計値：不用消火器発生見込み数に対する工業会回収率）と設定し、全国消防機器販売業協会等の関係団体と連携を図りつつ、目標達成に向けて、回収・リサイクル等の実施を引き続き推進する。<br/>         （平成13年41.3%（日本消火器工業会推計値：不用消火器発生見込み数に対する工業会回収率））<br/>         また、平成12年度に消防庁に設置した「消火器・防災物品リサイクル推進委員会」において、消火器のリユース・リサイクルに係る技術的・制度的課題の調査・検討を行っており、平成16年度までにリユース・リサイクル制度の確立及びその実施を推進する。</p> <p>2. 不法投棄対策に係る協力<br/>         地方公共団体に対する支援措置として、業界団体による処理マニュアルの作成・配布及び地方公共団体が回収した消火器の処分依頼があった場合における製造事業者による回収・処理等の推進を引き続き行っていく。</p> |

| 品目名          | 平成13年7月12日改定ガイドライン  | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）  | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案  |
|--------------|---|---|--|
| 22. ぱちんこ遊技機等 | <p>1. リデュース、リユース、リサイクルへの設計・製造段階における配慮資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、次の取組を推進する。</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施<br/>ぱちんこ遊技機等の製造事業者組合による「製品アセスメントマニュアル」を踏まえ、事業者毎に策定した減量化・処理の容易化のための製品アセスメントマニュアルに基づき、リデュース、リユース、リサイクル配慮設計（有害物質の使用削減を含む）を促進するという観点から、製品アセスメントを実施する。</p> <p>(2) 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</p> <p>(3) 修理の機会をより長期間提供する補修用性能部品の保有等の具体的な方策を検討する。</p> <p>(4) 素材等の再資源化・処理容易化対策<br/>素材等の再資源化・処理容易化のため、使用材料の種類を削減する等の対策を推進する。その際、鉛使用量の削減等を図る。</p> <p>(5) 表示の工夫<br/>合成樹脂製部品等の再資源化・処理容易化のため、使用材料名を統一された方法により表示する。</p> <p>2. リサイクルに係る数値目標の設定<br/>マテリアルリサイクル目標率を以下のとおり設定する。<br/>目標年度 マテリアルリサイクル目標率<br/>平成13年度 35%<br/>平成17年度 55%</p> <p>3. 流通・破棄段階における対策<br/>廃ぱちんこ遊技機等が野積みされる問題等を踏まえ、製造事業者・ホール・流通業者・運送業者・その他関連業者が協力し、業界団体の指定したリサイクル業者に確実に引き渡されるシステム等の廃ぱちんこ遊技機等の回収・リサイクルを促進するためのシステムを構築する。</p> <p>4. 処理容易化・再資源化のための技術開発の促進<br/>廃ぱちんこ遊技機等の再資源化・処理容易化のため、関係業界とも協力し、シュレッダーダスト減容化技術の開発を促進するとともに、不正防止に関する規制を踏まえつつ、部品リユースに関する技術開発を実施する。</p> <p>5. 広報・啓発活動の促進<br/>(1) 適正処理のための啓発・指導を行う。<br/>(2) 業界のリサイクルの取り組み状況を広報する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>資源有効利用促進法に対応するため、各製造事業者ごとに、製品アセスメントマニュアルを策定。</li> <li>資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、製品アセスメントマニュアルを改定。</li> <li>使用材料の種類数の削減を検討中。</li> <li>鉛使用量を削減するため、鉛フリーはんだの採用・はんだ付の箇所削減の設計変更等を検討中。</li> <li>統一された表示方法について検討中。</li> <li>重量100g以上の部材につき樹脂の表示を実施。</li> </ul> <p>マテリアルリサイクル目標率を以下のとおり設定した。<br/>目標年度 マテリアルリサイクル目標率<br/>平成13年度 35%（実績41.4%）<br/>平成17年度 55%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業界においてリサイクル業者の選定など、リサイクルルートの確立に向け検討中。</li> <li>使用済み遊技機の回収・リサイクルを促進するため、製造事業者が中心となり、使用済み遊技機の回収拠点を地域ブロック別に設け、ホール・流通業者・運送業者・その他関連業者が協力し、回収拠点において製造事業者に引き渡される遊技機回収システムを立ち上げることを平成14年度に決定し、平成15年8月より関東ブロックで試験的に実施予定。</li> <li>遊技機リサイクル推進委員会において隨時指導を行っている。</li> <li>業界団体の機関紙・業界紙等において取組の広報を行う。</li> </ul> | <p>1. リデュース、リユース、リサイクルへの設計・製造段階における配慮資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、次の取組を推進する。</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施<br/>ぱちんこ遊技機等の製造事業者組合による「製品アセスメントマニュアル」を踏まえ、事業者毎に策定した減量化・処理の容易化のための製品アセスメントマニュアルに基づき、リデュース、リユース、リサイクル配慮設計（鉛の使用削減を含む）を促進するという観点から、製品アセスメントを実施する。</p> <p>(2) 設計・製造での取組として、製造事業者組合が各製造事業者の使用樹脂種類数及び鉛使用量等について定期的に調査することとし、その結果を業界広報誌を通して公表する。</p> <p>(3) 修理の機会をより長期間提供するため、補修用性能部品の共通化及び標準化を図る。</p> <p>(4) 素材等の再資源化・処理容易化対策<br/>素材等の再資源化・処理容易化のため、使用材料の種類削減や素材別分離容易化等の対策を推進する。その際、鉛使用量の削減等を図る。</p> <p>(5) 表示の工夫<br/>合成樹脂製部品等の再資源化・処理容易化のため、100g以上の合成樹脂製部品についてはすべて使用材料名を表示する。その場合、使用材料名を製品アセスメントマニュアルに基づいた統一された方法により表示する。</p> <p>2. リサイクルに係る数値目標の設定<br/>マテリアルリサイクル目標率を以下のとおり設定する。<br/>目標年度 マテリアルリサイクル目標率<br/>平成17年度 55%</p> <p>3. 流通・廃棄段階における対策<br/>使用済み遊技機の回収・リサイクルを促進するため、製造事業者が中心となり、使用済み遊技機の回収拠点を地域ブロック別に設け、ホール・流通業者・運送業者・その他関連業者が協力し、回収拠点において製造事業者に引き渡される遊技機回収システムを立ち上げる。平成15年8月より関東ブロックで試験的に実施予定。</p> <p>4. 処理容易化・再資源化のための技術開発の促進<br/>廃ぱちんこ遊技機等の再資源化・処理容易化のため、関係業界とも協力し、シュレッダーダスト減容化技術の開発を促進するとともに、不正防止に関する規制を踏まえつつ、部品リユースに関する技術開発を実施する。</p> <p>5. 広報・啓発活動の促進<br/>(1) 適正処理のための啓発・指導を行う。<br/>(2) 業界の広報誌又は展示会等を通じて業界のリサイクルの取組状況を広報する。</p> |

| 品目名                     | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）   | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案   |
|-------------------------|--|--|---|
| 23. パーソナルコンピュータ及びその周辺機器 | <p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮<br/>資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 情報処理機器の環境設計アセスメントの実施<br/>リサイクルに配慮した設計（有害物質の使用削減を含む）に加え、リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計と併せて、リサイクルしやすい素材、リサイクル材の利用を進めることを盛り込んだ新たな環境設計アセスメントガイドラインに基づき、各事業者は製品アセスメントを着実に実施する。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報<br/>設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討し、平成13年度以降毎年度公表する。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進<br/>使用済製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。<br/>また、素材業界との連携の下、リサイクルの観点から、使用するプラスチック等のグレードについて検討し、平成12年度中に得られた結論をもとに、リサイクル容易なプラスチック等の選択を推進するとともに、同種の部材へのマテリアルリサイクルを含めたプラスチックリサイクルを促進する具体的な方策を検討する。</p> <p>2. 廃棄段階における対策<br/>(社)日本電子工業振興協会が「パーソナルコンピューターのリデュース・リユースおよびリサイクルに関する自主行動計画」（平成11年12月）を策定し、更に、資源有効利用促進法の指定再資源化製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 使用済製品のリサイクルのための体制整備<br/>使用済製品の回収・リサイクルを推進するため、速やかに事業系パソコンの回収・再資源化ルートを整備し、実施するとともに、家庭系パソコンの回収・再資源化システムの検討を行い、平成14年度中を目途に適切な方策を導入する。なお、パソコンと同時に発生する使用済周辺機器についても併せて回収するよう努める。</p> <p>(2) リサイクルの推進<br/>資源有効利用促進法：平成15年度の再資源化率<br/>デスクトップ型パソコン本体 50%<br/>ノートブック型パソコン 20%<br/>ディスプレイ装置 55%<br/>自主目標：平成17年度の資源再利用率（デスクトップ型）60%<br/>部品リユース（MPU、メモリ、HDD、ケーブル等）や一層のリサイクルを推進することとする。</p> <p>3. 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発<br/>使用済製品の処理容易化・再資源化促進のため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し、技術開発を行う。</p> <p>4. 広報・啓発活動の促進<br/>長期使用・再資源化を促進するため、消費者、ユーザー啓発・PRを推進する。</p> | <p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮<br/>(1) 情報処理機器の環境設計アセスメントの実施<br/>パソコンおよびその周辺機器の主要メーカーの97%が3R設計に対応した新しいガイドラインを適用し、残りについても15年度中に適用予定であることを確認した。<br/>パソコンおよびディスプレイについては、同ガイドラインに準拠した設計を行っていることが必須条件の「PCグリーンラベル制度」において今までにパソコンについては14社480機種2421モデルが、ディスプレイについては10社から145機種165モデルが適合機種として発表されている。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報<br/>アセスメントの実施状況および効果についてはJETTAのホームページで公表することとし、13年度結果に引き続き14年度結果をホームページに公表した。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進<br/>情報処理機器の環境設計アセスメントガイドライン及び資源有効利用促進法の判断基準で25g以上の合成樹脂製の部品等の材質名の表示が定められていることに対応し、各社25g以上のプラスチックには全て材質表示を行っているが、25g以下でも可能な限り表示を行う企業がでてきた。<br/>具体的な方策を検討した結果、オープンリサイクルでは結局用途が限られており広がりがなく、逆に安定供給ができる場合という前提ではあるが、同一企業内のクローズドでのみ対応が可能になり、企業によっては全商品における再生プラスチックの使用量を全プラスチック総使用量の重量比80%にまで拡大するところもでてきた。</p> <p>2. 廃棄段階における対策<br/>(1) 使用済製品のリサイクルのための体制整備<br/>事業系パソコンの回収・再資源化ルートについては、13年4月からの法律施行にあわせ、精力的に構築をはかった。業界として、平成14年度に事業系パソコンの回収状況は、JETTA加盟21社で総回収量 5,712トン、<br/>回収台数は、<br/>・デスクトップ型PC本体：175,894台<br/>・ノートブック型PC : 70,421台<br/>・CRTディスプレイ装置：214,309台<br/>・LCDディスプレイ装置：7,879台<br/>家庭系パソコンの回収については、15年4月に改正された資源有効利用促進法の省令に基づき15年10月からの開始に向けて回収・再資源化システムの構築を進めている。</p> <p>(2) リサイクルの推進<br/>資源有効利用促進法：平成14年度の再資源化率<br/>デスクトップ型パソコン本体 76.2%<br/>ノートブック型パソコン 44.1%<br/>CRTディスプレイ装置：68.2%<br/>LCDディスプレイ装置：56.5%<br/>自主目標に基づく平成14年度資源再利用率<br/>デスクトップ型本体+CRTディスプレイ装置 71.2%</p> <p>3. 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発<br/>使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発として<br/>・廃プラスチックの寿命測定技術<br/>・廃プラスチックの延命技術・再生技術</p> <p>4. 広報・啓発活動の促進<br/>長期使用・再資源化を促進するため、それらの項目を含んだ、3Rおよび環境に配慮した製品にラベルを表示し製品をアピールする「PCグ</p> | <p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮<br/>資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。<br/>(1) 情報処理機器の環境設計アセスメントの実施<br/>リサイクルに配慮した設計（有害物質の使用削減を含む）に加え、リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計と併せて、リサイクルしやすい素材、リサイクル材の利用を進めることを盛り込んだ新たな環境設計アセスメントガイドラインに基づき、各事業者は製品アセスメントを着実に実施する。<br/>また、有害物質使用削減について、次のとおり自主行動計画を策定する。<br/><u>対象物質：鉛、水銀、六価クロムとカドミウム</u><br/><u>・削減目標：1000ppm、カドミウムのみ100ppm</u><br/><u>・削減年月：2006年6月</u></p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報<br/>設計・製造での取組状況及び効果を毎年度JETTAのホームページに公表する。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進<br/>使用済製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。<br/>また、プラスチックの再利用については、原材料となる使用済プラスチックの安定供給が第一であり、同種のプラスチック確保の方策を検討する。</p> <p>2. 廃棄段階における対策<br/>(1) 使用済製品のリサイクルのための体制整備<br/><u>使用済製品の回収・リサイクルを推進するため、平成13年4月から開始した事業系パソコンの回収・再資源化を推進・強化するとともに、15年10月から開始する家庭系パソコンの回収・再資源化システムを速やかに整備し、実施する。</u></p> <p>(2) リサイクルの推進<br/>資源有効利用促進法：平成15年度の再資源化率<br/>デスクトップ型パソコン本体 50%<br/>ノートブック型パソコン 20%<br/>ディスプレイ装置 55%<br/>自主目標：平成17年度の資源再利用率（デスクトップ型）60%<br/>部品リユース（MPU、メモリ、HDD、ケーブル等）や一層のリサイクルを推進することとする。</p> <p>3. 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発<br/>使用済製品の処理容易化・再資源化促進のため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し、技術開発を行う。</p> <p>4. 広報・啓発活動の促進<br/>長期使用・再資源化及び平成15年10月から開始する家庭系パソコンの回収・再資源化を促進するため、消費者、ユーザー啓発・PRを推進す</p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   |  | <p>リーンラベル制度」を立ち上げ、その内容についてホームページおよびパンフレットによりPRを推進した。また、対応各社については、それぞれのホームページに該当機種を掲載し、ユーザへのPRを推進した。<br/>る。</p> |
| 5. アップグレードなど、その他のリデュースの取組を推進するとともに、製品を修理して長期間使用することをサポートするため、リユース部品による補修体制の整備等による長期間修理の機会を提供する方策の具体化を検討・実施する。 | 5. 「PCグリーンラベル制度」において、「3R設計がなされていること」とともに、「製品を出荷後、当該製品について、少なくとも5年間、修理が受けられるよう体制が整備されていること」を1つの基準項目とし、各社の対応を促した。<br>なお、コンシューマ向けの体制整備はできているが、流通業界との関係やユーザのリユース品に関する認識から利用が進んでいないの実状である。あと、アップグレードをビジネスにすべく準備を進めている企業が出始めた。 | 5. アップグレードなど、その他のリデュースの取組を推進する。  |

| 品目名    | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）   | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案   |
|--------|--|--|---|
| 24.複写機 | <p>1. リデュース・リユース・リサイクルのための対策を推進<br/>複写機については、特にリユース対策を重点的に促進する観点から、資源有効利用促進法の特定再利用業種及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、次の取組を推進する。</p> <p>(1) 循環型経済システムの構築に向けて、リデュース・リユース・リサイクルの促進を目的に、業界団体において平成12年に見直し強化した「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」に基づき、各事業者において、リユースが容易な設計、リデュースに配慮した設計、リサイクル材やリユース部品の利用、有害物質の使用削減を可能な範囲で拡大する。</p> <p>(2) 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</p> <p>(3) 複写機に使用されるプラスチック等の材質表示を推進するとともに、グレード数削減について検討し、同種の部材へのマテリアルリサイクルを含めリサイクルを促進する具体的な方策を検討する。</p> <p>2. 使用済複写機の回収を目的とした静脈物流共同プロジェクトの推進<br/>使用済複写機の部品リユース・リサイクルを目的とした関係企業による「使用済複写機の相互交換システム」の構築・地域拡大を推進する。<br/>また、回収をより促進するために、OEM製品の供給を受けている事業者、リース事業者、販売事業者との連携を図る。</p> <p>3. プラスチックの再利用技術開発の促進<br/>使用済複写機のプラスチック部品に関するリユース・リサイクル促進のため、関係業界との協力の下、技術開発を行う。</p> <p>4. リユース・リサイクルへの取組の公表<br/>業界のリユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、ユーザーへの啓発・PRを実施する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種の指定及び指定再利用促進製品の指定を受け、同法令施行後の新製品について、必要な設備の整備や再生部品の検査・保管のための体制等の構築を推進している。             <ul style="list-style-type: none"> <li>いくつかの会社でモーター、基板部品、センサー、板金部品、プラスチック部品等のリユースを実施している。</li> <li>リユースが容易な設計、リデュースに配慮した設計、リサイクル部材やリユース部品の利用の可能な範囲等、製品の設計に際しての評価項目・評価基準・評価方法を複写機業界の指針として示した「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」に従い、各社自主的な取組みを実施。</li> </ul> </li> <li>各社にてホームページ・環境報告書・製品カタログ等にて取り組み状況と効果を公表している。</li> <li>各社にて材質表示、グレード数削減、リサイクル促進について取り組んでいる。</li> <li>平成11年度より複写機の部品リユース・リサイクル推進を目的とした下取り他社機の交換を内容とする「回収複写機交換システム」の構築を開始した。現在は札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡7箇所の交換センターと各府県庁所在地の回収デポ設置を完了した。これにより各社がすでに実行している自社機回収ルートに加え他社による下取り機の回収も容易になった。平成14年度には参加企業の共同開発によるWEBを利用した交換業務情報システムJr-Linksをリリースした。今後は沖縄や長崎県離島等、地方の利便性を改善する活動、リース会社や独立系販売会社など回収範囲拡大の促進を図る。</li> <li>平成13年度にプラスチック・リサイクル・プロジェクト委員会を設置し、事務機器に使用されているプラスチックの使用量、回収見込み量等の調査結果から、プラスチックリサイクル材料を選定し、樹脂メーカーの協力を得て、技術的検討を進めて来た。その結果、技術的に使用可能な見通しを得た。</li> <li>各社にてホームページ・環境報告書・製品カタログ等にて公開している。</li> </ul> | <p>1. リデュース・リユース・リサイクルのための対策を推進</p> <p>(1) 循環型社会システム構築に向けて、リデュース、リユース、リサイクルの促進を目的に、当協会において作成した「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」に基づき、各事業者においてリユースが容易な設計、リデュースに配慮した設計、リサイクル材やリユース部品の利用、<u>有害物質の使用削減</u>に取り組む。<br/><u>有害物質</u>については、カドミウム、水銀、鉛、六価クロム、PBB、P B D Eを2006年度中に全廃を目指す。</p> <p>(2) 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</p> <p>2. 使用済複写機の回収を目的とした静脈物流共同プロジェクトの推進<br/>使用済複写機の部品リユース・リサイクルを目的とした関係企業による「使用済複写機の相互交換システム」の構築・地域拡大を推進する。<br/>また、回収をより促進するために、OEM製品の供給を受けている事業者、リース事業者、販売事業者との連携を図る。</p> <p>3. プラスチック再利用の促進<br/>使用済複写機のプラスチック部品に関するリユース、リサイクル促進のため、<u>リサイクル材についての技術的課題及びリサイクルシステム構築</u>に向けた調査研究を行うとともに、具体的な方策を検討する。</p> <p>4. リユース・リサイクルに関する取り組みの公表<br/>業界のリユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、ユーザーへの啓発・PRを実施する。<br/>個別企業においては、環境報告書、ホームページなどで公表する。</p> |

| 品目名         | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）   | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案   |
|-------------|--|--|---|
| 25. ガス・石油機器 | <p>1. リデュース、リユース、リサイクルの設計・製造での配慮<br/>         資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、製造事業者においてリサイクル容易な設計（有害物質の使用削減を含む）、長寿命化設計、リペア容易な設計などに配慮した構造設計、材料構成、組立方法等について、減量化・処理の容易化のための製品アセスメントを実施する。<br/>         また、リユース容易な設計については、使用時の安全性の確保等に十分配慮して引き続き検討を行う。<br/>         更に、設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</p> <p>2. 修理の機会の提供<br/>         修理の機会をより長期間提供する具体的な方策を検討する。</p> <p>3. 使用済製品の回収・リサイクルシステムの構築<br/>         ガス・石油機器リサイクル懇談会中間報告書（平成12年7月）及びその後の調査結果等を踏まえ、事業者は、自治体等と連携して使用済製品の処理実態を把握するとともに、合理的な回収・リサイクルシステムの構築について引き続き検討を行い、早期の実現を目指す。</p> | <p>1. リデュース、リユース、リサイクルの設計・製造での配慮<br/>         (社)日本ガス石油機器工業会は、ガス・石油機器が資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、リデュース配慮設計及びリサイクル容易設計を推進していくために平成13年3月「ガス・石油機器アセスメントガイドライン」を改訂し、それに基づく製品アセスメントに業界上げて取組んでいる。<br/>         「ガス・石油機器アセスメントガイドライン」の実施状況と実施しての成果の調査を今後共継続していく。<br/>         製品アセスメントの実施状況と実施しての成果の公表方法については、(社)日本ガス石油機器工業会のホームページ(HP)に掲載準備を本年度中に行い、来年度からHPで公表する。<br/>         リユース容易な設計に対しては、検討を続けてきが、燃焼機器という性格から配慮しにくく、安全性の面からメーカーとして責任を持てないのが現状である。</p> <p>2. 修理の機会の提供<br/>         主要事業者は、修理相談窓口や修理依頼窓口の集中化、修理受付の土日対応等、消費者への利便性向上を推進している。<br/>         消費者に安全に使用して頂くため、事故未然防止のための警告表示や、点検箇所指摘等の自己診断機能（表示機能等）を備えた製品を開発している。<br/>         製品の長期安全使用のための安全点検に関するパンフレット等の普及啓発事業を更に推進する。</p> <p>3. 使用済み製品の回収・リサイクルシステムの推進<br/>         ガス・石油機器のリサイクルシステムの考え方を「設備機器」（設置工事を必要とする製品）と「非設備機器」（持帰り製品）に別けて取組んでいる。</p> <p>(1) 「設備機器」について<br/>         現状の販売店（工事店）の自主回収ルートで効率良く回収・処理されているが、全体の回収率及びリサイクル率がとらえられていない等の課題がある。<br/>         販売店の販売台数と回収台数（品目毎）及び処理業者のリサイクル率（実証試験で把握）の値に基き、全体の廃棄台数とリサイクル率を推計把握する定点観測の仕組構築を検討している。<br/>         本年度中に定点観測システム構築の目処をつけるため、販売店回収状況の事前調査の実施や、リサイクル率把握のための実証試験を行う。</p> <p>(2) 「非設備機器」について<br/>         「ガス石油機器の不法投棄の実態と自治体での処理・処分上での問題点調査」を実施した結果、不法投棄は少なく、懸念材料として残油抜き取りが徹底されてないこと等が分った。<br/>         上記調査を踏まえ、消費者の「ガス石油機器製品廃棄時の残油・乾電池抜き取り状況に関する調査」を実施した結果、残油・乾電池抜き取りに関する知識はあるが、実際に抜き取り方法を知らない人もいるので、具体的な抜き取り方法の再啓発が必要であることが分った。<br/>         以上より、本年度から以下の施策を展開する。<br/>         - 残油・乾電池の抜き取りに対する、消費者への啓発広報活動の徹底（廃棄時注意チラシの作成、取扱説明書への追記）<br/>         - 残油抜き取りが行い易い付属品の検討と廃棄時注意事項の本体表示<br/>         自治体の施設調査並び意見交換会を行った結果、ガス石油機器の処理には特段問題無く処理されているが、更に自治体ルートの回収をより効果的に行う為「廃棄時注意チラシ」などの啓発活動は、ぜひ進めてもらいたい等の意見を頂いた。<br/>         平成14年度経済産業省委託調査&lt;委託先三菱総研：生活用品再利用促進対策調査等（生活用品分別収集・有効利用システム調査事業）報告書&gt;の情報を参考に、工業会内にて4つの回収システム案を詳細に分析した結果、及び上記の調査の結果から、現状の自治体回収システムをベースに更に合理化を進めることができるとと思われた。</p> | <p>1. リデュース、リサイクルの設計・製造での配慮<br/>         資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、製造事業者においてリサイクル容易な設計（有害物質の使用削減を含む）、長寿命化設計、リペア容易な設計などに配慮した構造設計、材料構成、組立方法等について、減量化・処理の容易化のための製品アセスメントを実施する。<br/>         更に、設計・製造での取組状況及び効果について公表する。</p> <p>2. 修理の機会の提供<br/>         修理の機会をより長期間提供する具体的な方策を引き続き検討する。</p> <p>3. 使用済み製品の回収・リサイクルシステムの推進<br/> <u>ガス・石油機器のリサイクルシステムの考え方を「設備機器」（設置工事を必要とする製品）と「非設備機器」（持帰り製品）に別けて取組む。</u><br/> <u>(1) 「設備機器」について</u><br/> <u>回収率やリサイクル率の推計値を把握する「定点観測システム」を平成16年度実施に向け検討する。</u><br/> <u>(2) 「非設備機器」について</u><br/> <u>現状の自治体ルートの回収システムをベースに、更に合理化の検討を継続する。</u><br/> <u>当該製品の回収・処理の更なる効率化に向けて、廃棄時の啓発活動を実施する。</u></p> |

| 品目名      | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）  | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案  |
|----------|--|---|--|
| 26. 繊維製品 | <p>1. 回収リサイクルシステムの構築<br/>繊維製品、特に衣料品のリサイクルを促進するため、製造事業者、販売事業者、流通事業者、再生事業者、消費者、大学等参加のもとに設置した「繊維製品リサイクル懇談会」を通じ、易リサイクル製品の開発、リサイクル技術開発、再生利用用途に併せリデュース・リユースも含めた3R促進のためのシステム構築について精力的な検討を行い、早急に結論を得る。</p> <p>2. 廃棄物減量化のための対策<br/>(1) リデュースの促進<br/>繊維製品サプライチェーンにおいて情報技術を積極的に活用することにより、生産、流通業務を効率化し中間製品、最終製品の不良在庫の削減等を図る。</p> <p>3. 易リサイクル及び用途拡大のための技術開発<br/>(1) マテリアルリサイクル技術の開発<br/><br/>(2) ケミカルリサイクル技術の開発<br/><br/>(3) サーマルリサイクル（RPF）技術の開発<br/><br/>(4) 再生用途技術の開発</p> <p>4. 異業種との連携<br/>PETフレークの利用を一層促進する</p> <p>5. 広報・啓発活動の促進<br/>(1) リサイクルファッショショナー・展示会の実施<br/><br/>(2) リサイクル製品の普及・啓発活動の実施</p> | <p>繊維の関係者が連携して、繊維製品の3Rに関する各々の自主的な取組を促し、総合的に3Rを推進するための「繊維製品3R推進会議」において、(社)日本アパレル産業協会、日本羊毛紡績会、全日本寝具寝装品協会、日本カーペット工業組合、日本紡績協会が、繊維製品の3Rに対する目標及び目標を達成するための対策等をまとめたアクションプランを発表。(平成14年度)</p> <p>使用済み衣料品について、小売店により回収するシステムを構築するため、百貨店による使用済み衣料品の回収実験を実施。(平成14年度)</p> <p>経済(通商)産業省委託事業により繊維製品のリサイクル等マテリアルフローに関する調査を実施。(平成8年度、平成13年度)</p> <p>業界内に「繊維リサイクル連絡会議」を設置し、繊維製品のリサイクルに関する調査・研究を行うとともに、今後のリサイクルの在り方について検討。</p> <p>アパレル業界によって、易リサイクル商品の企画立案と回収システムの構築についての検討を実施。(平成13年度)</p> <p>故繊維業界によって、反毛を用いた新商品開発や製品の規格化についての検討を実施。(平成14年度)</p> <p>国内中古衣料品市場の活性化のため、中古衣料品事業者と故繊維事業者との垂直連携により、国内で発生する中古衣料の国内での販売について検討を実施。(平成13年度)</p> <p>情報化導入支援事業の実施(平成14年度)により、無駄な発注の減少を通じた不良在庫の圧縮を促進。</p> <p>廃棄・未利用等のウール製品や綿製品について、これを反毛する技術の改良やその再商品化に関する調査研究を実施。(平成11年度、平成12年度)</p> <p>廃ペットボトルの原料リサイクルの実用化開発を実施。(平成13年度)</p> <p>廃棄等された繊維製品をRDF化するための技術に関する調査・研究を実施。(平成11年度)</p> <p>廃棄・未利用等のウール製品や綿製品について、これを反毛する技術の改良やその再商品化に関する調査研究を実施。(平成11年度、平成12年度)</p> <p>グリーン購入法特定調達品目について、ユニフォーム・作業服・ふとんなどに加え、平成14年度における検討により、集会用テント・防球ネットも再生PET樹脂を用いた繊維製品として指定された。</p> <p>繊維の商品見本市(「ジャパン・クリエーション」)や、リサイクル製品の見本市(「エコプロダクト展」)の場を活用して、再生繊維を用いた繊維製品の展示活動を実施。(平成14年度)</p> | <p>1. 回収リサイクルシステムの構築<br/>一般的な衣料品について、一般衣料品の中でリサイクルが可能な品目に関するモデル的なリサイクル・ネットワークを構築し回収・再商品化を推進することができないか、検討を進める。<br/>特に、ユニフォーム等の事業者がユーザーとなる製品については、製品の種類が限定的であり再商品化を視野に入れた製品設計が比較的容易であるとともに、ユーザーが限定されていることから回収も比較的効率的に行うことが可能であると考えられる。このため、ユニフォーム等の製品については、可能な品目に関する円滑な回収・再商品化のネットワーク構築を目指し製造等事業者、流通事業者、故繊維事業者等の関係者が協力しつつ検討を進める。<br/>また、繊維の製造事業者、輸入事業者、流通事業者、故繊維事業者、消費者、学識経験者等の関係者が連携して繊維製品の3Rに関する関係者の自主的な取り組みを促し、総合的に3Rを推進するためのコンセンサス形成の場として設置した「繊維製品3R推進会議」において、繊維製品の3Rへの自主的な取り組みの促進や共通認識の醸成、消費者への繊維製品の3Rの普及啓発、「繊維製品リサイクル懇談会」の報告書において今後の課題とされた項目についての具体化に向けた検討を行う。</p> <p>「繊維製品リサイクル懇談会報告書」で指摘された今後の課題</p> <p>リデュースの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 生産段階でのリデュース推進</li> <li>b) 流通段階でのリデュース推進</li> <li>c) 消費段階でのリデュース推進</li> </ul> <p>リユースの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 国内中古衣料品市場の活性化</li> <li>b) 海外中古衣料品市場の活性化</li> <li>c) 消費者への情報提供・啓発活動の推進</li> </ul> <p>リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 回収繊維製品の再生用途の拡大</li> <li>b) 再生利用が容易な製品設計の推進</li> <li>c) 繊維製品の回収・再商品化ルートの構築</li> <li>d) サーマルリサイクル</li> </ul> <p>リサイクル不能品に関する、適正な処分の推進</p> <p>2. 廃棄物減量化のための対策<br/>リデュースの促進<br/>繊維製品サプライチェーンにおいて情報技術を積極的に活用することにより、生産、流通業務を効率化し実需対応型の生産・販売を積極的に推進することにより、中間製品、最終製品の不良在庫の削減等を図る。</p> <p>3. 易リサイクル及び用途拡大のための技術開発<br/>回収された繊維製品の再生用途を拡大することは、繊維製品のリサイクル推進に当たって最重要課題であり、繊維の製造事業者、故繊維事業者等は、再生用途開拓のための技術開発・新商品開発を積極的に推進する。<br/>また、繊維の製造事業者は、消費者のニーズを反映し、かつリサイクルに配慮した製品設計指針を策定するとともに、製品の企画にこれを反映していくよう努める。</p> <p>4. 連携によるリユース・リサイクルの推進<br/>(1) 繊維の製造等事業者、流通事業者、故繊維事業者が協力しつつ、一般衣料品の中におけるモデル的なリサイクル・ネットワークの構築、再生繊維(ここでは回収された使用済み繊維製品を再生し、原材料として使える状態にしたもの)を指す。一般にはレーヨン、キュプラ等の繊維を指すことが多い)を利用した製品についての販売、再生利用が</p> |

容易な製品についての回収・再商品化に取り組んでいくよう努める

(2) 海外中古衣料品市場の活性化を図るため、故纖維輸出商等の水平連携を推進し、故纖維輸出商社等が共同して中古衣料に関する海外市場でのマーケティング力の強化を図る。

(3) 中古衣料品事業者と故纖維事業者が協力して、国内で発生する中古衣料品を国内で販売する体制を構築することや中古衣料品についての消費者への普及啓発活動に取り組むよう努める。

(4) P E Tフレークの利用を一層促進する。  
・回収P E Tボトルから生産された再生ポリエスチル纖維を使用した製品の普及を推進する。

5. 広報・啓発活動の促進

(1) リサイクルファッショショナー・展示会の実施

(2) リサイクル製品の普及・啓発活動の実施

(3) 繊維製品の適切な排出方法等の普及啓発の推進  
回収された纖維製品が最大限再商品化されるよう、消費者に対する纖維製品の適切な排出方法について普及啓発を図るとともに、回収された纖維製品のうち、リユース及びマテリアルリサイクルがされないものについては、サーマルリサイクルを行うことについても一つの選択肢として考慮し、広く消費者の理解を求めていく。

| 品目名    | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）   | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案  |
|--------|--|--|--|
| 27.潤滑油 | <p>潤滑油のリサイクルを推進する観点から、(社)潤滑油協会を中心として、使用済潤滑油の処理実態の明確化を図りつつ、以下の取組を実施する。</p> <p>1. 潤滑油関係業界団体の連携強化及び広報、啓発活動等の拡充<br/>         (社)潤滑油協会、全国工作油剤工業組合、全国オイルリサイクル協同組合等の関係業界団体の連携を強化し、潤滑油ユーザー、機械メーカー等に対して使用済潤滑油の分別回収に係る積極的な広報・啓発活動を推進して、理解と協力を促進を図る。</p> <p>2. 非塩素系潤滑油への転換の推進<br/>         潤滑油ユーザーの理解と協力の下に、塩素系潤滑油（塩素を含有する添加剤使用の潤滑油）について、技術的代替性がないもの等を除き、平成14年度を目途に非塩素系潤滑油の製造及び使用転換に向けた取組を推進する。</p> <p>3. 使用済潤滑油の分別回収の促進<br/>         潤滑油ユーザーが塩素系潤滑油を容易に識別して分別し、適正な処分を行うことができるよう、塩素系潤滑油の製造事業者において、容器に塩素系潤滑油であることを表示するラベルの貼付を平成13年度から開始する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (社)潤滑油協会に潤滑油リサイクル対策委員会を平成11年7月に設置。</li> <li>・ 平成11年度より、潤滑油リサイクル対策委員会のもとで使用済潤滑油の実態調査を実施し、現状把握、問題点抽出を実施。</li> <li>・ 平成13年度より、再生重油及び再生潤滑油の数量調査を毎年継続実施。</li> <li>・ 平成12年度より、(社)潤滑油協会、全国工作油剤工業組合、全国オイルリサイクル協同組合等の関係業界団体が連携し、活動を開始。</li> <li>・ 潤滑油ユーザーにおける使用済潤滑油の分別回収を促進するため、平成12年2月にSS、整備工場等を対象にした、リーフレットを作成し配布。</li> <li>・ 潤滑油ユーザーが塩素系使用済潤滑油の分別回収を促進するため、平成13年2月から一般工場等を対象にしたパンフレットを作成配布。</li> <li>・ 平成15年1月から一般工場等を対象にしたパンフレットの改訂版を作成配布し、塩素系使用済潤滑油の分別回収を更に促進。</li> <li>・ ユーザーにおける塩素系使用済潤滑油の分別回収を促進するため、平成15年1月から潤滑油使用現場向けのポスターを作成配布。</li> <li>・ 平成12年度より、塩素系潤滑油（塩素を含有する添加剤使用の潤滑油）から非塩素系潤滑油への転換に向け、潤滑油メーカーによる非塩素系潤滑油の製造拡大及びユーザーへ協力依頼による非塩素系潤滑油の使用を推進。</li> <li>・ 塩素系潤滑油に関わる業界団体等にも理解と協力を求め、ユ-ザ-の非塩素系潤滑油の使用を推進。</li> <li>・ 金属加工油を中心とした生産量調査を毎年継続実施し、非塩素系潤滑油と塩素系潤滑油の数量を把握。非塩素系潤滑油の使用や生産量が増大していることを確認。なお、潤滑油リサイクル対策委員会の独自調査により推定すると、塩素系金属加工油生産量の推移は以下のとおり。<br/>           平成10年度 68千KL 平成12年度 49千KL<br/>           平成11年度 60千KL 平成13年度 35千KL</li> <li>・ 平成13年4月より塩素系潤滑油容器への表示ラベル貼付を開始。</li> <li>・ 塩素系潤滑油容器へのラベル貼付を継続実施。</li> </ul> | <p>潤滑油のリサイクルを推進する観点から、(社)潤滑油協会を中心として、使用済潤滑油の処理実態の明確化を図りつつ、以下の取組を実施する。</p> <p>1. 潤滑油関係業界団体の連携強化及び広報、啓発活動等の拡充<br/>         (社)潤滑油協会、全国工作油剤工業組合、全国オイルリサイクル協同組合等の関係業界団体の連携を推進し、潤滑油ユーザー、機械メーカー等に対して使用済潤滑油の分別回収及び非塩素系潤滑油への使用転換に係る積極的な広報・啓発活動を推進して、理解と協力を促進を図る。</p> <p>2. 非塩素系潤滑油への転換の推進<br/>         潤滑油ユーザーの理解と協力の下に、塩素系潤滑油（塩素を含有する添加剤使用の潤滑油）について、技術的代替性がないもの等を除き、非塩素系潤滑油の製造及び使用転換に向けた取組を引き続き推進するとともに、塩素系潤滑油の技術代替等を進める。</p> <p>3. 使用済潤滑油の分別回収の促進<br/>         潤滑油ユーザーが塩素系潤滑油を容易に識別して分別し、適正な処分を行うことができるよう、塩素系潤滑油の製造事業者において、容器に塩素系潤滑油であることを表示するラベル貼付の取組を継続実施する。</p> |

| 品目名    | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）  | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案   |
|--------|--|---|---|
| 28. 電線 | <p>1. 回収のための措置<br/>電線ユーザー及び非鉄金属回収業団体等の連携により、機器用電線、自動車用ハーネス等の回収システムを構築することについて検討する。また、シュレッダーダストからの効率的な銅分回収技術を開発する。</p> <p>2. リサイクルのための措置<br/>電線の銅、塩ビ等のプラスチック被覆材のそれぞれについてリサイクル目標の設定を検討する。また、電線供給、回収・リサイクルの連携システムについてLCAの観点からの環境への影響の低減について検討するとともに、リサイクルしやすい電線の設計やプラスチック被覆材の材質表示の可能性について検討を行う。</p> | <p>1. 回収のための措置<br/>電線ユーザー及び非鉄金属回収業団体等の有識者を集めて電線リサイクルに対する意見交換会を開催するとともに、電線ユーザー業界（自動車、家電）における電線リサイクルの現状や関心事項等の調査を実施した。</p> <p>2. リサイクルのための措置<br/>平成13年度委託調査として「電線・ケーブルのリサイクルの実態調査」を実施して、家電、自動車に使用されている電線の回収量、回収ルート等の実態を調査し、マテリアルフローを作成した。<br/>平成14年度においては、廃電線リサイクル処理の副産物として発生する被覆材廃棄物の実態を調査し、実効的で効率的なモデル循環システムの検討を行った。また、自動車・家電製品等に組み込まれている電線・ケーブルのリサイクルの実体を調査した。</p> | <p>1. 回収のための措置<br/><u>機器用電線、自動車用ハーネス等の回収を促進するため、家電、自動車等のリサイクル推進活動への協力方法を検討する。</u><br/><u>また、シュレッダーダストからの効率的な銅分別回収技術の実用化に向けた検討を行う。</u></p> <p>2. リサイクル促進のための措置<br/>電線の銅、塩ビ等のプラスチック被覆材のそれぞれについてリサイクル目標の設定を継続して検討する。また、電線供給、回収・リサイクルの連携システムについてLCAの観点からの環境への影響の低減について検討するとともに、リサイクル技術の開発を推進する。さらに、リサイクルしやすい電線の設計やプラスチック被覆材の材質表示の可能性についても引き続き検討を行う。</p> |

| 品目名     | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）  | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案  |
|---------|--|---|--|
| 29.建設資材 | <p>建設資材製造業においては、建設廃棄物の発生抑制、分別回収、リサイクルに資するため、各建設資材ごとに以下の対策を講ずる。</p> <p>1.木質系建材<br/> (1)纖維板・パーティクルボード<br/> 建設発生木材のリサイクルを促進するため、纖維板・パーティクルボードの製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定することも視野に入れ、検討を行う。<br/> 纖維板・パーティクルボードへの建設発生木材系チップの原料混入率の向上に関する知見を得るために、調査研究等に取り組むとともに、公的建築物や民間住宅等への纖維板・パーティクルボードの利用拡大を要請していく。また、調査研究等の成果を基に、技術開発及び受入体制の整備等を推進する。</p> <p>2.窯業系建材<br/> (1)石こうボード<br/> 解体系廃石こうボードのリサイクル促進に資するため、用途拡大に向けた技術開発を推進するとともに、土壤還元剤やセメント等への活用について関係業界に協力を要請する。<br/> 新築系廃石こうボードのリサイクル促進に資するため、石こうボードの製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定することも視野に入れ、技術開発及び受入体制の整備等を推進する。</p> <p>(2)窯業系サイディング<br/> 窯業系サイディングについて、関係業界との連携を図りつつ、長寿命製品の普及、製品の耐久性を向上させるための施工方法の普及に努める。<br/> 業界団体等において、解体時に他材料との分離が容易である金具留工法の普及を推進する。また、新築現場から廃棄された端材をセメント原料として利用するためのリサイクル技術の研究開発を推進するとともに、再度窯業系サイディングへリサイクルする可能性について検討する。</p> <p>(3)ALCパネル（軽量気泡コンクリートパネル）<br/> ALC建築物の耐久性の向上、長寿命化の指針となる「ALCパネル現場タイル張り工法指針（案）・同解説」及び「ALC外壁補修工法指針（案）・同解説」について関係業界に対し普及を行う。<br/> 解体時において建築物からの剥離が容易な乾式工法の普及を行う。</p> | <p>建設資材製造業においては、建設廃棄物の発生抑制、分別回収、リサイクルに資するため、各建設資材ごとに以下の対策を講じた。</p> <p>1.木質系建材<br/> (1)纖維板・パーティクルボード<br/> 纖維板・パーティクルボード製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に位置付けることも視野に入れつつ、以下の検討を行った。<br/> 建設発生木材の原料混入率の目標値を2005年50%（1998年基準）と設定していたが、すでに2002年で達成したため、新たな目標値60%と設定した。<br/> 建設発生木材の破碎・再生処理装置を税制特別措置法の対象とし、導入を促進した。<br/> 建設発生木材の利用による製品のホルムアルデヒド放散低減化を実施した。<br/> グリーン購入法における特定調達品目の認定を受けて地方自治体や民間企業への需要拡大を要請した。<br/> 纖維板・パーティクルボードの再原料化について、実験を継続。（製品から製品への再生）</p> <p>2.窯業系建材<br/> (1)石こうボード<br/> 廃石膏の混入率を高めるため、結晶粗大化技術開発及びエコ石膏ボードの研究開発・実機試作後の品質試験を実施中。<br/> 全工場が広域再生利用制度の再生資源活用者の指定を受けるとともに、過半数の工場では、中間処理業者の指定を受けている。<br/> 解体系廃石膏ボードの用途拡大向け、関係業界に働きかけを行った。</p> <p>(2)窯業系サイディング<br/> 窯業系サイディングの耐久性の向上を図るため、標準工法の講習会を平成14年度は13回（全国10地区）開催し、普及に努めた。また、適正防水関連商品の選定を行った。<br/> 窯業系サイディングおよび周辺防水材料の長寿命化に対する性能評価方法および評価基準の検討を開始した。<br/> 解体時に他材料との分離が容易である金具留め工法の普及促進に努めた。普及率は30~40%。<br/> 新築系端材の粉碎再原料化及びセメント化して利用するためのプラント受け入れ条件の調査等を行った。また、リサイクル率向上の可能性についても検討を開始した。<br/> プレカット納入を実施した結果、プレハブ住宅の新築現場での端材の量は激減した。<br/> 大手5社が広域再生利用して産業廃棄物処理者の指定を受けた。</p> <p>(3)ALCパネル（軽量気泡コンクリートパネル）<br/> 会員各社が「ALCパネル現場タイル張り工法指針（案）・同解説」及び「ALC外壁補修工法指針（案）・同解説」の配布を行い指針内容の普及に努めた。また、タイル張り指針については平成15年3月に改訂を行なった。<br/> 乾式構法の普及に努めた結果、普及率が平成14年度3月の55.6%か</p> | <p>建設資材製造業においては、建設廃棄物の発生抑制、分別回収、リサイクルに資するため、各建設資材ごとに以下の対策を講ずる。<br/> また、これら対策に加え、新築現場等における適切な分別、効率的な回収等に向けた建材横断的なリサイクルシステムについての検討を進める。</p> <p>1.木質系建材<br/> (1)纖維板・パーティクルボード<br/> 纖維板・パーティクルボード製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に位置付けることも視野に入れつつ、引き続き以下の検討を行う。<br/> <u>纖維板・パーティクルボードへの建設発生木材系チップの利用率向上に必要な異物除却装置の調査、開発、導入を行う。</u><br/> <u>纖維板・パーティクルボードのグリーン購入法特定調達品目の認定を受けて地方自治体や民間企業への需要拡大を引き続き要請していく。</u><br/> 日本纖維板工業会が作成した環境宣言の実現に向けて努力していく。（1998年基準で2005年迄に）<br/> ・廃棄物の減量化：20%低減<br/> ・建設解体廃木材の利用率向上：60%</p> <p>2.窯業系建材<br/> (1)石こうボード<br/> <u>石膏の原料として副生石膏と回収石膏を全体の約60%使用、ボード用原紙として再生紙を100%使用するなど、引き続きリサイクル品の利用率の維持・向上を図る。</u><br/> <u>工場で発生する端材のリサイクル率100%の維持を図る。</u><br/> <u>回収石膏の原料への混入率を高めたエコ石膏ボードの研究開発を推進するとともに、さらに混入率を高めるための石膏の結晶大形化技術の開発を推進する。</u><br/> <u>新築系廃石膏ボードについては、広域再生利用制度の再生資源活用業者の指定を全工場受けており、今後も端材の回収、リサイクル率の向上を図る。</u><br/> <u>解体系廃石膏ボードのリサイクル推進に資するため、過半数の工場で中間処理業の指定を受けており、引き続き全社指定に向け取り組んでいくなどリサイクル率の向上を図る。</u></p> <p>(2)窯業系サイディング<br/> 窯業系サイディング材について関係業界との連携を図りつつ、窯業系サイディングを使用した外壁の耐久性を向上させるため、施工方法の講習会を継続するとともに適正周辺材料の採用・普及に努める。<br/> 解体時に他材料との分離が容易である金具留め工法の普及促進を継続する。（普及率目標50%）<br/> 新築系端材をセメント原料等として利用するための調査・研究を推進するとともに、窯業系サイディングへのリサイクル率の向上に努める。<br/> 主要製造企業が広域再生利用指定産業廃棄物処理者の指定を受けており、新築現場で発生する窯業系サイディングの回収リサイクルに努める。<br/> 日本窯業外装材協会における一元化回収システムの構築について検討する。</p> <p>(3)ALCパネル（軽量気泡コンクリートパネル）<br/> 生産工程で発生する端材や切削屑を、引き続きALCパネルや肥料等の原料として再利用し、資源の有効利用を図る。<br/> ALC建築物の耐久性の向上、長寿命化の指針となる「ALCパネル現場タイル張り工法指針（案）・同解説」及び「ALC外壁補修工法指針（案）・同解説」について関係業界に対し普及を行う。</p> |

A L C 建築物の分別解体の実態調査を行い、更に新規解体技術について解体日数、コスト等の検証を行う。  
廃A L Cパネルの軽量コンクリート骨材、セメント原料としてのリサイクル技術の確立に向けた研究開発を推進する。

- (4) ガラスウール  
ガラスウールの原材料における板ガラスくず等再生資源利用率（平成11年度82%）の維持・向上を図る。

- (5) ロックウール  
ロックウールの原材料における高炉スラグ利用率（平成11年度90%）の維持を図る。

- (6) かわら  
廃がわらの効率的な収集方法、新規リサイクル用途の開拓、リサイクル品と従来品の性能比較等に関する調査研究を実施する。  
廃がわらのリサイクルに関する調査研究の結果をユーザー等を含めて広く周知広報し、リサイクル製品の普及に努める。

### 3. プラスチック建材

塩化ビニル製建材のリサイクルを促進するため、以下の事項を実施する。

#### 塩ビ製管・継手

i) 硬質塩ビ管・継手製造業については、資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定されたことを踏まえ、計画的にリサイクルを推進するとともに、技術開発及び受入体制の整備等を推進する。

) 硬質塩ビ管について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。

#### 塩ビ製サッシ

) 塩ビ製サッシを効率的にリサイクルするための研究開発を推進するとともに、塩ビ製サッシのリサイクルシステム構築のための回収に係る具体的手法等について検討を行う。

ら平成15年度3月の90.8%に向上した。

A L C 建築物の分別解体の調査を行い、一般的な解体手順を示したA L C 建築の解体工法指針を作成している。

分別解体されたA L C パネルの中間処理テストを行い、セメント原料として利用可能な分別の度合いを確認した。

新築系A L C 廃材について、A L C 協会傘下の3メーカー全てが広域再生利用指定制度の認定を取得しており、再生処理を推進している。

#### (4) ガラスウール

14年度のリサイクル率は84.1%（硝子纖維協会統計）

ガラスウールの主原料は80%強市中より回収された板ガラスくず、びんガラスくずである。組成上主原料として利用できる許容量のほぼ上限でリサイクル率を達成している状況である。

#### (5) ロックウール

高炉スラグ利用率は平成12年度88%、13年度85%であった。

目標との乖離は、高耐熱製品の需要の増加等から品種構成が変化したため、製造時における天然岩石の使用比率が高まったためと想定される。

#### (6) かわら

各産地単位で関連企業・公設試験場・大学等と廃瓦を活用した商品の共同研究を実施中。

廃瓦のリサイクルの普及啓蒙のため、展示場の開設、パンフレットの作成等周知徹底に務めている。

### 3. プラスチック建材

#### 塩ビ製管・継手

i) 使用済み硬質塩ビ管・継手のリサイクルを促進するため以下のことを実施した。

・リサイクル協力会社を、15社18拠点から16社21拠点に増強した。また、中間受入場も全国に32拠点設置し、その結果沖縄県を除く全都道府県に最低1力所の受入拠点が出来た。

・受入対象製品及び量の拡大のために、リサイクル協力会社に対する粉碎機の設備支援を累計13社に実施した。

・協会規格再生塩ビ管3品種の普及を図るため、グリーン購入物品認定や標準仕様書記載を働きかけてきた。

その結果、国のグリーン購入法特定調達品目、愛知県のあいくる材、東京都等都道府県や都市基盤整備公団の標準仕様書などに認定・記載された。

) 硬質塩化ビニル管が資源有効利用促進法の指定表示製品として指定されたため、表示方法を定め実施した。

・表示方法は硬質塩ビ（無可塑Unplasticized）であることを示すため「-U」を追加して「PVC-U」とした。

・協会会員会社11社及び賛助会員であるリサイクル協力会社5社は、平成13年10月より塩ビ管に材質表示を実施している。

#### 塩ビ製サッシ

) 昨年度塩ビ製サッシの普及率が高い北海道において、解体現場から発生する廃材の効率的なリサイクルのための検討を実施。また、回収原料を使用して、新規塩ビ製サッシを量産化レベルで成形し、品質

解体時において建築物からの剥離が容易な乾式工法の普及を行う。

A L C 建築物の分別解体の実態調査を行い、更に新規解体技術について解体日数、コスト等の検証を行う。

廃A L Cパネルの軽量コンクリート骨材、セメント原料としてのリサイクル技術の確立に向けた研究開発を推進する。

広域再生利用指定制度を利用した新築系A L C 廃材の再生処理を推進する。

#### (4) ガラスウール

ガラスウールの原材料における板ガラスくず等再生資源利用率（平成14年度84%）の維持・向上を図る。

硝子纖維協会傘下の製造メーカーは、市場回収ガラスウールのリサイクル技術は確立し、現在広域再生利用指定産業廃棄物処理業者の指定を受けており、新築非住宅施工現場で排出される廃ガラスウールの回収・リサイクルの普及に努める。

更なるリサイクル量、対象地域及び範囲拡大のために必要な課題の抽出とその対応研究に取り組む。具体的には、搬送費用削減、及び処理費用の削減、回収から流通までのインフラの整備等に向けた課題（くずの減容化、表被材付きで回収、集積所の設置、工場での分別、他社製品との乗入れ、他材料との共同回収等）の整理、解決に向けた取り組みを行う。

#### (5) ロックウール

原料の再生資源利用率の維持・向上に努める。

主要製造企業が広域再生利用指定産業廃棄物処理業者の指定を受け、建設現場（改修・新築）で発生するロックウール製品の回収リサイクルに務める。

リサイクル率の更なる向上改善を図るため、ロックウール工業会において一元化回収システム処理の可能性を調査検討する。

#### (6) かわら

廃がわらの効率的な収集方法、新規リサイクル用途の開拓、リサイクル品と従来品の性能比較等に関する調査研究を実施する。

廃がわらのリサイクルに関する調査研究の結果をユーザー等を含めて広く周知広報し、リサイクル製品の普及に努める。

### 3. プラスチック建材

塩化ビニル製建材のリサイクルを促進するため、以下の事項を実施する。

#### 塩ビ製管・継手

i) 硬質塩ビ管・継手製造業については、資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定されたことを踏まえ、平成17年度までにマテリアルリサイクル率の目標値80%を達成するため、計画的にリサイクルを推進すると共に、技術開発、受入体制の整備及び再生管の普及活動を推進する。

#### 塩ビ製サッシ

) 塩ビ製サッシを効率的にリサイクルするため、塩ビ製サッシ再生資源化率向上のための分別解体手法の検討及びマニュアルを作成し、引き続き、リサイクルシステム構築のための回収に係る具体

) 塩ビ製サッシについて、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。

#### 塩ビ製雨樋

塩ビ製雨樋について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。

#### 塩ビ製床材

) 原材料における使用済み塩ビ製品（農業用ビニルフィルム等）の使用比率を30%に向上させるよう関係各社において努める。  
) 解体時に分離容易な簡易接着タイプ製品の普及促進を図る。  
) モルタルとの分離技術の開発等を中心に、床材to床材のリサイクル技術の研究開発を推進する。  
) 塩ビ製床材について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。

#### 塩ビ製壁紙

) 内装仕上げ材料の分別システムの構築やリサイクル技術の開発等について関係業界において検討を行う。  
) 塩ビ製壁紙について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。

### 4. 金属系建材

#### (1) 金属屋根

金属屋根について、長寿命製品の普及促進を図る。  
解体時に分解しやすい易リサイクル製品開発の可能性について関係業界において検討を行う。

#### (2) アルミサッシ

易リサイクル製品の開発等について関係業界において検討を行う。

#### (3) 金属サイディング

金属サイディングについて、長寿命製品の普及促進を図る。  
解体時に分解しやすい易リサイクル製品開発の可能性について関係業界において断熱材と金属の分離技術等を中心に検討を行う。

・性能評価を実施した。

) 資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、平成15年4月1日から表示を徹底した。

#### 塩ビ製雨樋

資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、平成15年4月1日から表示を徹底した。

#### 塗装床材

) 使用済み塗装製品（農業用塗化ビニルフィルム）の状態により使用比率に限界があり、30%には至っていない。  
) 解体時に分離容易な簡易接着タイプ製品の積極的な使用を進めている。  
) 昨年度、調査事業を実施し、使用済み床材の急冷・切削方式による分別の情報収集を実施した。  
) 塗装床材の製造各社が共同で行う端材のリサイクル事業について、平成15年3月4日付けで製造各社が広域再生利用指定産業廃棄物処理者に指定されたため、リサイクル事業開始に向けての検討を開始した。  
) 資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、平成15年4月1日から表示を徹底した。

#### 塗装壁紙

) 塗装壁紙のリサイクル技術の開発について屋上緑化部材（パインブロック）の改良試作と施工実験を重ね、昨年の展示会出展（全国9ヶ所）、施工実施（仙台市、墨田区、福岡市等、全国10ヶ所）などで20トン以上の使用となった。  
) 資源有効利用促進法の指定表示についてはメーカー25社（日本のビニル壁紙シェアー100%）で平成15年3月1日時点で完全に実行されていることを確認した。

### 4. 金属系建材

#### (1) 金属屋根

長寿命製品の使用比率を50%以上に高めた。  
リサイクルの妨げになる断熱材を分離しやすい易リサイクル製品を商品化した。

#### (2) アルミサッシ

アルミサッシのリサイクル性向上のため、これまでステンレスなどを使用した取付ジグの素材統一を目的とし、アルミ合金締結材の開発及び性能確認を行った。

#### (3) 金属サイディング

使用原板について、高耐候性をもつガルバリウム鋼板をJIS改訂に盛り込み、答申を終了した。  
分離回収プラントメーカーと技術協力の上、破碎・分別回収のテストを行い良好な結果を得た。

的な手法等について検討を行う。

) 易リサイクル製品の開発等について関係業界において検討を行う。

) 塩ビ製サッシについて、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。

#### 塩ビ製雨樋

) リサイクルを促進するため、新築端材リサイクルシステムの試行テストを実施する。  
) リサイクルされた原料を雨樋製品に再利用するための研究開発を実施する。

) 塩ビ製雨樋について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。

#### 塗装床材

) 原材料における使用済み塗装製品（農業用塗化ビニルフィルム等）の使用比率を30%に向上させるよう関係各社において努める。  
) 解体時に分離容易な簡易接着タイプ製品の普及促進を図る。  
) 広域再生利用指定産業廃棄物処理者指定を活用し、新築施工現場で発生する端材及び余材の回収・再資源化を実施する。  
) 建築廃材から発生する塗装床材のリサイクル推進のため、再生技術等について検討する。

) 塗装床材について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。

#### 塗装壁紙

) 塗装壁紙の施工端材やリフォーム残材について、リサイクル実証実験を行い、壁紙をリサイクルするための課題等を検討する。  
) 塗装壁紙以外の塗装内装材も視野にいれたリサイクル事業の連携強化に向けた検討を行う。  
) 廃棄物の抑制のため、長寿命化、使用原料削減等の技術開発を推進する。  
) 塗装壁紙について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。

### 4. 金属系建材

#### (1) 金属屋根

金属屋根について、長寿命製品の普及促進を図る。  
リサイクルを促進するための方策について関係業界とともに検討を行う。

#### (2) アルミサッシ

アルミサッシに用いるアルミ合金締結材の易リサイクル化について関係業界とともに検討を行う。  
原材料におけるアルミ廃材混入率の目標設定について検討する。

#### (3) 金属サイディング

金属サイディングの金属部分は不純物が取り除ければ有価で流通しており、  
a.解体時に分解しやすい易リサイクル製品の開発  
b.施工時に発生する端材・廃材の分解手法の検討と施工者に対する周知  
c.解体時に発生する端材・廃材の分解手法の検討等を行い、リサイクルを推進する。

5. その他

畳（建材畳床）

建材畳床のリサイクルシステム構築について、関係業界において検討し、平成13年度中に方向性を示す。

業界5社が化学畳総合リサイクルセンターを創設し、畳リサイクルシステム構築に取り組むことを決定した。

5. その他

畳（建材畳床）

化学畳総合リサイクルセンターを核に、大都市圏（東京、大阪）のリサイクル拠点の構築に向けた検討を図る。

都市基盤整備公団やゼネコン等による建築物の解体に伴う廃棄畳の受入れを進める。

| 品目名            | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）   | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案  |
|----------------|--|--|--|
| 30. 浴槽及び浴室ユニット | <p>浴室ユニットについて、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を促進する。</p> <p>(1) リデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計を進めるための製品アセスメントマニュアルを平成13年度中に作成し、各事業者において製品アセスメントを実施する。<br/>また、設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</p> <p>(2) 資源の有効な利用を促進するための表示方法について検討を推進する。</p> <p>(3) 浴槽及び浴室ユニットに関する団体（キッチン・バス工業会、（社）強化プラスチック協会浴槽部会、日本樹脂浴槽工業会、日本設備ユニット工業会）が上記措置に共同で対応するために設置した「浴槽・浴室ユニット3R検討委員会」において、引き続き3Rを推進するための方策の検討を促進する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年2月「浴槽・浴室ユニット3R推進委員会」は「浴室ユニット3R推進委員会」と改称した。</li> <li>・平成15年3月「浴室ユニット3R推進委員会」としての運営規定を制定した。</li> <li>・浴室ユニット「製品アセスメントマニュアル」の第二版を作成（平成15年6月）<br/>各事業者において実施した3Rの成果を事例集として現在、製本中。</li> <li>・委員会会員会社において表示方法の検討を行い、浴室ユニット3R推進委員会において審議し、実施していく。</li> </ul> | <p>浴室ユニットについて、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を促進する。</p> <p>(1) リデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計を進めるための製品アセスメントマニュアルを平成13年6月に発行。各事業者においてこのマニュアルに基づき製品アセスメントを実施する。</p> <p>(2) 各事業者において実施した3Rの成果を「事例集」として発行する。</p> <p>(3) 委員会会員会社において表示方法の検討を行い、浴室ユニット3R推進委員会において審議し、実施していく。</p> |

| 品目名          | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）  | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案  |
|--------------|--|---|--|
| 31. システムキッチン | <p>システムキッチンについて、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を促進する。</p> <p>(1) リデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計を進めるための製品アセスメントマニュアルを平成13年度中に作成し、各事業者において製品アセスメントを実施する。<br/>また、設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。</p> <p>(2) 資源の有効な利用を促進するための表示方法について検討を推進する。</p> | <p>(1) 製品アセスメント普及分科会（WG）を結成。普及資料の新規作成の検討を進め、「システムキッチン・浴槽ユニット製品アセスメント普及資料」としてまとめた。<br/>また、設計・製造での取組状況及び効果を毎年3月末にとりまとめ、会報・ホームページに掲載することとした。</p> <p>(2) 資源の有効な利用を促進するための表示方法について業界指針を決定し、平成14年4月から一部では表示を開始した。</p> | <p>システムキッチンについて、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を促進する。</p> <p>(1) リデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計を進めるため製品アセスメント普及分科会（WG）を結成。普及資料の新規作成の検討を進め、「システムキッチン・浴槽ユニット製品アセスメント普及資料」としてまとめ、各事業者において製品アセスメントを実施する。<br/>また、設計・製造での取組状況及び効果について、会報・ホームページで公表する。</p> <p>(2) 資源の有効な利用を促進するための表示方法について業界指針により表示の推進を図る。</p> |

| 品目名            | 平成13年7月12日改定ガイドライン  | 進捗状況(今まで講じてきた主要措置)   | ガイドラインの改定(案)<br><small>注)下線部は今回改定案</small> |              |            |              |              |                |        |     |    |     |    |       |     |    |     |     |       |     |   |    |  |
|----------------|---|--|--|--------------|------------|--------------|--------------|----------------|--------|-----|----|-----|----|-------|-----|----|-----|-----|-------|-----|---|----|--|
| 32.携帯電話・PHS    | <p>1. 平成13年4月より開始した携帯電話・PHS端末に関する以下の取組(「モバイル・リサイクル・ネットワーク」)を講じることにより、使用済端末の回収・リサイクルの促進を図る。</p> <p>(1) 全国の携帯電話・PHS専売店約7,000店舗における事業者ブランド及びメーカーブランドを問わない使用済端末の回収の実施</p> <p>(2) 使用済携帯電話・PHSの無償回収を実施している店舗であることを示す統一ステッカーの上記店舗での表示</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の内容のパンフレット、請求書同封チラシ、取り扱い説明書、各社ホームページ、各社新聞広告等への記載</p> <p>2. 製品全体のリデュース、リユース、リサイクル配慮設計(有害物質の使用削減を含む)を推進するため、「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」(平成13年3月策定)を指針として、製品アセスメントを実施する。</p> <p>3. 小形二次電池を使用する機器として資源有効利用促進法の指定再利用促進製品及び指定再資源化製品を部品として使用する製品に位置づけられたことを踏まえ、上記1.2.の取組を推進すること等により、以下の取組の実現を図る。</p> <p>(1) 携帯電話・PHS端末に使用する小形二次電池の回収・リサイクルを容易にするため、端末機器からの取り外しの容易化、端末機器本体及び取扱説明書への小形二次電池使用機器であることの表示等を徹底する。</p> <p>(2) 携帯電話・PHS端末に使用する小形二次電池の排出抑制を促進するため、電池負荷の少ない製品の開発等を推進する。</p> <p>(3) 業務に際して取り外した使用済小形二次電池を確実に再資源化事業者に引き渡す。</p> <p>(4) 設計・製造での取組状況を公表する方策について検討する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社団法人電気通信事業者協会と情報通信ネットワーク産業協会は、携帯電話・PHSにかかる資源の有効利用について共同して取り組んでいる。回収については、平成13年度から、社団法人電気通信事業者協会と携帯電話・PHS事業者が、そのブランド名に関係なく、使用済みの携帯電話・PHSの端末本体・小形二次電池・充電器を全国の約8,500店(平成15年3月末現在)のキャリア・ショップで回収する「モバイル・リサイクル・ネットワーク」を開始している。</li> </ul> <p>平成14年度実績</p> <table> <thead> <tr> <th>回収台数<br/>(千台)</th> <th>回収重量<br/>(t)</th> <th>回収率<br/>(%)</th> <th>再資源化量<br/>(t)</th> <th>再資源化率<br/>(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯電話・<br/>PHS本体</td> <td>11,369</td> <td>746</td> <td>29</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>電池</td> <td>9,727</td> <td>193</td> <td>25</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>充電器</td> <td>3,355</td> <td>251</td> <td>9</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>回収率 = 回収台数 ÷ (各メカからの出荷数合計)<br/>—携帯電話・PHS加入純増数</p> <p>再資源化量 = 携帯電話・PHSに含まれるメタル含有率 × 回収重量</p> <p>再資源化率 = 再資源化量 ÷ 回収重量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用済携帯電話・PHSの無償回収を実施している店舗であることを示す統一ステッカーを上記の店舗で表示している。なお、マークについては、商標(第42類)登録済みである。(登録第4551871号)</li> <li>・ 左記内容を、パンフレット、請求書同封チラシ、取扱説明書、各社ホームページ、各社新聞広告等に掲載している。</li> <li>・ リデュース、リユース、リサイクルについて、情報通信ネットワーク産業協会が「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」を制定し(平成13年3月)、メーカーにおける指針として製品アセスメントを実施する等の対応を進めている。「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」を平成15年度に見直し予定である。</li> <li>・ 小形二次電池の端末機器からの取り外しの容易化については、「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」において、製品設計上の評価項目としている。小形二次電池使用機器であることの表示等の徹底については、「小形二次電池を使用する通信機器の表示に関するガイドライン&lt;携帯電話・PHS運用編&gt;」で規定している。このガイドラインは、情報通信ネットワーク産業協会が平成14年1月に制定し、社団法人電気通信事業者協会と共に運用している。</li> <li>・ 製品の省電力化についても、「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」において、製品設計上の評価項目とし、事業者とメーカーで電池負荷の少ない製品開発に取り組んでいる。</li> <li>・ 「モバイル・リサイクル・ネットワーク」にて回収した使用済小形二次電池については、各事業者にて再資源化事業者へ引き渡している。</li> <li>・ 社団法人電気通信事業者協会と情報通信ネットワーク産業協会で、具体的な公表方法について検討している。</li> </ul> | 回収台数<br>(千台)                               | 回収重量<br>(t)  | 回収率<br>(%) | 再資源化量<br>(t) | 再資源化率<br>(%) | 携帯電話・<br>PHS本体 | 11,369 | 746 | 29 | 138 | 電池 | 9,727 | 193 | 25 | 102 | 充電器 | 3,355 | 251 | 9 | 57 | <p>1. 平成13年4月より開始した携帯電話・PHS端末に関する以下の取組(「モバイル・リサイクル・ネットワーク」)を講じることにより、使用済端末の回収・リサイクルの促進を図る。</p> <p>(1) 全国の携帯電話・PHS専売店約8,500店舗における事業者ブランド及びメーカーブランドを問わない使用済端末の回収を実施する。</p> <p>(2) 使用済携帯電話・PHSの無償回収を実施している店舗であることを示す統一ステッカーを上記店舗に表示する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の内容のパンフレット、請求書同封チラシ、取扱説明書、各社ホームページ、各社新聞広告等への記載など、<u>積極的な広報・啓蒙活動を行う</u>。</p> <p>(4) <u>退職を考慮した回収目標値の算出方法について、基礎となるデータを収集するために調査を実施し、回収目標値を平成16年度を目途として設定する。</u></p> <p>2. 製品全体のリデュース、リユース、リサイクル配慮設計(有害物質の使用削減を含む)を推進するため、「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」(平成13年3月策定)を指針として、製品アセスメントを継続実施する。</p> <p>3. 資源有効利用促進法の指定再利用促進製品及び指定再資源化製品を部品として使用する製品に位置づけられたことを踏まえ、上記1.2.の取組を推進すると共に、小形二次電池を使用する機器として、以下の取組を図る。</p> <p>(1) 携帯電話・PHS端末に使用する小形二次電池の回収・リサイクルを容易にするため、端末機器からの取り外しの容易化、端末機器本体及び取扱説明書への小形二次電池使用機器であることの表示等を徹底する。</p> <p>(2) 携帯電話・PHS端末に使用する小形二次電池の排出抑制を促進するため、電池負荷の少ない製品の開発等を推進する。</p> <p>(3) 使用済小形二次電池を確実に再資源化事業者に引き渡す。</p> <p>(4) <u>具体的な取組みの公表方法を検討し、設計・製造での取組状況を平成16年度を目途として公表する。</u></p> |
| 回収台数<br>(千台)   | 回収重量<br>(t)   | 回収率<br>(%)   | 再資源化量<br>(t)                               | 再資源化率<br>(%) |            |              |              |                |        |     |    |     |    |       |     |    |     |     |       |     |   |    |  |
| 携帯電話・<br>PHS本体 | 11,369  | 746  | 29   | 138          |            |              |              |                |        |     |    |     |    |       |     |    |     |     |       |     |   |    |  |
| 電池             | 9,727   | 193  | 25   | 102          |            |              |              |                |        |     |    |     |    |       |     |    |     |     |       |     |   |    |  |
| 充電器            | 3,355   | 251  | 9  | 57           |            |              |              |                |        |     |    |     |    |       |     |    |     |     |       |     |   |    |  |

| 品目名      | 平成13年7月12日改定ガイドライン  | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）  | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案   |
|----------|---|---|---|
| 33. 蛍光管等 | <p>1. 社団法人日本電球工業会が作成した「ランプ及び安定器・製品アセスメントマニュアル」(平成4年7月)について、リサイクルに配慮した設計に加え、蛍光ランプの小型化、長寿命化、水銀使用量の削減を更に推進するため、平成13年度中に当該アセスメントマニュアルの見直しを実施する。</p> <p>2. 自治体による回収・リサイクルの支援、広報・普及活動の実施及びリサイクル技術の開発等の取組を推進することにより、回収率の向上を図る。<br/>　　使用済蛍光管の処理に関する自治体からの問い合わせ等に対応するため、(社)日本電球工業会内にリサイクル相談窓口を設置する。<br/>　　リサイクル事業者等に対して、適宜、回収・リサイクルの促進及び技術開発に有用な種々の情報を提供し、処理技術の向上を図る。</p> <p>3. 高効率化を進め、一層の省エネルギー化を促進する。</p> | <p>1. (社)日本電球工業会が平成4年に作成した「ランプ及び安定器・製品アセスメントマニュアル」を、平成14年7月に改訂した。本マニュアルは会員企業に紹介し、リサイクルに配慮した設計、特に蛍光ランプの小形化、水銀使用量の更なる削減を推進するよう、周知を図った。</p> <p>2. 日本電球工業会内に設置した相談窓口を通じて、自治体や事業者など各方面からの問い合わせに対応した。<br/>　　また「蛍光ランプ及び使用済み蛍光ランプに関するQ&amp;A」をホームページに掲載し、蛍光ランプと水銀に関する情報を公開し、回収問題に関する一般への情報提供を図った。</p> <p>3. 蛍光ランプの小形化はその高効率化と密接不可分の関係にあることから、高効率蛍光ランプの普及を促進し、使用済みランプの排出量削減を推進するために、10月21日の「あかりの日」行事、その他の機会を通じて、高効率蛍光ランプの啓蒙・普及に努めた。<br/>　　また、平成14年の改正省エネ法に、小形高効率蛍光ランプを積極採用してもらうための、新たな評価基準作りに参画した。本改正省エネ法は平成15年4月に施行された。</p> | <p>1. (社)日本電球工業会が作成した「ランプ及び安定器・製品アセスメントマニュアル」(平成4年7月制定、同14年7月改正)に基づいて製品アセスメントを実施し、リサイクルに配慮した設計を進め、蛍光ランプの小形化、長寿命化、水銀使用量の減量化を更に進める。</p> <p>2. 自治体による回収・リサイクルの支援、広報・普及活動の実施及びリサイクル技術の開発等の取組を推進することにより、回収率の向上に貢献する。<br/>　　(社)日本電球工業会内のリサイクル相談窓口を通じ、<u>使用済蛍光管の処理に関する一般消費者や自治体からの問い合わせに対応する。</u><br/>　　リサイクル事業者等に対して、適宜、回収・リサイクルの促進及び技術開発に有用な種々の情報を提供し、処理技術の向上に貢献する。</p> <p>3. <u>小形高効率の蛍光ランプの普及促進をはかり、一層の省エネルギー化を促進する。</u></p> |

| 品目名      | 平成13年7月12日改定ガイドライン   | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）   | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案  |
|----------|--|--|--|
| 34.自動販売機 | <p>1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進</p> <p>(1) 平成9年4月に制定した日本自動販売機工業会の自主基準である「製品アセスメントマニュアル」に基づき、設計段階での製品アセスメント（有害物質の削減を含む）の実施を促進するとともに、リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計を行うよう本マニュアルの見直しを検討する。</p> <p>(2) リデュース・リユースの促進を図るため、自動販売機本体の構造改善による長寿命化、素材や部品の標準化・モジュール化、分解容易性等を推進する。</p> <p>(3) プラスチックの使用用途及び種類を調査し、種類数の削減、材質表示について検討する。</p> <p>(4) 日本自動販売機工業会、日本自動販売協会、全国清涼飲料工業会、日本自動販売機保安整備協会が制定した「自販機の適正廃棄マニュアル」（平成13年2月改定）に基づき、リサイクルの向上とフロン回収等の適正処理に努める。</p> <p>2. 技術開発の推進</p> <p>使用済自販機の素材、部品に関して、関係業界との協力の下にリユース・リサイクルの促進のため、構造等の技術開発を推進する。</p> <p>3. 取組の公表</p> <p>業界のリデュース・リユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、関係者への啓発・PRを実施する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年3月に改定した「製品アセスメントマニュアル」に基づき、各社の製品アセスメントの取組状況を調査した。</li> <li>・今後、製品アセスメントガイドラインの評価表の内容を再度整理し、各社の取組状況とその効果が定量的に分析可能な仕組みに改善する。</li> <li>・WGにおいて再使用対象部品をリストアップし、各部品ごとの課題と今後の検討方向を検討した。</li> <li>・今後、インバータ回路など標準化可能な部品を例として、ケーススタディを行う予定。</li> <li>・プラスチックの使用用途及び種類の把握ができ、材質表示の実施基準をWGにて作成中。</li> <li>・今後、各社の固有技術が絡むために種類の削減は企業ごとに取組んだが、たとえば、部品ごとにあるべき方向を定めて全体的な種類数削減に取組む予定。</li> <li>・今後、分解容易性等の具体化については、上記ケーススタディの中で、あるいは終了後に検討する予定。</li> <li>・季刊誌による適正回収処理等の広報（フロンの適正回収処理、自販機リユースの仕組みについて等）</li> </ul> | <p>1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進</p> <p>(1) 平成9年4月に制定した日本自動販売機工業会の自主基準である「製品アセスメントマニュアル」に基づき、設計段階での製品アセスメント（有害物質の削減を含む）の実施を促進するとともに、リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計を行うよう本マニュアルの見直しを検討する。</p> <p>(2) リデュース・リユースの促進を図るため、自動販売機本体の構造改善による長寿命化、素材や部品の標準化・モジュール化、分解容易性等を推進する。</p> <p>(3) プラスチックの使用用途及び種類を調査し、種類数の削減、材質表示について検討する。</p> <p>(4) 日本自動販売機工業会、日本自動販売協会、全国清涼飲料工業会、日本自動販売機保安整備協会が制定した「自販機の適正廃棄マニュアル」（平成13年2月改定）に基づき、リサイクルの向上とフロン回収等の適正処理に努める。</p> <p>2. 技術開発の推進</p> <p>使用済自販機の素材、部品に関して、関係業界との協力の下にリユース・リサイクルの促進のため、構造等の技術開発を推進する。</p> <p>3. 取組の公表</p> <p>業界のリデュース・リユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、関係者への啓発・PRを実施する。</p> |

| 品目名             | 平成13年7月12日改定ガイドライン  | 進捗状況（今まで講じてきた主要措置）   | ガイドラインの改定（案）<br>注)下線部は今回改定案  |
|-----------------|---|--|--|
| 35.レンズ付<br>フィルム | <p>1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進<br/>使用済レンズ付きフィルムについては、理想的なクローズドループリサイクルとしてこれまで進められてきたリユース・リサイクルに関する取組を推進するとともに、商品企画・設計段階から、省資源化（リデュース）し、リユース・リサイクル容易な設計を行う。</p> <p>2. 回収の促進<br/>回収を一層促進するため、現像所等の協力者を増加させ、より確実な回収システムを構築する。</p> | <p>1. 回収率アップに努めるため、主要メーカーによる「レンズ付フィルムリサイクル委員会」を写真感光材料工業会内に設置。（平成13年9月）</p> <p>2. 啓蒙活動<br/>ガイドライン製品化・回収率向上のため写真業界団体（「全日本写真材料商組合連合会」、「日本カラーラボ協会」等）と写真業界誌16社に協力要請文を送付・掲載。<br/>各種啓蒙活動の実施（例；クリーシャパンセンターの「総合学習の時間」13年度・14年度環境問題実験校のレンズ付フィルム循環工場の見学、日本科学未来館での展示）</p> <p>3. 各メーカーとも該当製品について、アセスメントを実施<br/>易分解構造設計<br/>共通部品化等使用材料の統一<br/>コンパクト化による省資源化設計</p> <p>4. 詰替品への対応<br/>「日本カラーラボ協会」による現像戻り詰替え品の調査（平成14年春、15年春）<br/>(可能な相手に対し)法的措置の実施</p> | <p>1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進<br/>使用済レンズ付きフィルムについては、理想的なクローズドループリサイクルとしてこれまで進められてきたリユース・リサイクルに関する取組を推進するとともに、商品企画・設計段階から、省資源化（リデュース）し、リユース・リサイクル容易な設計を行う。</p> <p>2. 回収の促進<br/><u>現像所やミニラボ（店頭処理写真小売店）等の協力者を増加させて回収を一層促進し、より確実な回収システムを構築することにより、リユース・リサイクル対象数量も増加させ、資源消費の抑制に努める。</u></p> |